

# 会 報

第 39 号

国立大学協会

昭和 43 年 2 月

# 会 報

(第 39 号)

## 目 次

- 一般教育について……………小 塚 新一郎…(1)  
○天皇機関説……………柳 瀬 良 幹…(7)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(12)
  - (1) 理事会 (42.10.27) ……(12)
  - (2) 理事会 (42.11.29) ……(15)
  - (3) 第40回総会 (第1日) (42.11.30)…(18)
  - (4) 第40回総会 (第2日) (42.12.1) …(24)
  - (5) 第8回事務連絡会議 (42.12.2)…(27)
  - (6) 第1常置委員会 (42.10.20) ……(31)
  - (7) 第1常置委員会 (42.11.29) ……(32)
  - (8) 第1常置委員会懇談会(42.12.11)…(34)
  - (9) 第2常置委員会 (42.10.23) ……(36)
  - (10) 第3常置委員会 (42.10.19) ……(36)
  - (11) 第3常置委員会 (42.11.16) ……(39)
  - (12) 第3第4常置合同委員会(42.11.29)…(40)
  - (13) 第3常置委員会 (42.11.29) ……(41)
  - (14) 第4常置委員会 (42.11.29) ……(43)
  - (15) 第5常置委員会 (42.10.25) ……(44)
  - (16) 第7常置委員会 (42.11.29) ……(45)
  - (17) 科学技術行政特別委員会(42.10.25)(46)
  - (18) 医学教育に関する特別委員会  
(42.10.26)…(47)
  - (19) 医学教育に関する特別委員会  
(42.12.11)…(49)
  - (20) 図書館特別委員会 (42.10.20) ……(51)
  - (21) 図書館特別委員会 (42.11.29) ……(52)
  - (22) 教養課程に関する特別委員会  
(42.11.15)…(53)
  - (23) 研究所特別委員会 (42.10.26) ……(54)

(24) 研究所特別委員会 (42.12.12) ……(55)

(25) 第18回大学運営協議会(42.10.27)…(57)

2. 諸会合(昭和42年10月19日~42年12月)(57)

### B 意見書, 要望書等

1. 科学技術基本法案要綱に対する当協会の意見について……………(59)
2. 医師法一部改正(案)国会審議について(メモ)……………(60)
3. 昭和43年度国立大学予算の緊要事項について……………(60)
4. 奨学金の停止・廃止等について……………(61)

### C 国立大学協会年表……………(62)

### D 資 料

1. 「国立大学の入学試験期日に関する第2次アンケート」の回答整理結果……………(67)
2. 外国人留学生等受入れに関する調査について……………(68)
3. 一般教育に関するアンケート集録(抄)(74)
4. 大学附属図書館に関する審議報告……………(82)
5. 研究所特別委員会において審議すべき主なる問題点……………(83)

### E その他

1. 学長, 役員等の異動について……………(84)
2. 大坪室蘭工業大学長の弔慰について…(84)
3. 罹災大学に対する災害見舞について…(84)
4. 寄贈図書……………(84)

## 5. 窓

- 文理学部の改組拡充について……………(58)
- 「グヒエーシヴァリー寺院の模型」  
の展示……………(61)
- 東京工業大学におけるユネスコ国際  
大学院研修講座について……………(86)

# 一般教育について

小塚新一郎

日本の大学に一般教育がとりいれられたのは、戦後の新教育制度によるものと考えられているが、実は大正年間に既に一度試みられたことがある。即ち、東京の青山学院（現在の青山学院大学）に、極く短期間ではあるが、今日の教養部、或いは教養学科に相当するものが設置せられていたのである。

青山学院の年譜によれば――

大正5年2月 高等学部人文科を設置  
大正11年3月 人文科を廃し英文科を設置……。

ここに記されている「人文科」(Liberal arts course と訳され、学生は“L”の襟章をつけていた)が、略それに当たることは、同学院の規程に示されている授業科目を見ると一層明らかとなる。――

( )内は担当教員名

キリスト教倫理(高木壬太郎)、倫理学(島本愛之助)、哲学・哲学史(出隆、佐野勝也)、論理学(出隆)、心理学(山田惣七)、教育学(山田惣七)、宗教学(佐野勝也、比屋根安定)、美学・美術史(団伊能)、国文学(別所梅之助)、漢文学(阪井喚三)、英語・英文学(岡田哲蔵、舟橋雄、豊田実その他外人教師)、ドイツ語(石原三子次郎)、ギリシヤ語(左近義弼)、歴史(龍居松之助)、日本思想史、現代思想研究。

法学通論(五島慶太)、憲法(島保)、民法(三宅徳業)、商法(宇野要三郎)、国際法(遠藤源六)、行政法、社会学(千葉敏蔵)、経済学(河津暹、井藤半弥)、商業政策(井原儀)、農政学。

数学、物理学(一戸直蔵)、化学(一戸直蔵)、生物学(野村七録)。

体操。

その他、次の特別講義の開設が予定されていた。――

哲学(桑木巖翼)、倫理学(中島徳蔵)、社会学(若宮卯之助)、英文学(野口米次郎)、社会学(布川孫市)、財政学(米山梅吉、間島弟彦)。

大正5年(1916年)といえば、アメリカでも大学の一般教育が、漸く問題として取りあげられた頃と思われる。たまたま、当時米国に留学していた高木壬太郎氏(神学博士、帰国後青山学院長に就任)がこれを知り、若い人々の教養を高め、よき社会人を育成するのに、極めて適切な教育手段であると確信して、先ず青山学院にとりいれて、更に広く日本の教育界に紹介しようと試みたのであろう。高木院長の死によって、人文科は大正11年に廃止され、一般教育は短命に終わったのであるが、それについては後に述べることにする。

この「人文科」に、実は私自身が学んだのである。もちろん一般教育の意義を理解して入学を志望したわけではなく、全く偶然に、面白そうな授業科目が並んでいる規則書を見て、両親にも相談せず、入学してしまったのであるが、それは大正9年(1920年)のことであった。入学してみると同級

生は僅か4名、講義によっては神学部の子科生と一緒に聴講したり、一級下の人文科生が合流したりすることもあったが、それでも15名を超えることはなかった。何時も先生と鼻つき合わせて授業を受けたのである。人文科の教育目的は、今日でいう「人間形成」にあったわけであるから、いわゆる専門の授業はなく、従って教員免許ももらえず、また会社も官庁も採用してくれないので、学生が集まらないのも無理はなかった。われわれの同級生も4カ年の在学中に次々に減って、卒業の時には2人だけになってしまった。然し学校側は、たとえ少数の学生であっても、多数の教員を揃えなければならぬので、私学としては経営上まことに困るわけである。創設者の高木院長の死と共に、英文科に改組されてしまったのも、止むを得ないことであった。若し高木院長がなお数年、十数年存命されていたならば、大正から昭和の初頭にかけて、日本にも一般教育が根を下したかもわからない。今にして思えば、真に惜しいことをしたものである。

学校側にとっては困りものであったとしても、少数の人々と共に新しい学問を学ぶことは、学生にとっては有難いことであった。授業は、規則書に記されている通りには開設されなかったが、物理・数学担当の本多先生からはアインシュタインの相対性原理の講義を受け、4次元の世界、N次元の世界などについて教えられ、十分に理解し得ぬままに、ただ不思議に感じたことをおぼえている。歴史の龍居先生は日本庭園の研究者としても知られており、先生につれられて、桂、修学院離宮をはじめとして京都の名園を見学した時の楽しさは、今も忘れることが出来ない。出先生の論理学、佐野先生（後に九大教授）の宗教学、或いは若い頃の井藤先生（後の一橋大学長）の早口の講義など、未だにはっきりと印象に残っている。肩書も資格も何も得られなかったが、4年間の学生生活は真に楽しいものであって、人文科に学んだことを少しも悔んではない。

一学生として、一般教育（或いは教養課程）について、このような経験をしたわけであるが、それが自分にとって、意義深いものであり得たのは、やはり、先生に直接手をとられながら、大変贅沢な「小人数教育」を受けた故と信じている。（贅沢とはいっても、当時の授業料は年額50円、入学金2円、その他に少額の校友会費等があっただけで、寄附金等の必要はなかった）。

然しながら、そこには、もう一つの大切な要素が働いていたことに、思い当たるのである。旧制中学校の4年生の後半頃から、先輩たちの影響を受けて、わけ分らずに外国の小説や内外の哲学書などを読み漁った。上級学校受験の頃には、兎に角、何ものかを求め、知りたいという欲求を抱いていた。この「学習への意欲」の有無が、一般教育の成否をきめる一つの重要な要素であると思われるのである。今日とは形は異なるが、以前からわが国においても立派に一般教育は行なわれていた。旧制高等学校、或いは「高校時代」が、今日いうところの「人間形成」に大きな力となっていたことは、多くの人の認めるところである。大河内会長も、三高時代を回顧して、次のように述べておられる。――

「よく昔の高校生は、哲学青年だったり、文学青年だったりした。それは決して彼らが、やがて長じて哲学者になるというようなことでもなく、著名な作家になるというようなことでもない。むしろ自分で思考し、自分で悩み、そして自分自身の人間としての生き死にの問題として人生を考え、死を考えようとしたことであり、……それは、言うてみるなら、どんな問題でもよかった。その年齢の青年を一人の独立の人間としてももの考えさせるに値する問題が与えられ、発見されればそれでよかつ

たのであり、そうした問題をスプリングボードにして、青年たちは、子供からおとなに飛躍したのである。……そして、このころ私をいちばん感激させたのは、朝永三十郎博士の名著、近世における『我』の自覚史であった。私はいまでも自分の下宿先の小さな部屋で、この書物を読んだ時の感激を忘れることができない) (「わが心の風土」より)

この「内心よりの欲求」こそ大切なものであるが、時勢は大きく変わり、大学はマンモス化し、中学、高校の教育は受験準備に終始しているような今日、若い学生たちは、果たして如何なる精神的情况のもとにあるであろうか。現在の大学問題は、日本に限られたものではなく、欧米諸国も皆同様に悩んでいる。例えばドイツの大学では、長い伝統となっていた“Lernfreiheit”も、今では、学問研究への意欲に燃え、自らその道をきり拓いて行くような、極く少数の学生に通ずるのみである。多数の学生はこのような意欲を欠くか、意欲はあっても大学における勉学の方途が見出せず、ただとまどって右往左往しているのが実情のようである。それ故入学当初に、学生を小グループに分け、それぞれグループ毎に指導教員を定めて、個々に学習指導を行なうよう、新しい方策をたてている。ウィルヘルム・フォン・フンボルトやシュライエルマッヘルの近代大学の理念とは、余りにかけ離れたものになってしまったのに、驚くばかりである。

一般教育の成果を挙げるためには、特に「小人数」の教育・指導が望ましいと述べたが、一定条件のもとでは、多人数を対象とする講義でも、効果がないとは限らない。ドイツ留学時代に経験したことであるが、例えば、シュプラランガー教授の講義などには、各学部から1,000名を超える聴講者が集まり、大講堂で開講されたが、学生は終始熱心に、静粛に聴講していた。席のない学生などは、講壇にのぼる段の上に腰をおろして、ノートをとる有様であった。このように、多人数教育でも、場合によっては、十分効果が期待できるのである。

ベルリン大学を最後に、学生生活をおわり、最初に就職したのは、東京美術学校(昭和7年)であった。担当した科目は、哲学、心理学、教育学であって、芸術家を目指す学生にとっては、専門の学習とは全く縁のない、いわば「人間形成のための一般教育科目」であった。戦後、美術学校と音楽学校とを合わせて、2学部より成る東京芸術大学となってからは、一般教育専任教員として、哲学、倫理学を担当した。このように、学生として「リベラル・アーツ・コース」に学び、教員となっても、専ら一般教育を担当して、(少々おおげさな言い方をすれば)半生を一般教育とともに歩んで来た。専門らしい授業をしたのは、戦後、広島文理科大学の委嘱をうけて、教育哲学について2カ年(昭和22年度、23年度)、いずれも集中講義を行なったことぐらいである。その際、講義しながら、わが身に感ずる学生からの反響に、身がひきしまる思いがした。

美術学校も芸術大学も、他の諸大学とは著しく事情を異にしているので、ここでの30年にわたる教育経験は、恐らく一般には当てはまらぬであろうが、少しばかり触れてみることにする。

教員として最初に感じたことは、専門教育の関係者から、理解と協力とを得るのが難しかったということである。美術学校の先生は、一般学科には無関心であった。現在ではそのようなことはなくなってきたが、芸術大学になった当初は、一般教育が「厄介もの扱い」にされたことさえある。尤も、美校時代の5か年の専門教育が、突然に大学後期2か年の専門課程に圧縮されたという、無理からぬ事情

もあったのである。

次に苦心したことは、如何にして学生に講義の内容を理解させ、学問に対する関心をひき出すかという点であった。どのクラスでも、常に何名かの学生は特別に興味を示し、研究室や、時には私宅にまで訪れて話し合うものもあったが、大部分は学習意欲に欠け、いたし方なく出席しているような有様であった。その上に（大学によって、事情は異なるであろうが）、学生の理解能力に大きな差があって、大学入学後に初めてこのような学問に触れるものと、既に、或程度の知識を具えているものとのことである。前者に適した講義は、後者には平易に過ぎて興味をひかず、後者の喜ぶ講義は、前者には全く理解できない結果となって、同一科目について、程度の異なる授業を行なう必要に迫られるが、教員数や、相当科目担当時間数等の関係で、実施は殆ど不可能な状況にある。

更に、一般教育では、教員は毎年同一の講義を繰り返さねばならぬ場合が多い。このことは、教員にとって、年とともに精神的重圧となるのである。一般教育の担当者は、真剣に努力しようとする程苦勞が多く、この点、専門教育の方が遙かに楽なようにも思われる。前にも触れたように、専門の授業では、学生側の反響をひしひしと身に感ずることがあるが、これまでのような一般教育では、このような体験は殆ど得られない。一般教育担当者の苦勞が十分理解されて、待遇などの点でも、特別な配慮がなされるよう、常々願っているのである。

最後に、教員組織について、少しく私見を述べてみたい。一般教育に「専任教員」を置くことは、大学設置基準の定めるところであり、大学自体もこれを当然のことと考えている。然し私自身の経験から、専任教員制には疑問をもっているのである。元来、大学教員は必ずいづれかの専門をもち、その専門の研究を基礎に教授するものであるが、一般教育では、専門の研究は、必ずしも、直接に教育に結びつくとはかぎらない。特に、若い、前途ある研究者の場合、その間の悩みは深いであろう。研究は研究として別に発表の方法を考え、授業は授業として準備しなければならなかったことを、私自身も幾度か経験したことがある。そのために、時には、研究から遠ざかってしまうおそれもあるので、若い有為な研究者を、一般教育専任教員として固定しておくのは、果たして適當であるかどうか、十分検討する余地があると思うのである。若しまた二流以下の人々を専任とするならば、一般教育に真の効果を期待することは困難であろう。

学生として、また教員として、経験してきたところを要約すると――

- (1) 一般教育（或いは、教養課程）の目的達成のためには、全学の理解と協力が必要であること
- (2) 学生が学習意欲をもっていること、或いは、学習意欲を燃え上がらせるよう、適切な指導方法を講ずること
- (3) 小人数教育に重点をおき、演習、ゼミナール等の方法を加味すること
- (4) 多人数を対象とする講義等は、学識と人生経験の豊かな教員による、権威あるものであること
- (5) 専任教員制によらず、全学教員の協力による教育が望ましいこと

以上は、国大協の「教養課程に関する特別委員会」の委員長の立場で述べたものではなく、ただ私の乏しい「個人的な経験」を、ほんの参考までに書き綴ったものである。

なお、これも参考までに、1926年冬学期から1931年夏学期までに聴講した、ベルリン大学の講義・

演習の題目をここに附記した。

Aグループは、私にとって一般教育科目、或いは基礎教育科目に当たるものである。

BとCとは専門教育科目（今日、問題となっている複専攻の）と考えられるが、Cグループは、大学院の授業に相当するものということができよう。なお、短期間（ここでは5カ年間）の例では、同一題目による講義演習等の繰り返しがなく（2学期にわたって、継続して行なわれることはある）、また当時既に大学問題が真剣に研究されていたこと（Aの5、Bの18）が目をはく。

- A. 1. Allg. Geschichte der Philosophie (Prof. H. Maier)
2. Geschichtliche Einführung in die Philosophie (Prof. C. Stumpf)
3. Einleitung in die Geisteswissenschaften (Prof. Spranger)
4. Allgemeine Psychologie (Prof. Dessoir)
5. Die deutsche Universität (Prof. Spranger)
6. Aesthetische Probleme der bildenden Kunst (Dr. v. Allesch)
7. Meisterwerke der Illustration aus Mittelalter und Neuzeit (Prof. Wulff)
8. Italienische Kunst in 16. Jahrhundert (Prof. Weisbach)
9. Leonardo da Vinci (Prof. Hildebrandt)
10. Stilgeschichte des Ornaments (Prof. Goldschmidt)
11. Deutsche und Italienische Kunst (Prof. Wölfflin)
12. Japanische Bilderrolle (Prof. N. Uyeno)
13. Geschichte des Musiklebens (Prof. Sachs)
14. Geschichte der Musikinstrumente als Grundlage der Musikgeschichte (Prof. Sachs)
15. Strömung des Musiklebens (Prof. Schering)
16. Beethovens Leben und Werke (Prof. Friedlaender)
17. Geschichte des deutschen Dramas und Theaters (Prof. Petersen)
18. Allg. Geschichte im Zeitalter des Absolutismus (Prof. Marcks)
19. Deutsches Staatleben und Weltpolitik (Prof. Meinecke)
20. Bismark und sein Werk (Prof. Oncken)
21. Deutsche Geschichte (Prof. Oncken)
22. Verfassungsgeschichte (Prof. Hartung)
23. Allgemeine Verfassungsgeschichte (Prof. Hartung)
24. Wirtschaftsgeschichte der neuern Zeit (Prof. Hartung)
25. Geschichte des Zeitalters des Absolutismus (Prof. Hartung)
26. Die politische Ideenkreise (Dr. Rohden)
27. Einführung in die Aussenpolitik (Prof. Hoetzsch)
28. Einführung in die Nationalökonomie (Prof. Bernhard)
29. Wirtschaftslehre (Prof. Bernhard)
30. Spezielle und praktische Nationalökonomie (Prof. Bernhard)

31. Verfahrenslehre (Prof. W. Sombart)
  32. Die Arbeiterfrage (Prof. W. Sombart)
- B.
1. Geschichte der griechischen Philosophie (Dr. Baumgardt)
  2. Geschichte der Philosophie des Mittelalters (Dr. Hochstetter)
  3. Die Philosophie in Zeitalter der Aufklärung (Dr. Hochstetter)
  4. Hauptproblemen der deutschen Mystik (Dr. Baumgardt)
  5. Geschichte der Philosophie von Renaissance (Dr. Baumgardt)
  6. Geschichtsphilosophie (Prof. A. Liebert)
  7. Philosophie der Kunst (Prof. Dessoir)
  8. Die Philosophie der Gegenwart (Prof. Dessoir)
  9. Philosophie als Weltanschauungslehre (Prof. Spranger)
  10. Geschichte der modernen Ethik (Dr. Baumgardt)
  11. Ethik (Prof. Spranger)
  12. Philosophische Grundlage der Pädagogik (Prof. Spranger)
  13. Systematische Pädagogik (Prof. Spranger)
  14. Geschichte der Bildung (Prof. Spranger)
  15. Staat und Erziehung (Prof. Spranger)
  16. Uebungen zur Einführung in die Leibnizische Philosophie (Dr. Hochstetter)
  17. Lektüre von Kants Kr. d. r. V. und Kr. d. p. V. (Prof. Spranger)
  18. Uebungen im Anschluss an Schriften zu der Universität (Prof. Spranger)
  19. Uebungen zur Kinder- und Jugendpsychologie (Prof. Spranger)
- C.
1. Uebungen über metaphysische Probleme (Prof. H. Maier)
  2. Uebungen über Antinomien und Irrationalismus (Prof. H. Maier)
  3. Uebungen über Begrifflichkeit und Individualität (Prof. H. Maier)
  4. Uebungen über Fichte, Schelling, Hegel (Prof. H. Maier)
  5. Uebungen über Plato (Prof. Spranger)
  6. Uebungen über Goethes Weltanschauungen (Prof. Spranger)
  7. Uebungen über Schelers Ethik (Prof. Spranger)
  8. Uebungen über Schopenhauer (Dr. Baumgardt)

(東京芸術大学長)

# 天 皇 機 関 説

柳 瀬 良 幹

天皇機関説は美濃部博士の名で知られている学説であるが、博士自身の命名ではないから、博士にはその定義は発見できない。又一般に承認された学術上の用語でもないから、学問上に一定した定義もない。併し「天皇機関説」という以上、その文字から言って、統治権の主体は国家で、天皇はその国家の機関であるとする説を指すものとするのが先ず常識で、現に今「ジュリスト」に連載中の宮沢教授の「天皇機関説事件」でも、この言葉はこの意味で使われている（386号を見よ）。併し何分にも確定した定義のない言葉であるために、実際はその外になお様々の意味が付加えられて用いられている例が多い。以下は偶然目に触れたものを挙げてみただけであるが、それでも次のようである。

□

(1) 本庄繁『本庄日記』（明治百年史叢書）には次の記事がある。

(イ) 「自分（天皇—筆者）の位は勿論別なりとするも、肉体的には武官長（本庄—筆者）等と何等変る所なき筈なり、従て機関説を排撃せんが為め自分をして動きの取れないものとする事は精神的にも身体的にも迷惑の次第なり」（至秘鈔・昭和10年3月11日）。

(ロ) 「陛下は更に、理論を究むれば結局、天皇主権説も天皇機関説も帰する所同一なるが如きも、労働条約其他債権問題の如き国際関係の事柄は、機関説を以て説くを便宜とするが如し云々と仰せらる。之に対し軍に於ては天皇は、現人神として信仰しあり、之を機関説により人間並に扱ふ如きは、軍隊教育及統帥上至難なりと奉答す」（同上・3月29日）。

(ハ) 「教育総監の訓示を見るに、天皇は、国家統治の主体なりと説けり、国家統治の主体と云へば、即ち国家を法人と認めて其国家を組成せる或る部分と云ふことに帰着す」。「然らば所謂天皇機関説と用語こそ異なれ、論解の根本に至りては何等異なる所なし、只機関の文字適当ならず、寧ろ器官の文字近からん乎」。「又右教育総監の訓示中『国家を以て統治の主体となし、天皇を以て国家の機関と為す云々』の説を反駁せるも、之も根本に於ては『天皇を国家統治の主体』と云ふと大同小異なり、而るに之を排撃するの一方に於て天皇を以て国家統治の主体と云ふは自家撞着なり」。「要するに天皇を国家の生命を司る首脳と見、爾他のものを首脳の命ずる処によって行動する手足と看ば、美濃部等の云ふ根本観念と別に変わりなく、敢て我国体に悖るものとも考へられず、只美濃部等の云ふ詔勅を論評し云々とか、議会は天皇の命と雖、之に従ふを要せずとか云ふが如き、又機関なる文字そのものが穩当ならざるのみ」。「右の要旨の御言葉に対し自分は、軍部は学説に触れず、只信念として崇高なる我国体を傷け、天皇の尊厳を害するが如き言動を、絶対に軍隊に入れざらんとするにあり、彼の議会中心と言ひ詔勅を論評し、議員は天皇の命に従ふを要せずと云ふが如きは、軍部の信念と断じて相容れずとの主旨を、軍隊の教育乃至統帥上、徹底せしめんとするに外ならずと奉答す」（同上・4月9日）。

(ニ) 「陛下は、出光海軍武官を召し、海軍の天皇機関説に関する意嚮を聞召され、軍部が自分の意

に随はずして、天皇主権説を云ふは矛盾ならずやと御下問あり」(同上・5月22日)。

(ホ) 「首相(岡田啓一筆者)より左の如く語れり」。「天皇機関説問題は厄介なる事なるが、頑張るの外なしと存ず。即ち機関なる文字を除き、詔勅批判杯(ママ)の意見を抑圧し、又之に悖る講義を為す教授を休むる等の事は出来得るも、機関説の主義に基く政治の機構まで悉く変ずる時は、憲法の改訂にまで進むの虞あり、大事を惹起するものとす」(同上・7月13日)。

(2) 高橋正衛『二・二六事件』(中公新書)には、「青年将校の目ざすものは、当時、天皇は「君臨すれど統治せず」と一般には解釈された天皇機関説の原理を、神なる天皇の親裁の国家に正そうとするものであった」(154—5頁)。「生命に関する命令は、「命令を下す者もそれを受ける者も、ともに命令に対する絶対的な信仰が要求される」。「彼ら(隊附将校一筆者)は、ただ一つ大御心を行使しているのだという信念によって、この地獄への道を納得しているのである。だから彼らにとって、国家体制を掌握している者からの命令とか天皇機関説とかは、絶対に許せない人間の作為であるとしか考えられなかった」(158—9頁)とあり、そして別の図表では、天皇の資格が「現人」と「神」とに分けられ、天皇機関説は前の系統に属し、国体明徴は後の系統に属するものとなっている(135頁)。

(3) 長谷川正安『昭和憲法史』には、「『大正デモクラシー』の時代には、美濃部の天皇機関説は支配的学説となり、ほぼ公認のものとなった」(8頁)。「天皇は現実にも、『機関化』しつつあったのである」。(9頁)とある。

(4) 中瀬寿一『近代における天皇観』には次の二つの記述がある。

(イ) 序章の中の「それでも天皇は機関である」と題した部分には、昭和10年2月25日の貴族院での美濃部博士の演説の中の、「わが国体を論じますものは、ややもすれば絶対無制限なる万能の権力が天皇に属していることが、わが国体の存するところであるというものがありますが、私はこれをもって……大いなる誤であると信じているものであります。……私の申しておりますのは、ただこれら憲法または法律に定まっております事柄を除いて、それ以外において、すなわち憲法の条規に基かないで、天皇が議会に命令したもうことはいつていのであります」(同書の引用のまま)という個所と、「あるいはまた私が、議会は国民代表の機関であって、天皇の機関ではなく、天皇から権限を与えられたものではない、といっているのに対し、はなはだしい非難を加えているものもあります。しかし、議会在天皇の御任命にかかる官府ではなく、国民代表の機関として設けられていることは、一般に疑われないところであり、それは議会在旧制度の元老院や今日の枢密院と、法律上の地位を異にするゆえんであります」(同上)という個所とを引いて、それは、「機関説的天皇観——つまり、『上は君主から下は交番の巡査に至るまで、すべて国家の機関』(美濃部博士の『憲法講話』〔初版〕)の中の言葉一筆者)である。というようなかなり徹底した近代的な天皇観——をいささかもひるがえすことなく、神秘的な専制思想・復古的な天皇主権説をこっぴどくやっつけた」もので、「さいごまで『デモクラシー』の灯をともしつづけようとした」ものであると言っている(21—2頁)。

(ロ) 第1章の中では、美濃部博士の「憲法ノ解釈ニ関スル疑義数則」(博士の原文では「義」は「議」一筆者)という論文の中の、「緊急命令ハ命令ノ一種ナリ、仮令議會ノ承諾ヲ経ルモ、尚法律トナルモノニ非ザルハ先生ノ証明セラルルガ如シ、而シテ其効力ニ於テ全ク法律ト異ナルコトナシトセバ、法律

ト命令ノ區別ヲ以テ効力ノ輕重ニ置カントスルハ、其第一着ニ於テ已ニ誤マレルモノトイワザルベカラズ」(同書の引用のまま)とあるのについて、それは「一木(喜徳郎一筆者)の天皇機関説のあいまいさ、不徹底さを突いたものである」と言い、又「法律ト命令トノ効力ノ輕重ハ之ヲ法律ノ觀念ニ求ムルコトヲ得ズ、法律ハ議會ノ協賛ヲ經テ元首之ヲ定メ、勅令ハ其協賛ヲ經ズシテ元首之ヲ定ムルモノナリト雖モ、此關係ハ法律ト命令トヲ以テ上級下級ノ關係ニ立タシムルモノニ非ズ」(同上)とあるのについて、「まさにこれは、緊急命令が法律に優先して、非立憲的専制的行為をおこない、しばしば憲法違反をくり返すことに対して、ズバリ『天皇制』そのものに批判を加えた」もので、「ハッキリ一木よりもすすんだ天皇機関説が顔をのぞかせて」いると言っている(92—3頁)。

(5) 家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』にも次の二つの記述がある。

(イ) 第1章の1には、憲法に関する美濃部博士の意見を、「機関説憲法学」(5頁)、「機関説学派」(9頁、22頁)、又は「機関説理論」(10頁)と名づけ、その内容を一木博士の説を継承した部分とそれを越えて「理論的前進を企てた」部分とに分けているが、そのうち、前の方に属するとされているのは、天皇は国家の機関であることの外、国家の統治権は無限でないこと以下11項目で、何れも「議会の権限を拡大し、国民の権利を強化し、政府の独裁を縮小する見解である」(8頁)とあり、又後の方に属するとされているのは、立法は君主と議会との共同の行為であること以下11項目で、すべて「非立憲的思想」が「批判修正された結果立憲主義の方向に大きな前進を示したもの」(18頁)であるとある。

(ロ) 同じく第1章の2には、「美濃部憲法学を単に天皇機関説という観点のみから特色づけること」は「学問上必ずしも適切でない」。「何故ならば」、「天皇機関説自体は一木以来の理論がそのまま維持せられたものにすぎないからである。もっとも、美濃部の機関説は、抽象的形式的理論としては一木の学説の継受にすぎないとしても、歴史的情況の中での機関説の具体的な様相にはいちじるしい相違が生じている」。「一木の場合にはそれは藩閥官僚のイデオロギーであったが故に特に民主主義の主張と結びつくところがなかったのに対し、議院内閣政治を主張する美濃部にあつては、天皇機関説は、国家機関としての天皇の権能をつとめて制限的に解釈する機能をも帯びることとなったために、同じ機関説理論が学問の全構造の変化に伴ない、違った意味をもつようになって来た」とある(25—6頁)。

(6) 松尾尊兌『大正デモクラシーの研究』にも次の二つの記述がある。

(イ) 「従来一般に天皇機関説といえは、ただちにイギリスの立憲君主制にふさわしい解釈と即断されているが、それは大なる誤である」。「天皇機関説にも国家諸機関の位置づけのいかんによりいくつかの類型がある」(241頁)。

(ロ) 「君主主権説は天皇制の専制擁護の憲法解釈の基点であり、国家法人説は専制憲法の議会主義的よみかえの土台である」(253頁)。

□

以上挙げた中には、その言っていることの意味のよくわからないものもあり、又その挙げている博士の言説からどうしてそのような結論になるのか不審なものもあるが、ともかくこれに依って、天皇機関説という言葉が、統治権の主体は国家で天皇はその国家の機関であるという主張の外に、なお様々な他の主張をも含んだものとして使われていることがわかる。そして初に言ったように、この言葉

には誰も従わなければならぬ確定した定義はないのであるから、その限りでは、それを何を指すものとして使おうとも、それは使う者の自由であって、それを傍から彼是言うのは言う方が間違であるとも言うことができる。

併しながら、更に考えてみると、「天皇機関説」も一つの言葉である。そして一つの言葉であるということは一つの概念を現わすものであることを意味する。そして一つの概念であるためにはそれに含まれている内容は互に論理上関連をもったものでなければならないから、このように考えると、上に挙げた人々がそれぞれ天皇機関説という言葉の内容としている事柄が果して互に論理上関連をもったものかどうかを調べてみることは、決して単にこの言葉の使い方の問題に止まらない、学問上にも重要な意味をもった問題であることがわかる。

そこで今その点を考えてみると、右のように、問題は上に挙げた人々が天皇機関説の内容として挙げている事柄は果して統治権の主体は国家で天皇はその国家の機関であるとする考と論理上関連のあるものであるかということ、従って一般的な形に言い直せば、統治権の主体は国家で天皇はその国家の機関であるとする考からどのような事柄が論理上の結論として演繹されるかということであるから、それに答えるためには、その前に先ず右の考についてその精確な意味を確めることが必要である。そして右の考は無論日本人の発明ではなく、この考の日本での代表者とされている美濃部博士自身が、始めてこの考を述べた「君主ノ国法上ノ地位」という論文（明治36年の法学志林50号）で、「欧洲ノ立憲君主国ニ於テ認メラルル所」、「独乙ノ国法学者カ統治権ノ主体ニ付テ説明セル所」と言っている通り、ドイツからの輸入品であるから、右の問題に完全に答えるためには、更にドイツにまで遡って右の点を確めることが必要である。従ってそれはここで簡単にはできないので、ここには日本の右の考について、歴史上の事実としての次の二つのことを指摘して、この歴史的事実を離れて客観的に考えてもその通りであるかどうかの吟味は後の宿題にして置く。

その事実というのは、一つは、この考の日本での代表者とされている美濃部博士がこの考からの論理上の結論の形で述べているのは、ただ一つ、第1回の所謂天皇機関説事件のときに書かれた論文「国家及政体論」（大正元年）の中で、天皇の国務上の行為に対して批評を加えることは差支ないという主張の根拠をこの考に求めて、「若シ統治権ヲ以テ君主ノ権利ナリト為サバ」、「法律、勅令又ハ其ノ他ノ各種ノ命令ヲ初トシテ総テノ行政処分、総テノ裁判行為ハ皆国家ノ行為ニハ非ズシテ君主ノ行為タルノ効力ヲ有スルモノナラザルベカラズ。若シ然リトセバ」、「法律勅令ヲ論評シ、租税ノ過重ヲ批議シ裁判ノ峻酷ヲ訴へ、行政ノ紊乱ヲ難ズルガ如キ皆勅命ニ反抗スル許スベカラザル不敬ノ罪トナラザルベカラズ」。「法律命令其ノ他ノ統治行為ニ対シ国民ノ之ヲ指斥言議スルヲ妨ゲザル所以ハ此等ノ行為ガ天皇御一身ノ行為ニ非ズシテ国家ヲ代表シ給フ行為ナルニ由ル」（星島二郎編『最近憲法論』456—7頁）と言っているのが管見にある唯一の例であることである。

他の一つは、同じ時期に書かれた他の論文「所謂国体論に就て」（大正2年）の中で、博士が当時問題になった自身の意見を、「国家の本質を解して、国家は統治権を固有する団体であるとし、随て統治権の主体は国家自身であるとする」「見解」と、「政党政治、議院内閣政治」に関する見解とに分け、「第一の問題は、純然たる学理の問題で、第二の問題は、政治上の問題である」と言っていて（『時事

憲法問題批判』6頁)、それから推して考えると、統治権の主体は国家で天皇はその国家の機関であるという考からは政治の運用についての何等の結論も出て来るものではなく、それはそれらの事実を認めた上でそれを合理的に説明する役目を果たすだけのもので、その意味で純粹の理論に属するものであるというのが博士の考であつたらしいと思われることである。

(東北大学法学部教授)

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和42年10月27日(金)午後1時  
場所 東京大学大講堂第1会議室  
出席者 大河内会長, 奥田副会長  
堀内, 佐藤, 本川, 秋月, 和達, 増田,  
中川(善), 渡辺, 篠原, 八木, 稻荷山,  
井上, 遠城寺, 妻木各理事  
藤田, 小川, 玖村各常置委員長  
近藤, 岡田両監事。

先ず, 奥田副会長会長に代わり主宰の下に開会。

#### I. 報告事項について

次の各事項について, 鶴田事務局長より報告が行なわれた。

##### (1) 理事の交替について

旧	新
---	---

金沢大学石橋雅義理事(後任) 中川善之助理事

##### (2) 委員の交替, 補充について

前回の理事会で特別委員会その他の委員の補充について, 会長, 副会長, 委員長に委されたが, その後次のように決定された。

##### ○医学教育に関する特別委員会委員

旧	新
---	---

八木委員(神戸大学) 中川委員(金沢大学)

伊藤委員(新潟大学) 山内委員(新潟大学)

##### ○新設大学拡充特別委員会委員

旧	新
石橋委員(金沢大学)	中川(善)委員 (金沢大学)
伊藤委員(新潟大学)	山内委員(新潟大学)

##### ○第1常置委員会の教員委員

(旧) 中川秀恭委員(北海道大学)

(新) 松田智雄委員(東京大学)

##### (3) 要望書の提出について

資料1「昭和43年度予算に関する要望について」は, 前回の理事会で, その提案および提出時期を第6常置委員長ならびに会長に一任されていたが9月21日の第6常置委員会において協議成案の上, 翌22日, 大河内会長, 増田委員長並びに, 近藤委員(東京農工)が大蔵, 文部両省に出向いて説明, 提出した。詳細については後ほど委員長より報告の予定である。

##### (4) 科学技術基本法案について

本法案については, 昨年は国会上程が見合わせとなったが, その後新たに同法案検討用試案が非公式に示されたので, 9月6日小委員会を開いて検討し, 更に改訂案が示されたので10月11日, 小委員会を開いて文部省側の説明を聞き, 引続き17日に専門委員会, 同25日特別委員会を開いて審議した。その結果は後ほど委員長より報告がある予定である。

##### (5) 大学運営協議会について

前回の理事会(9.14)の午後第17回協議会

を開き、小委員、臨時委員の補充を行ない当面の問題について懇談を行なった。その後自衛官の大学院入学の問題について9月27日に臨時委員の会議を開いて検討を行ない、さらに本日午前中に第18回大学運営協議会同懇談会を開いて、同問題その他について意見の交換を行なった。

ここで、丁子主事より、本日配付の下記会議資料について紹介があった。

1. 第6常置委員会要望書
2. 学生問題会長談話(案)
3. (1) 「科学技術基本法案要綱」に対する意見  
(2) 科学技術基本法案要綱  
(3) 学術会議関係  
(4) 中間了解事項(自民党)  
(5) 国大協意見要旨
4. (1) 国立大学の入学試験期日決定方法について  
(2) 審議経過  
(3) 整理結果
5. (1) 留学生教育制度の改善について  
(2) 留学生調査について
6. 事務局関係諸規程
7. 国立大学長懇談会開催について

## II. 協議事項について

1. 各委員長の報告と協議
- (1) 篠原第5常置委員長より配付資料「国費留学生に対する日本語教育の改善(案)について」および「外国人留学生等受入れに関する調査について」について説明が行なわれた。  
「外国人留学生等受入れに関する調査について」は、先に各大学に送ってアンケートに対する回答を整理したもので、重要な点は資料5頁のII項目別意見であって、その内容につ

いては7頁に列挙してあり、去る9月22日、1昨10月25日の第5常置委員会に諮ったものである。「国費留学生に対する日本語教育の改善(案)について」は、外国人留学生受入れ問題について、文部省において現制度を大幅に改変しようとするもので、先ずその為の予算を要求しているとのことで、1昨日の第5常置委員会において、文部省の留学生課長より説明を聞き、第5常置委員会としては一応尤もであるとして了承した。従来、国費留学生については、千葉大学留学生部で理科系の学生を、東京外国語大学留学生課程で文科系の学生に対して、それぞれ1年の予備教育と2年の一般教育を含めて3年間の教育を受け持っていたが、各大学への受入れの時期がまちまちで、問題があったので、このような矛盾を解消しようとするのがねらいで、結論的には、1年間日本語教育の上、各大学の1年に一般学生と同様に入学させるというもので、具体的なことは配付の資料によってご承知戴きたい。と報告があったが、このことについては、当初は、1年間日本語教育の上各大学の1年に入学させたが、日本語も不十分であり数理の基礎学力が問題にならないことから、現在の制度を設けたもので、やっと寮も完備し、ようやく軌道に乗りかけたところを、また昔の制度に改めようとするもので、大学としては無関心ではあり得ない問題であり、単に日本語教育の問題だけでなく、かなり色々な問題を含んでいるとして、文部省は無定見ではないかとの意見が強く表明され、1昨日の第5常置委員会での賛成を取消したいとの発言もあって、会長より、難しい問題だから第5常置委員会で引き続いて検討して欲しい旨が述べられ、更に検討することとし

た。

(2) 羽田事件について会長より10月8日羽田空港で起こった学生暴挙について、10月13日に文部大臣、事務次官、大学学術局長等と、奥田京都大学、増田一橋大学、藤田お茶の水女子大学の各学長および私とが事件の情報や、意見の交換を行なった。文部大臣からは大学管理法案を出すようなことは考えていない旨の表明があり、国大協としては、この問題について重大な関心を持っており、常置委員会において検討を続ける積りであり、なお、今回の事件は国立公立私立大学の学生が起こした事件であり、今後は国、公、私立大学の間で緊密に話合う必要のあることも発言した。その後第3常置委員会においてもこの際当協会としてとるべき態度について検討した結果「談話」の形で何らかの意見を公表すべきであるということになった旨が述べられ、ついで、三輪委員長に代わり井上第3常置委員より会長の報告のとおり第3常置委員会においては、この際何等かの所見を表明する必要があることを認め、資料2「会長談話(案)」を立案したのでご審議を願いたい、なお発表するとすれば総会后では時機を失するのでこの際前例もあり、総会には事後承認を得ることで、本日の理事会の承認を経た上で発表するのが適当であると判断される旨の説明があった後、案の形式および内容について種々意見の交換が行なわれ、今少し本格的な討議を重ね内容を充実したものをとの意見もあったが、具体的な問題については後で考えることとして、一応この際姿勢を示す必要があるとの意見が多く、文案の一部を修正の上公表することを了承した。

なお、本件の公表方法について協議の結果、

会長、三輪委員長、藤田委員同席の上、明28日午後記者会見を行なうことに決定した。

(3) 自衛官の大学院入学の件について

本日午前に開いた大学運営協議会の審議の結果では、国立大学協会として各大学の扱いを画一的に揃えることはしないで、各大学の伝統や自主的判断によることとするが、事柄の性質上慎重に考慮するという事になった。しかし、この場合でも問題点としては、

- ① 自衛官が大学院の入試を志願して来た場合の段階でこれを拒否することはよくない。
- ② 入試にパスした場合は、各大学の判断によるが、少なくとも休職かまたは退職の上受け入れるほうが理屈がとおるのではなかろうか。
- ③ 一度自衛官になった者が、退職してもなお他の者と差別待遇を受けることは理論的に成り立たない。
- ④ 一般公務員の場合と自衛官の場合とを差別する根拠等の問題点がある。

(4) 小川第2常置委員長

配付資料4一(1)、(2)、(3)に基づいて、「国立大学の入学試験期日決定方法について」一応の原案を得たので、本日の理事会で了承が得られれば、この案を総会で説明し、更に文書で各大学の意見をきき、次の総会に結論を出したい旨を説明し、さらに、その後、新事実として判明したことは、この間二方学長が春山前大学課長に確かめられたところ、現在の一・二期校については、文部省の当時の春山大学課長が原案を作成し、各大学と連絡を取って決めたものであること、その場合終戦後の交通事情や宿泊事情等から地域の関係を特に考慮に入れたと、語っておられたということである。との説明があった後、会長より、

長らく論議を重ねて、漸くここまで来たので、今回の総会に出して説明し、更に各大学の意見を徴することをご了承願いたいと諮られ、了承された。

(5) 増田第6常置委員長

資料1「昭和43年度予算に関する要望について」

例年の要望について、去る9月16日、9月21日に第6常置委員会を開催して成案を得て、22日に大蔵、文部両省に提出したが、要望書の内容については一般論のほか文部省とも、各地区の要望事項及び各委員会の意見をもとって重点的なものを探り上げ作成した旨説明があり、なお43年度に新たに採り上げた事項等について、別紙要望書(38号38頁参照)により逐一説明があり、了承された。

(6) 和達科学技術行政特別委員会委員長

配付資料3の(2)の「科学技術基本法案要綱」は、資料3の(4)の「自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会中間了解事項」(42.7.20)に基づいて科学技術庁と文部省が纏めたものである。このことについて文部省の説明を聞くなどして、これに対する考え方を検討して来たが、本特別委員会として、一応資料3-1(1)『「自民政務調査会科学技術基本法に関する協議会了解事項に基づく、科学技術基本法案要綱」に対する意見』を得た。その大眼目は意見の1および2に挙げた点である旨、同意見を朗読の上説明があつて、了承された。なお、本件は、その進行状況から見て、本日の理事会の承認を得た上更に、文章を整理してこれをメモとして会長と委員長が文部省に説明し要望することを了承された。

(7) 国立大学協会事務局組織規程等制定につい

て

国立大学協会関係規程資料6-1, 2, 3, 4, 5, 6につき、鶴田事務局長からその要点についてそれぞれ説明を行ない、これが原則について承認され、細部については会長一任として11月1日より施行することが了承された。

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和42年11月29日(水)午後3時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長

奥田、福田両副会長

佐藤、本川、秋月、三輪、実吉、増田、中川、渡辺、篠原(代、佐野)、八木(代、山木戸)、稻荷山、井上、川村、

長谷川、遠城寺、妻木各理事

藤田第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

岡田第4常置委員会委員長

玖村第7常置委員会委員長

小塚教養課程に関する特別委員会委員長

近藤監事

大河内会長主宰のもとに開会。

### 1. 理事の交代について

会長から長らくご尽力願った遠城寺九州大学長が本日をもって退任され、明日から水野高明氏が新学長として総会に出席される。また、遠城寺九州大学長の退任に伴い岡田東京医科歯科大学長が第4常置委員会委員長に就任され、規則により今後理事会に出席される旨披露があつた。

## 2. 報告事項

会長から次のとおり報告があった。

- (1) 室蘭工業大学長大坪喜久太郎氏が昭和42年11月23日逝去された旨報告があり、一同哀悼の意を表した。
- (2) さる10月8日及び11月12日、羽田で佐藤首相の外遊に反対して学生が暴力的行動に出、警官隊と衝突したことは遺憾であるがこの件に関連し、10月27日開催の理事会の了承を得て翌28日会長談話を発表し、他方、11月7日在京国立大学長6人が私立大学連盟役員校の私立大学長6人と懇談、情報交換等話合いを行なったが今後も必要に応じ懇談していきたい。
- (3) 科学技術基本法案要綱の取扱いについて  
11月8日和達科学技術行政特別委員会委員長が篠原名古屋大学長と同道のうえ、文部省の関係官に会い前理事会で報会の趣旨にそって国大協の意見を口頭で申し伝えた。この件についてはさきに文書をお送りし了承を得てあるが、なお後刻委員長から報告する。

## 3. 第40回総会日程について

鶴田局長から、明11月30日及び12月1日の両日にわたり、国立教育会館で開かれる第40回総会の日程について説明があり了承された。

## 4. 国立大学長懇談会開催について

鶴田局長から、総会終了の12月1日午後、前理事会で了承を得たとおり国立大学長懇談会が開かれるが、文部省の学長会議とは異なるので、話題をしばらく座長を2人位決めて進行をはかるようにしたい旨説明があり了承された。

## 5. 各常置委員会及び特別委員会報告

- (1) 藤田第1常置委員会委員長から、中教審で学制全般の問題を取り上げているので、これもいずれ検討したいが、とりあえずさきに設置基準について検討した大学院の問題について今後引続き制度全般について根本的に検討していきたい。なおさきに北海道教育大学長に就任のため委員でなくなった中川氏に引き続き臨時委員をお願いしたので承認を得たい旨述べ会長から本日の理事会を常務理事会に代わるものと見做すこととして承認されたい旨を補足され、了承された。
- (2) 小川第2常置委員会委員長から一期校、二期校の問題について3年越しで検討してきたが、このたび入学試験期日の決定方法について基本方針案とも云えるものができたので、明日の総会へ報告し、以後各大学でご検討願ひ、できれば来年6月の総会で結論が得られるようにしたい旨述べ了承された。
- (3) 三輪第3常置委員会委員長から、さきの羽田事件等学生の暴力的行動に関連し、文部大臣と国立大学長数名が2回程懇談したが、その際各国立大学の横の連絡の重要性が指摘され、それについては現在行なわれている全国国立大学学生部長地区代表者会議を通じて大学相互間で自主的に連絡をとるのが良いというようになったので、当番校は勿論、各国立大学のできるだけのご協力をお願いしたい。  
また、本委員会では10月19日委員会を開催し、学生の暴力的行動について検討し、10月27日理事会の了承を得て翌10月28日会長談話を発表したが、さらに、11月16日委員会を開いて今後、国大協としてどのような姿勢で臨むかを検討した。その結果、既に学生問題に関する基本的見解はさきに発表した「学生問題に関する所見」につくされているので今後は、

具体的に問題を論じていくべきであるということになった。したがって、明日の総会では委員会が目下検討中の具体的問題点について報告したいが、これを文書にして配付するか否かは理事会の意見を伺って決めたい旨述べ、ついで各理事から種々意見が述べられ総会では文章化したものは配付せず项目的なものを配り報告することとして了承された。

- (4) 岡田第4常置委員会委員長から、保健管理センターについて当面はその内容の充実より、まず数多く設置し、5年間位で全国立大学に設置するとの方針で8月17日に要望書を作成し、文部、大蔵両省に提出したが、さらに10月26日遠城寺委員長と岡田、佐藤両委員同道のうへ、大蔵省主計官を訪れ、保健管理センターについて配慮方を要望した。しかし、財政硬直化等の事情も絡み見通しは良くない。また、「学生の経済問題の対策」についてのアンケートの回答が52大学からあったが専門委員で問題点を整理し、来春早々から委員会で検討していくつもりであるので明日の総会ではそのことを報告したい旨述べ了承された。
- (5) 渡辺第5常置委員会委員から、さきに行なった「外国人留学生等受入に関する調査」について68大学から回答が寄せられ10月25日の委員会で最終的にまとめられたので、明日の総会で報告したい。なお、その中でとくに日本語教育の改善が重要であるが、これについて文部省の留学生課が案をまとめたので、いずれ委員会で検討するつもりであるが明日の総会で参考までにその要旨を配付したい旨述べ了承された。
- (6) 増田第6常置委員会委員長から前総会で作案及び提出時期について一任願った「昭和43年度予算に関する要望書」をさる、9月21日の委員会で最終的に検討、作成し翌9月22日大河内会長、近藤委員と委員長が同道のうへ、大蔵次官、主計局長及び文部省関係官に要望書を提出し懇談した。また、10月19日の委員会で従来から本委員会として要望し、今回はじめて人事院勧告の中に取り上げられた「大学院担当の助手の調整額」の配分について検討したが助手の実態把握の困難さも絡んで具体化が難しく文部省人事課長から説明を聞いた。委員会としては、折角の要望が無駄にならぬよう実現の方策を考えていきたいので総会でも以上のことを報告したい旨述べ了承された。
- (7) 玖村第7常置委員会委員長から、種々問題を検討したが、教員養成の学部の設置基準が未制定であり、早急に設置基準が制定されるよう明日の総会でお話合いをお願いしたい旨述べ了承された。
- (8) 渡辺科学技術行政特別委員会委員から、和達委員長に代わり自民党政務調査会の了解事項に基づき科学技術基本法案要綱が示されたので、10月25日委員会を開きこれが法制化される場合について検討し、10月27日の理事会で了承を得て11月8日同法案要綱に対する国大協の意見を口頭で関係方面へ伝えた。このことは11月10日付で取あえず各大学にご報告してあるので明日の総会ではその意見（案）をお諮りし、了承を得られれば国大協の意見として公表したい旨述べ了承された。
- (9) 小塚教養課程に関する特別委員会委員長から、前総会以後3回程委員会を開き、今後の運営方針について検討したが、とりあえず、現状把握が必要ということで事務的に回答しうる点を主に各大学にアンケートを求め、①

横割り、縦割りの別、②一般教育実施の期間  
 ③留年 ④授業科目（総合科目、基礎科目）  
 の開設 ⑤管理、運営 ⑥教員組織等につい  
 て各大学から回答をいただいた。その結果は  
 別紙のとおりであるので、来年2月以降委員  
 会でこれをもとに検討を進めるが、明日の総  
 会ではその調査結果を報告したい旨述べ承  
 された。

(10) 本川研究所特別委員会委員長から、本委員  
 会は2回程の会合で、研究所についての問題  
 点をまず「研究所の目的・性格」「部門の流  
 動性」「学部との関係」「大学院との関係」「学  
 部附属施設との関係」「共同利用研究所の目  
 的・性格」の六つにしばり検討を進めていく  
 ことになり、専門委員に東京大学物性研究所  
 長の三宅教授をお願いし検討中であるので明  
 日の総会ではそのことを報告したい旨述べ承  
 された。

(11) 川村図書館特別委員会委員長から、本委員  
 会では、3回程会合を重ね今後審議すべき問  
 題点を検討し、委員会の審議方針を決めたの  
 で、明日の総会ではそれを文書にしたものを  
 配り報告したい旨述べ承された。

(12) 岡田(正)医学教育に関する特別委員会委員  
 から、福田委員長に代わり医学教育関係の委  
 員会は本委員会のみならず厚生省や医師会に  
 もあるので、それらと本委員会との関係を検  
 討、連絡をはかる一方、本委員会として医学  
 教育の根本的問題を検討していくつもりであ  
 るが、現在は、まず現状把握のため関係者を  
 招いて説明を聞いているところであるので、  
 明日の総会では以上のことを報告したい旨述  
 べ承された。

(13) 渡辺新設大学拡充特別委員会委員長から、  
 本委員会では9月14日委員会を開き、問題点

を検討したがまず、学科目制と講座制の教官  
 研究費の較差是正が重要であるということに  
 なったので、第6常置委員会に連絡し、9月  
 22日関係方面へ提出した昭和43年度予算に関  
 する要望書の中に盛り込んで貰った。この点  
 謝意を表すが明日の総会ではそのことをご  
 報告したい旨述べ承された。

#### 6. 特別委員会委員の交代について

会長から次のとおり特別委員会委員を交代す  
 ることについて諮られた承された。

委員会名	旧	新
新設大学拡充特別委員会		
	東京学芸大学長	東京学芸大学長
	高坂正顕	鎌田正宣
医学教育に関する特別委員会		
	九州大学長	大阪大学長
	遠城寺宗徳	岡田実
研究所特別委員会		
	九州大学長	九州大学長
	遠城寺宗徳	水野高明
教養課程に関する特別委員会		
	大阪大学長	大阪教育大学長
	岡田実	小林篤郎

### (3) 第40回総会議事要録 (第1日)

日時 昭和42年11月30日 10時  
 場所 国立教育会館大会議室  
 出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、オブザ  
 ーバーとして出席の琉球大学長池原貞雄氏、及  
 び本日代理出席の岩手大学の千葉農学部長、埼  
 玉大学の小島理工学部長、名古屋大学の佐野教  
 養部長、滋賀大学の森川教育学部長、神戸大学

の山木戸法学部長がそれぞれ紹介された後、去る11月23日大坪室蘭工業大学長が急逝され哀悼の意を表するとともに、本会より弔辞及び花輪を手向けた旨の報告があった。

ついで、事務局長から、本総会の日程、及び会議資料について説明があった。

## I 会務報告

### 1. 学長の交代について

会長から、前総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	前学長
北海道教育大学	中川 秀 恭	城 戸 幡太郎
群馬大学	秋月 康 夫	長谷川 秀 治
東京学芸大学	鎌田 正 宣	高 坂 正 顕
東京水産大学	富山 哲 夫	黒 沼 勝 造
電気通信大学	松村 定 雄	松 平 正 寿
新潟大学	山内 峻 呉	伊 藤 辰 治
金沢大学	中川 善之助	石 橋 雅 義
九州大学	水野 高 明	遠城寺 宗 徳
宮崎大学	広田 輝 雄	岩 村 岳
室蘭工業大学	事務取扱 沢茂夫	大坪喜久太郎

### 2. 常置委員会委員長の交替について

会長から、昨日の第4常置委員会において、遠城寺前委員長に代わり、岡田東京医科歯科大学長が、委員長に互選された旨報告があった。

### 3. 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について

会長から、大学保健管理の整備充実については、前総会で遠城寺前第4常置委員会委員長より報告があったが、その後、来年度予算要求の関係上緊急に要望書を提出することとなり、別

紙の要望書（会報38号37頁）を8月17日に文部省、大蔵省等関係方面に提出し、遠城寺前委員長と岡田(正)委員がそれぞれ関係方面に出向き説明し要望した。このことは当然総会に諮り要望すべきことであるが、緊急のため理事会に諮って処理したもので本総会において追認願いたい旨を述べられ、承認された。

### 4. 昭和43年度予算に関する要望について

会長から、昭和43年度予算に関する要望については、前回の総会において、増田第6常置委員会委員長より、詳細な説明があり、要望書の文案作成提出時期等は会長及び委員長に一任されたが、その後、第6常置委員会において各方面と連絡をとり、別紙の要望書（会報38号38頁）を作成し理事会の了承を得て去る9月22日に増田第6常置委員会委員長、近藤東京農工大学長とともに、大蔵省に谷口大蔵次官、村上主計局長を訪ね、説明の上要望した。また、文部省にも同様関係官に提出した旨報告があり、了承された。

### 5. 学生問題についての「会長談話」発表について

会長から、去る10月8日と11月12日の2回にわたり佐藤首相外遊に際し、羽田空港における学生の暴走は甚だ遺憾である。今回の総会では、とくにこの問題について後刻十分にご討議を願いたい。

これら2回にわたる学生の暴力行動に際し、前後2回にわたり文部大臣と若干の国公立大学長の懇談が行なわれたがその際国立大学長の発言は、国立大学協会としての統一見解に基づくものではなく各大学長、個人としての意見が述べられた。その後当協会としては第3常置委

員会が中心となって最近の学生問題に対する具体的対策について検討を進めているが、とりあえず去る10月27日の理事会の了承を得て、翌28日「会長談話」（会報38号43頁）を発表し、本協会としての基本的態度を明らかにした。

このことは、取急ぎ文書をもってご了解を得たとおり、事前に総会の決定を得ることで、時期を失するという理事会のご意見でもあり、本総会において事後承認を願うこととなったが、この点何分のご了承を願いたい。なお、先般来の事件の特質に鑑み、去る11月7日早稲田、慶応等6私立大学長と在京の国立大学長との会合をもち、意見の交換を行なったが、今後もその種の会合を引き続きもちたい考えである。なお、今後の対策については、第3常置を中心として検討したい旨報告があり、承認された。

## 6. 科学技術基本法案について

会長から、科学技術基本法案については、昨年は国会上程が見合わせられていたが、その後自党内の調整が付き、自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会了解事項に基づいて、同法案要綱が非公式に文部省から示された。科学技術行政特別委員会においては、小委員会、専門委員会、特別委員会を屢々開いて検討を重ね、さらに10月27日の理事会にも付議して別紙のような委員会の意見（59頁参照）を得、これについて、去る11月8日和達委員長、篠原名古屋大学長が非公式に文部省係官に対し口頭で申入れを行なった。詳細については、委員長より、後刻報告される予定であるが、その際、この委員会意見を当協会の意見としてご決定願うことも協議したい旨報告があり了承された。

## 7. 大学運営協議会について

会長から、第17回大学運営協議会懇談会を9月14日に、また、臨時委員会を9月27日に、さらに第18回協議会同懇談会を10月27日にそれぞれ開催して、自衛官の大学院入学問題その他当面する各大学の管理運営の諸問題について検討した。なお、自衛官の大学院入学問題は国立大学協会としては一律なとりきめはせず各大学の伝統や判断によることとなったが、事柄の性質上慎重に考慮することとなった旨報告があった。

## 8. 特別会計制度協議会について

国立大学が外部から受ける研究費の取扱いの改善に関し奨学寄附金及び受託研究費取扱いの基本方針を、特別会計制度協議会において文部省と取りきめたことは、前総会の際、報告したところであるが、その後同専門委員会でこの基本方針についての具体的実施案を検討の結果、成案を得てこれに基づき文部省が関係規程等の改正を行ない、各大学に正式に通知されたことは、すでに、ご承知のとおりであるが、これが實際上不都合があれば同協議会で再度検討することとしたい旨報告があり了承された。

## II 協議事項

### 1. 学長懇談会開催について

会長から、このことについては、去る9月14日の理事会で協議されたので、とりあえず書面をもって報告したところであるが、改めて本総会にお諮りしたい。もしご異議がなければ今回の総会から実施することとし、この懇談会のすすめ方について御意見を伺うこととしたい。

すすめ方について、一応考えていることは、学長会議のように形式ばることなく自由な形で

行ない、従って特に発言者及び議題等予め準備するようなことはしないで国立大学の当面している研究、教育上の問題及び学生問題等についてフリートーキングの形で意見の交換を行なうことにしてはどうかと思う。なお懇談会の進行役として、座長を学長の中から2名ほど定めて懇談会にのぞみたい旨説明があり、座長の選任は会長に一任することで承認された。

## 2. 昭和42年度追加予算について

事務局長から、大学院の設置基準をめぐる所見、同参考資料及び学生問題に関する資料の作成頒布に伴う追加予算について説明があり、原案どおり承認された。

## 3. 各委員会委員長の報告と協議

### (1) 第1常置委員会

藤田委員長から同委員会における審議経過（会報38号15頁）について説明の後、図書館、研究所、教養課程等の問題は特別委員会が設置され、そこで検討されることとなったので第1常置委員会としては、先に文部大臣から中教審に対し、学制全般の問題について諮問された折でもあり、大学、特に大学院を中心とした根本的な問題について検討して行くことになった。大学院設置基準に関しては、第39回総会で「大学院設置基準をめぐる所見」を国大協として決定公表したのであるが、大学院設置基準の問題で大学院の問題はつきるものではない、大学における学術の進展に伴い、大学院設置基準以外の根本的な問題の検討が必要と考えられ、この観点から、来春からは、大学院の問題にとりくむ予定である旨、今後の審議方針について報告があり、ついで各学長から ①学術の進歩により大学院に重

点が移されて行く国内外の情勢を充分考慮して検討を進められたい。②先に話題を提供した「大学院大学」の問題も含めて検討されたい。③設置基準にとられると各大学院が平均的画一的なものとなり何の特色もないものとなりがちである。各々の大学としての特色ある大学院を育て得るような方向で検討を進められたい。④今日理工系学部の増設に伴う教官の補充難の問題があるが、これの解決のため理工系の博士コースの増設を期したい、等の意見が出され、委員会の報告が了承された。

### (2) 第2常置委員会

小川委員長から、「国立大学の入学試験期日決定方法について」について審議の経過、内容の説明があり、そのうち特に、これは、国立大学の入学試験期日の決定方法についての基本方針であるが、手続上の基本方針であって、これによって試験期日の問題を内容的に方向づけるものではない旨説明があった。

各委員からは種々活発な意見が出されたが、ある大学が入学期日の変更を意図しても、関係の深い他の大学がそれに応じるか否かも問題である。また、仮に応じたとしても一回限りとなり一度変更された姿がそれ以降固定化されて、今日と同じ問題を残すことが懸念される。従って、年限を限り変更するという考え方に立つべきであるとの意見に従い、委員会案の末尾に「なお、この基本方針によって入学試験期日が決定された上は、長期間にわたって固定させることなく適当な期間をおいて、この基本方針に基づき入学試験期日を再検討することとする」の文章を加えることとなった。

なお、受験者に2回受験の機会を与えるとの

考え方の是非も論議されたが、15年間にわたり実施されて来た考え方を変えることは、独り大学のみの問題ではないのではないかとの意見もあり、また、当提案は本総会で国大協として決定しようとするものではなく、本総会で了解を得られれば、これを各大学に送付し、意見を求め、次の総会で決定されるはこびのものであり、受験の機会を一回とするのが良いという意見の大学があればこの案について各大学の意見を求める際にこの案に対する意見とともに出してほしいということで、委員会の報告が了承された。

なお、二方学長（茨城大）より、現在の国立大学の入学試験期日決定当時の事情について、次のような説明があった。

当時、文部省で入試のことを担当していたが、なお二、三の方にも聞き合わせて見たところ、当時軍政部の指導が強く数多くの機会を、少なくとも2回の機会をとということで1期・2期となったと思うが、当時大学教育課から各新制大学に問い合わせて決まったことを知り得た。どういう文書でどういう形で行なったかはわからないが、当時は各大学とも開学早々でもありこの問題についてあまり深くは考えなかったようである。終戦後の社会事情、交通事情などから東日本の商船は東京、西日本の商船は神戸と考えるほかなかった。旧制大学についても、すっきりはしないが、そうせざるを得ない事情だったことがわかった。

（午後、大河内会長所用のため、奥田副会長が議長として第4常置委員会報告以下を審議）

### 3. 第4常置委員会

岡田委員長から、本委員会は保健センターの整備充実に力点を置いているが、まず、国立大学に、これが設置されるべきであるとの観点

から43年度予算編成の折でもあるので要望書を提出した（本要録会務報告3参照）。本年の予算は財政難から厳しい事情にあるといわれているが概算要求では5年間に残りの全大学に設置を目途として12校に設置が要求されている。

また、6月の総会で口頭で申し上げた、学寮、奨学金、アルバイト等学生の経済問題に関しては、第3常置と合同会議を開き検討（会報38号22頁）し、この問題についてアンケートを実施した。その結果50余通の回答がよせられた。これを専門委員で分類し、今年中に整理し、来春から第4常置委員会で検討する予定である旨報告があり了承された。

### 4. 第5常置委員会

篠原委員長に代わり渡辺委員から、「外国人留学生等受入れに関する調査について」のとりまとめの結果を資料（68頁参照）により説明があり、また外国人留学生に対する日本語教育の改善充実の問題に関しては、文部省大学学術局留学生課において作成の「国費外国人留学生に対する日本語教育の改善(案)説明資料」を参考までに配付したのでご覧願いたい、この案についてはまだ意見はないが、これから検討するものであり、希望でもあれば承っておきたい旨説明があり了承された。

### 5. 第6常置委員会

増田委員長から、①43年度予算に対する要望書（会報38号38頁）を提出したこと及びこの要望書には他の委員会及び地区の要望事項も入れ、また文部省とも打ち合わせて重点的に項目を掲げた旨各項目別に説明があり、財政硬化化に即応した措置を如何に講ずるかは今後対処していきたい旨報告があり了承された。②大学院助手

の調整額については、人事院から本棒の4%を43年1月から支給するとの勧告が出された。このことは、大学内に格差を生む点で問題があるともみられるが、第6常置委員会としては、前向きの姿勢でこれを受け入れていくべきであるとの結論であり、詳細な点は定めないでその実施について大学内で善処することとして、不和の起こらないようにしたい旨報告があり了承された。

## 6. 第7常置委員会

玖村委員長から、教員養成に関する問題は数々あるが、多くのことを望んでもということできとりあえず教員養成大学（学部）の設置規準をつくられるように努めることになった。これまで既に13学部の設置規準ができており、14番目の教員養成学部のみ定められていないのが現状である。このことは文部省が教員養成制度に対する根本的な考え方を決しかねているという事情があるためかもしれないが、とにかく、最低の基準に達し得る骨組みがなければということである。各大学の特殊な事情はアンケート等により把握するようにしたい旨報告があり了承された。

## 7. 科学技術行政特別委員会

渡辺委員から、自民党内において科学技術基本法案に対する検討が進められ「自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会了解事項」が作成された。その後これに基づいて関係省庁で科学技術基本法案要綱が数次にわたり検討されたが、その内42年10月11日と同年11月18日のものが資料としてお配りしたものである。このような経緯に合わせ、本委員会としても数回にわたり委員会、小委員会専門委員会を開き

検討し、理事会にも付議して委員会としての意見を作成し、それに基づき文部省に口頭で意見を申し入れたことは、先に会長から報告（本要録会務報告6）があったところであるが、本総会において、この意見案をご承認いただければ国大協の意見として公表したい。ついで意見案の内容について説明があり、各委員から学術基本法制定を意図する点との関係で意見案の表現に対し種々意見が出されたが意見案中（附記）aとして、新たに「a同要綱前文に人文科学とあるのを人文社会科学と表現する」を入れ、原案の「aをb」、「bをc」とすることで承認された。

## 8. 図書館特別委員会

川村委員長から6月総会以来4回の委員会を開催し検討してきたが、大学図書館の使命をほり下げて考え、審議すべき問題点を採り上げ、その順序を決めて検討を進めて行くこととした。この結果を別紙大学附属図書館に関する審議報告書（82頁参照）として作成したが、これが本総会で認められれば以後は同報告書の(1)～(4)のうち、「(1)一般教育における図書館の有効的な利用方策」に重点を置いて審議して行く方針である旨報告があり、了承された。

## 9. 新設大学拡充特別委員会

渡辺委員長から9月14日に委員会を開催し検討した（会報38号33頁、46頁）結果、学科目制の教官研究費は、講座制に比し格差が甚だしいので、この点の是正を期したいということになり、第6常置委員会にこの旨を申し入れたところ、第6常置委員会で作案の昭和43年度予算に関する要望書（会報38号38頁）にその旨が大きく取りあげられることになったことは有難い旨

報告があった。

## (4) 第40回総会議事要録 (第2日)

日時 昭和42年12月1日 10時  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長

会長から、前日に引き続き総会再開の挨拶があり、本日代理出席の群馬大学の柴田教授を紹介され、審議に入った。

### 1. 第3常置委員会

三輪委員長から、2回にわたる羽田事件に関連して文部大臣と国立大学長30数名との会合もたれたが、この会合の後で大学長だけの会合を開いた。その際学長間で協議されたことは、大学相互間の自主的な横の連絡が必要であるということであった。よって、本委員会においてもこの点について検討した結果、現在、各地区別に学生部長の集まりと、その代表者による国立大学地区代表者会議があるので、これを活用することが最も良い方法であるということになった。なお、地区別の会議の当番大学は、その地区の第3常置委員会委員を、地区代表者会議には委員長その他の委員をオブザーバーとして招くようにして貰うという方針が出された。ついては、本日の総会の席を借り、このことを各大学長の申合わせとしたいのでご了承願いたい。

また、第3常置委員会において、羽田事件に関連して出された主たる意見としては、①このようなことが繰り返されると大学の自治能力が疑われ、外部からの規制がやむをえないとされる懸念なしとしないということ、そして、②羽田事件における学生の暴力行動はその規模の点

で大きいということであるが、これまでに各大学内で、それほどまででない暴力行為が行なわれているのではないかと、そうした行為の積重ねが今度の羽田事件を生むに至った原因となっているのではないかとということである。第3常置委員会としては、第1回の羽田事件後に「会長談話」を審議したが、第2回の羽田事件後11月16日に委員会その後小委員会、そして一昨日に委員会を開催して、委員会としての態度姿勢をさらに検討してきたが、論議の経過は、次のようなものである。

#### (1) 大学としての反省

まず、大学として反省する必要がある。学内で学生が暴力で大学に圧力をかけ、いい分を通そうとする。この暴力でいわゆる勝ち取るという学生の姿勢に対し、大学当局はその場をおさめるため、ある程度学生のいい分を通す、その結果、学生は暴力による成果を信じ込む。この点で大学として反省が必要である。これをさらに分説すれば

##### (a) 教官の態度と責任が問題である。

教官の態度が学生に影響するところ大であり、教官の思想は自由であることは勿論であるが、大学の組織の一部をなす限り、大学としての方針に反する学生の姿勢を助長するような言動は許されるべきではない。

##### (b) 一般教育の問題がある。

たびたびいわれることであるが、学生が高校から大学に来てまっ先に受ける一般教育に魅力を感じないということである。この一般教育の在り方が基本的に学生問題に通じている。これを再検討して学生を学問に結びつける必要がある。

##### (c) 学内規則の励行と遵守が必要である。

大学は教育の場であるからということで

形式に失することは良くないとする風潮があり、学内規則に違反する学生に対し、とかく寛大な措置がとられるきらいがある。このようなことは学生の規則無視を助長する結果をもたらすものであり、大学としては自らの教育責任を回避することである。

(d) 学生処分の問題がある。

学生が明らかに学生の本分に反する場合、断固、処分されるべきである。この学生処分は学生の本分にもとるといふ観点からなされるもので、外部における処分とは異なる。これこそ大学の自治により、大学が自己の判断に至って処分することである。

(e) 警官導入の問題がある。

大学としての秩序が犯される場合、これを放置すれば大学としての自治が破壊される。昔は外部の力により大学の自治の破壊が問題となったが、今日では外部からの大学自治の破壊が無いとはいえないが、それよりむしろ、内部から大学の自治が破壊されようとしている。大学は治外法権ではないのであるし、また、以上のように大学の自治の破壊を防ぐためにも警察力を必要とする場合、警官の導入が考えられて良い、しかし、この場合も、大学が自らの判断によって、警官導入を要請すべきであって、大学が要請しないのに警官が大学に入ってくるということは絶対にさけなければならぬし、また、警官導入を要請する場合も大学としての処置をつくしたのちやむをえない場合に限ることは当然であって、その大学としての判断は慎重なものでなければならない。

(f) 学生政治運動の限界と指導の問題がある。

教育基本法第8条第2項にもあるとおり、

大学は政治的中立でなければならない。ところが現実には、学内において一党一派に偏した政治活動が行なわれている。また政治研究にも教育基本法における限界を越えたものが無しとしない。このような限界を越える場合は教官はこのことを明確に指導すべきであり、そのための連絡を取り合い情報を入手できるような方法を講ずべきである。

(2) 文部省への要望

学生問題に対処するためには学生部職員の定員増加、学生部職員の待遇等について要望すべき点が多々ある。

このような文部省への要望は、責任を転嫁する意味ではない。大学は自らの反省の上から立って要望すべき点を要望するのである。これをさらに分説すれば

(a) 教官と学生の接触の促進が必要である。

羽田事件の学生は一年生、あるいは二年生が多かったが、この点教官と学生の接触の促進が必要視される。学生はクラス担任、学生補導掛等に委ねられているが充分なものでなく、教官と学生の交歓の経費、教養課程の諸経費の予算単価の引き上げ等の措置がなされ、教官と学生の接触の促進が期されるべきである。

(b) 学生部の充実と警備の強化

学生部の仕事は、近年急速に増した。しかし、学生部の予算、定員等はそれに伴わず立遅れている。警備の問題にしても、学内規則に反する行為がなされている場合等において、実際にそれを排除し、撤去する警備職員が不足しており、これの充実が必要である。

(3) その他

大学は政治活動をする場ではない、ところが外部の勢力が学内に入り込み一緒になって学生運動がなされているのではないかとみられることが多い。この点の問題について、今後検討が必要と考えられる。

以上のような報告があり、これに対し、

- ①教官として学生の信頼を得ることの重要性
- ②一部暴走学生と一般学生の区別
- ③警官導入を要請する具体的規準点
- ④国立大学と私立大学との異同等の諸点にわたり質疑が交されたが、本日午後の学長懇談会において時間があれば討議することとし、一応審議は打ち切ることとした。

## 2. 研究所特別委員会

本川委員長から、問題点を整理して、実質的な審議に入ろうという段階であり、関係大学から出された問題点を整理したものが別紙「研究所特別委員会において審議すべき主たる問題点」である。しかし、ここに上げられているもの以外にも問題点があればさらに伺いたい。

これまでに整理したところでは、大別して、①附置研究所本来の問題として、その性格、目的を明らかにし発展させる上に必要とされる問題と、②学内における附置研究所の問題として、学部との関係、特に大学院教育に対し学部との役割の分担の問題があり、③共同利用研究所の問題として、共同利用研究所を大学附置とすべきか、大学の外に置くべきか、その両方のものがあるとするれば、どのような基準で内と外を区別すべきか、また外に置かれるとしても、大学とどのような関係を持たせるべきか等の問題がある。この共同利用研究所の問題については学術会議でも検討されているが国大協としては、これと連絡をとりながらも独自の立場で検討を

進めて行きたい旨報告があり了承された。

## 3. 教養課程に関する特別委員会

小塚委員長から、前回の総会で設置されて以降3回の委員会を開催した。まず、今後の運営について検討した結果、アンケートにより現状を把握しその上で具体的審議に入ることとなり、事務的に処理できる調査という方針でアンケートを実施した。その結果は別紙「一般教育に関するアンケート集録」とおりである旨の報告があり、各調査項目別に大略の説明があり、了承された。

なお、この集録は、今後度々使用したいので、お手元に保存願いたい旨特に附言された。

## 4. 医学教育に関する特別委員会

福田委員長から、前回の総会で設置されて以降5回の委員会を開催した。医学関係の問題については、他の関係諸会議でいろいろな観点から問題として取りあげられているが、国大協としては、根本的な問題を取りあげて行こうということで、まず、大学の医学部長、病院長会議、医師会等第一線の関係者からの話を聴取した。また本委員会としては、①医学部卒業に至るまでの専門教育4年間における問題、②医学部付属病院の機能と医学部卒業生の研修制度及び医師免許制度に関する問題、③その他医療制度及び施設の改善方策、学位制度、専門医制度、医師再教育等の問題について検討を進めて行く方針である旨報告があり了承された。

## (5) 第8回事務連絡会議 議事要録

日 時 昭和42年12月2日(土)10時

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

### 1. 会長挨拶

大河内会長から、次のとおり挨拶があった。

- (1) 第40回総会が一昨日と昨日の両日にわたり開催され、一、二期校の問題、科学技術基本法案の問題等について種々論議された。特に本年度予算の硬直化の中で昭和43年度予算編成が始まるが、今後昭和42年度予算の節約、欠員不補充措置による凍結定員の切り捨て、定員の5%削減等の問題が起こると思われるので、国大協としては硬直化のムードの中で努力したい。昭和43年度予算に当たっては、問題点について遠慮なく意見を述べ順当な方向に向けるよう努力願いたい。
- (2) 昨日の総会終了後、初めての試みとして国立大学協会の主催で袴をぬいで、要望などからはなれてもう少し次元の高いところから意見を述べ合うため文部省側と懇談会を開いた。その席上、文部大臣は最近の学生問題にふれ、遺憾の意を表されたが、自分も前大臣の方針を踏襲する。大学の自治の尊重については及ばずながら他人におとらない。ただちに大学管理法、破防法等の法律上の措置は考えていないので、大学は大学の秩序の維持に今後一層の責任をもって努力されたい旨が述べられ、各学長もこれを了とした。
- (3) 昨日の夕刻、総会および懇談会終了後、恒例により記者会見を行なった。その際、現在

第3常置委員会で検討中の学生問題にふれたところ、今朝の新聞ではあたかも総会で議論し、決定したかのごとき記事になっているものがあるが、これは新聞が曲解して報道しているものなので、念のため各学長にもその旨お伝え願ひ了解を得ていただきたい。

### 2. 新任事務局長の披露について

鶴田事務局長から、前回事務連絡会議以後における新任事務局長の紹介があった。

大学名	事務局長名
宮城教育大学	北村幸吉
京都大学	浅野清重
奈良女子大学	谷口健一
広島大学	伊藤政雄

### 3. 議事日程について

丁子主事から、議事日程および会議資料について説明があった。

### 4. 会務報告について

鶴田事務局長から、次のとおり報告があった。

- (1) 要望書について  
前回総会后、「大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望」を8月17日に、「昭和43年度予算に関する要望」を9月22日にそれぞれ文部省、大蔵省等に提出した。(会報第38号、37頁)
- (2) 会長談話について  
第1次の羽田における学生の暴力事件に関して10月28日に記者会見を行ない、国立大学協会として会長談話を発表した。(会報第38号、43頁)
- (3) 科学技術基本法案について  
かねて、科学技術庁を中心に検討されてき

た科学技術基本法案が前国会で棚上げになり、今回自民党内の同法案協議会の了解事項に基づき改めて法案が示されたが、この案は当初案と異なり人文、社会科学が除かれるとともに、大学の研究も原則的に除かれているが、これについては、本協会として今回の総会で意見を決議し、公表した。

(4) 大学運営協議会について

9月14日に第17回協議会、9月27日に臨時委員会を、10月27日に第18回協議会を開き、(イ)自衛官の大学院への入学問題、(ロ)当面する大学の問題について話し合い、特に自衛官の大学院入学の問題については、各大学でその取扱いが必ずしも一致していないが、国立大学協会としての統一見解を避け、各大学が慣行等により自主的かつ慎重に処理することになった。

(5) 特別会計制度協議会について

前回の総会で、外部から受け入れる研究費は、奨学寄付金の方法で処理することを申し合わせた旨の報告をし、了承を得たが、8月10日にその具体的方策について話し合い、その結果文部省より各大学に規程の改正等その取扱いについて通知されたので、詳細は文部省の通知案でご了承願いたい。

(6) 国立大学長懇談会について

先程会長の挨拶にもありましたように、今回初の試みとして、文部省主催の国立大学長会議のないときは、総会2日目の午後懇談会を開催することになり、昨日の午後第1回を開催した(会報第38号、44頁)。その模様については会長のお話で了承されたい。

5. 協議事項の報告について

鶴田事務局長から、今回の総会において次の

事項が協議された旨の報告があった。

(1) 昭和42年度追加予算について

「大学院の設置基準をめぐる所見」「同参考資料」および「学生問題に関する資料」の作成、頒布に伴う予算の追加が承認された。

(2) 国立大学の入学試験期日の決定方法について

従来第2常置委員会で入学試験期日の検討を行なってきたが、先ず、次の基本方針について各大学で検討し、その決定を待って、具体的に各大学の試験期日を決定するという委員会案を得た。

(イ) 国立大学の入学試験は、前期・後期の2期に行なう。

(ロ) 入学試験期日の決定は、実施の2年前までに行ない、かつ、公知させる。

(ハ) 前期・後期の決定は、各大学の希望を第2常置委員会に提出し、国立大学協会は文部省と協議しつつ総合的に検討し、調整の必要がある場合は具体的意見を附して大学と照復を重ねて決定する。

(ニ) 前項の希望、決定にあたっては次の点を考慮する。

① 同種の大学または学部について、できるだけ受験者に2回の機会を与えること。

② 関連地域内において、できるだけ受験者に2回の機会を与えること。

③ 受験者の流れを大きく変化させ、教育界、社会一般に無用の混乱を招来しないよう留意すること。

(ホ) この基本方針は、第2常置委員会案として各大学の意見をきき、成案を得たのち理事會、総会で決定し、そのうえで国立大学協会の意見として文部省に要望し、実施に際しては、この基本方針に基づき各大学が

協力して実現を期するものとする。

(3) 学生問題について

第3常置委員会では「学生問題に関する所見」で基本的な考え方を示したが、問題はその実行方法をどうするかにあるので、この問題について検討を始め、総会において一応の経過報告があった。なお、これが新聞発表の際、委員長として問題点を述べたものがあたかも総会で決定したように報道され、心配して記者にも申し入れたが、これは誤報であり、現在第3常置委員会で検討中の問題であるので、この点会長からもお話があったが学長にも、又学内の教官方にもお伝えを願いたい。

(4) 各委員会報告について

(イ) 第1常置委員会は、大学院の組織、制度について検討することになり、目下その基本問題の検討を行なっている。

(ロ) 第5常置委員会は、国費外国人留学生の日本語教育や一般教育の方法について検討をすすめている。

(ハ) 第6常置委員会は、昭和43年度予算に関する要望書の提出があったことと、大学院博士課程担当の助手の特別調整額の問題について検討し、今後このわくを広げてほしいこと、及び実施面においては、各大学に枠だけ示し具体的には各大学に委せて欲しい旨の希望を文部省に出している。

(ニ) 第7常置委員会は、教員養成課程の設置基準の作成について検討をすすめることになっている。

(ホ) 研究所特別委員会、図書館特別委員会は、現在問題点を出し整理し、これから具体的検討に入る段階である。

(ヘ) 教養課程に関する特別委員会は、各大学より寄せられたアンケートの結果について

集計を行ない、これに基づき今後問題点を整理し、検討してゆく方針である。

(5) 国立大学協会事務局組織規程について

国立大学協会の事務の拡大に伴い、今まで了解事項だったのを、今後は形式的にも手続をとることとし、事務局を総務担当の部、会議担当の部、計理担当の部に分け、それぞれ所掌を明確にした。これと関連して、従来地区代表として事務局長にお願いしてきた幹事を、この規程で事務局の組織内に入って頂くことになったので了承願いたい旨の報告があり、このことが了承された。

6. 語学教育刷新会議（仮称）について

鶴田事務局長から、最近の学生は語学力がないということから、産業界の有志と語学教育専門家が中心になって語学教育刷新会議の設立準備を進めている。これは、夏期休暇中に語学の訓練を行なうもので、まず、英語から始めたいということであるが、各大学の協力を必要とするので、発起団体からの依頼もありこの旨総会に披露した旨の報告があった。

7. 会報配布について

丁子主事から、各大学から会報の部数を増してほしい旨の要望があるが、現在余裕がないので、とりあえず分校に1部配布するようにすることと、従来2部であった教養部を3部に増すことにしたい旨の説明があり、了承された。

8. 事務連絡について

(1) 社会教育局長から、映像放送およびFM放送による教育に関して現在の状況、今後の構想と方策、アメリカにおける実状について詳細な説明があった。

(2) 大学学術局長から、2回にわたって行なわれた学生の羽田における暴力事件に関して、文部省としてはその処置は大学にお任せしてあるが、責任もあり、かつ、国会における答弁資料も作りたいため各大学でとられた措置について報告願いたい。また、これに関連して各大学の事務局は学生部に対しより一層の援助をお願いしたい旨の発言があった。

(3) 会計課長から、①昭和42年度補正予算 ②昭和42年度予算の節約 ③昭和43年度予算編成に対する現状 ④昭和41年度決算に伴う会計検査院の検査結果について大略次のような説明があった。

① 補正予算については、国家公務員の給与等の改訂、大学院博士課程担当助手に対する調整額の新設、宿日直手当の改訂、調整手当（人事院勧告による都市手当）がその主たるもので、文部省関係で約210億円である。

② 予算の節約については、各大学にすでに通知してあるが、原則として7%の節約である。その内訳は、本省留保分と各大学に配当したものとに分れるが、できる限り本省留保分で補填したい。

③ 昭和43年度予算については、来年度は補正予算を組むことをせず、国家公務員の給与改訂等も当初予算に計上する方針である。しかし、大蔵省の43年度予算の推計では当然増が13.7%となり、これは40年度の6.5%、41年度の6.6%、42年度の8.6%を大幅に上回り、国家財政が赤字になることが予想される。そこで来年度予算編成の方針として新規の増を認めないこと。国家公務員の定員を3年間に5%削減すること。各省一局削減すること等の措置がとられると

思う。定員減については、今回は1年以上欠員のままである教官もその対象になるようである。

また、国立学校特別会計の予算に関して授業料問題はトップレベルの判断に委ねるが、講座増に伴う事務系職員の定員増は困難であり、学部、学科の新設は現在のところ認めない方針である。

④ 昭和41年度決算に伴う会計検査の結果については、主に大学移転等に伴う土木関係工事で、機械による施工が可能なのに人力で行なった例、機械の選定を誤った例等が指摘された。

また、附属病院の経理、特に薬価について注意されたいこと、および国有財産の使用については学内規則等の適用を完全に行なってほしい。

(4) 大学課長から、羽田における学生の暴力事件についての経過説明があったのち、この事件に関して各大学のとられた措置は必ず報告願いたいこと、および留学生問題について、①帰国した留学生のその後の情報が分かるようにしてほしいまた大学の紀要等ができたときはぜひ送ってほしいこと、②43年度の国費留学生は、例年どおり各大学にお願いすること、③私費留学生については、現地の教育省大使館等から日本の受入れが甘い旨指摘されており、日本の大学の権威にもかかわることであるので、能力等じゅうぶん配慮のうえ受け入れられたい旨の説明があった。

(6) 技術教育課長から、高専から大学への編入学については、かねてご協力願っており、一般教育科目の単位認定等困難な問題もあるが、その編入学については今後とも一層のご尽力をお願いしたい旨の要望があった。

## 9. その他

- (1) 鶴田事務局長から、第2次羽田事件後文部大臣と33大学の学長との懇談会が開かれた直後出席大学長の懇談会を開いたが、その際各大学の学生部長間の連絡の問題がとり上げられ、その方法として①文部省が主催する、②国立大学協会が主催する。③地区別に全国的に各大学が自主的に行なう3案が検討され、③の方法がもっとも妥当であるということであったので、第3常置委員会で相談したところ、現在各地区で学生部長会議が行なわれ、それら各地区から2名の代表者によって全国的な代表者会議の制度があることが判明し、この会議に第3常置の委員もオヴザーバーとして招いてもらい、これを推進してゆくことになった。このことを今回の総会の席を借り各大学長の申し合わせとして了承された。ついては今後の会議開催について出張される方の旅費等について事務局長のご協力を願いたい旨の報告があった。
- (2) 鶴田事務局長から、国立大学協会でも、大学の事務系職員の待遇改善についてなんらかの措置を講じてほしいとの話もあるが、この点は学長から意見を出してもらいたい。他の一般行政職との関係から大学職員としての特殊性を強調しなければならぬと思うが、今後地区の事務局長会議等で検討され、参考資料等もお願いしたい旨の説明があった。

### (6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和42年10月20日(金)午後1時  
場所 東京大学大講堂第2会議室  
出席者 藤田委員長、実方、樋口、本川、松田、小塚、長谷川、広田、堀尾各委員

藤田委員長主宰の下に開会。

議事にさきだち、中川秀恭委員の後任として、新たに松田智雄東大教授が新委員になった旨の報告および紹介があった。

なお、大学院設置基準を検討の際の専門委員は一応用務が終了したので、前委員会限りで解任された旨報告があった。

次いで、議事に入り、初めに、中教審の第21特別委員会(9月18日開会)と第22特別委員会(9月25日開会)について小塚委員から、その会議の様相について説明があった。

#### ◎第21特別委員会

この会はまだ発足早々のことでもあるので、この日の会合は、今後の審議のすすめ方等を話し合った。もともとこの委員会は、「学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等」と言う立場から審議することになっているので、次のようなことを検討して行くことにした。

- (1) 学校卒業者に対しての社会からの需要傾向及び進学の問題
- (2) 学校教育の成果
- (3) 義務教育における不就学者、長期欠席者等の調査
- (4) 学校以外の教育機関
- (5) 教育の機会均等を、地域的、社会的、家庭的格差の面から検討
- (6) 奨学制度の問題
- (7) 特殊教育に関すること。

大体上記の事項について話し合いがあった旨報告があった。

なお、第21特別委員会は11月6日(月)に開会の予定とのこと。

#### ◎第22特別委員会

この会も発足早々のことでもあり、当日の会

議は今後の会のすすめ方を話し合い、次のようなことを先ず検討することにした。

- (1) 学校制度の発展と教育制度のあり方
- (2) 教育条件と教育効果
- (3) 学校教育の役割

なお、国大協の第1常置委員会としては、この第22特別委員会の方が関係が深いものと思われる旨小塚委員からつけ加えられた。

以上で小塚委員の報告説明が終わり、次いで次のような意見の交換が行なわれ第1常置委員会の審議事項について協議が行なわれた。

#### ◎大学制度および大学院制度検討について

初めに、委員長から、この委員会としての今後のすすめ方はどうあるべきか、また、どの程度のことをまとめればよいかとの提案があり、各委員から大体次のような意見が述べられた。

- (1) 大学の制度として問題になるのは、教養課程についてであろう。中教審あたりでとりあげて、抜本的に検討する必要がある。学生の数が増して来て従来の方法では何ともならない。
- (2) 大学においては教師の養成も大事であるがそれと同時に高度の研究者、技術者の養成も極めて大事である。しかし、小・中・高校の教員養成の面が極めて不完全である。他の課程との格差が大きいなど、問題点として取り上げてほしい。
- (3) 大学では通例研究に重点を置いて、教育方面は比較的等閑に付されるような傾向がある。
- (4) 大学ではむしろ研究に重点を置き、大学院を強化した方がよいのではないかと、教養課程の教官も老練の方を充てる必要があるのではないか。
- (5) 学部の年限（4年制か5年制か）の問題もある。

(6) 大学の規模の検討、学部の壁をとり去ること、同一地域内の大学間の協力関係に、思い切った方法を講ずることも必要でないか。

(7) 大学院は現在一応の基準はあるが、今後新しい基準を考えて、その発展を期すべき時機にきていると思うが、基準案は、現状に即して検討されるべきであるが、大学院の制度の問題は長期的な視野に立って考慮すべきだ。先ず、初めに博士課程を持つ大きな大学だけで話し合い、ある線が出たらこの委員会として検討して見たらどうか。

以上で本日の会議を閉じ、この機会に羽田空港における学生運動について委員長より当時の状況と文部大臣との会見の様子を説明された。

◎次回の委員会開会日は11月29日（水）午後1時と決定した。

### (7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和42年11月29日（水）午後1時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大河内会長

藤田委員長、実方、樋口（代、千葉）、  
本川、松田、大政、小塚、山内、中川、  
堀尾、八木（代、山木戸）、長谷川、  
広田各委員

藤田委員長主宰のもとに開会。

1. 専門委員ならびに臨時委員の委嘱について  
委員長から、本委員会の専門委員として、中川敬一郎教授（東京大学経済学部）、市原昌三郎教授（一橋大学法学部）、植村泰忠教授（東京大学理学部）の各氏に依頼する件、また、北海道教育大学長就任に伴い、本委員会委員を辞

任された中川秀恭氏に本委員会の臨時委員として参加願う件について、それぞれ諮られた結果、異議なく承認され、臨時委員については本日開かれる理事会の了承を得て正式に委嘱することになった。

## 2. 大学院制度について

委員長から、本委員会は、さきに大学院設置基準をめぐる諸問題を検討し、「大学院設置基準をめぐる所見」として、一応その見解を明らかにしたが、その際「所見」に盛りこめなかった問題や設置基準以外の基本的問題が多く残されているので、本委員会の今後の進め方としては、これらの大学院制度全般にわたる諸問題を中心に、根本的に検討していきたい。本日は大河内会長に中央教育審議会の状況や本川委員に東北大学における大学院大学の構想に関する意見を伺ったうえで、大学院制度に関する問題点を指摘していただきたい旨が述べられた。

つづいて大河内会長から、文部大臣の諮問事項「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を検討するため、中央教育審議会内に設けられた第21、第22、第23各特別委員会の調査、審議事項ならびに審議日程等について詳細な説明があった。

つぎに、大学院制度に関する問題点として、大河内会長から、現状における大学院は学生急増の傾向にあり、社会的要請も強まっているが、とくに自然科学系においては、学生数の点をもっても学部より大学院が上回る分野もあり、大学院に比重が移っている。このことを念頭におけば思い切って大学院に重点をおく国立大学があることが教育、研究の効率の面からは望ましいとも考えられる。しかし、現行制度のもとでは、大学院充実のためには、学部も当然ふくらむ仕

組みとなっており、論議のなかには学部の規模は据え置いて大学院を重点的に充実させる方策を検討すべきであるという意見もあり、また、大学院とくに修士課程を学部のうえに設置することを強く要望している多くの大学もある実情である。これらについて国立大学としての相互の連係のないまま今日に至っているので、将来を見通した総体としての大学院の姿を根本的に検討する必要があると思われる旨が述べられた。

これに対し、各委員から大要次のような意見が述べられた。

- (1) 大学は研究しつつ教育する場であるという面から考えると、大学院を有しない大学にあっては研究意欲がそがれることになるおそれがある。高いレベルにするためには、どうしても大学院がなければならぬ。
- (2) 大学院制度の検討に際しては、各大学が特性をもつ方向で、大学単位ではなく、専門分野別に検討すべきである。
- (3) 各大学が大学院を設置してそれぞれ特色をもつこともよいと思うが、現行制度の枠のなかでは困難であろう。学部のみで大学は育たないとか、あるいは大学院がないと研究面のびないとかきめてかかることも問題であり、大学院制度を総合的に検討して大学院の重要性を社会に納得させる必要がある。同時に一般教育と専門教育とのつながりの問題としての大学院についても検討する必要がある。
- (4) 大学院問題を国大協で検討しないことは社会の期待に沿わないことと思う。大学院に対する関心度は、自然科学系の分野では強いが、法経関係の分野では比較的関心度が弱いのが現状である。大学院の育成のためには、法経関係の分野においても積極的に力を致すべきである。

(5) 人文社会系の大学院は自然科学系のそれとはその性格がちがって来ている。学生が研究成果を考える場合も、自然科学系とは、かなりちがう面がある。

(6) 大学附置の研究所は絶えず新しい頭脳の供給が豊富だが、それに比較して、文部省所轄の研究所においては優秀な人材は確保し得ても一般的に固定化する傾向が強い。研究の進歩のためには、大学附置の研究所はもちろん、文部省所轄の研究所も大学院学生をもつべきであると考え。学生の研究成果によって教官の研究が進歩する面もあるが、それは自然科学系の分野に顕著であって、人文、社会科学系の分野ではこの面は稀薄である。したがって、社会科学系の教官が大学院に能力を傾注するのは主として教育面であり、その意味で大学院のもっている意義が自然科学系の分野とは異なっている。

つぎに、本川委員から、東北大学における大学院大学の構想に関する各部局別の意見の概要について、詳細な説明があった後、各委員の間で種々質疑応答があった。

委員長から、次回は来年1月に開催し、大学院制度について引き続き審議していきたいので、問題点があれば12月中にお知らせ願いたい旨が述べられた。

## (8) 第1常置委員会懇談会 議事要録

日 時 昭和42年12月11日(月)10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長

松田、大政、小塚、山内、各委員

植村専門委員

説明者 岡田大阪大学長

藤田委員長主宰の下に開会。

### 1. 専門委員の委嘱について

委員長から、次の3名の方に新しく専門委員を委嘱した旨の報告があった。

市原 昌三郎(一橋大学教授)

植村 泰忠(東京大学教授)

中川 敬一郎(東京大学教授)

### 2. 大学院の問題について

委員長より、大学院の問題については、「基準」については既に検討されたので、本委員会としては別に全体の上から、色々意見をうかがって考えたい。さきに東北大学本川学長よりうかがったが、本日は特に、岡田大阪大学長のご上京を機会に、近隣の方および専門委員の方にお集りを願って、同学長の大学院大学の構想を伺うことにしたのでご了承を願いたい。まず初めに、その構想について説明を伺い、続いてこの問題についての意見や質疑応答をいたしたい旨述べられ、岡田学長より、この案は全くの私案であり、阪大内でも各科で様子が違い大学としての意見ではないことをお断りしておきたい旨述べられたのち、先ず考え方について別紙により説明し、続いて「大学院大学構想案」について説明があった。

次いで、各委員から意見の開陳や質疑応答があったがその主な点は次の通りである。

#### I. 大学の入学試験方法について

(a) 現在の大学入学試験方法を取り止めて、内申+資格試験合格+1か年学内成績の方法に改め、入学は30%程度の定員超過で許可し、その成績を見て1年後定員の超過分を退学せし

める方法は、かなり問題があるので余程検討を要する。

- (b) 実際問題として、留年は努力すれば減少するが30%を退学させることは日本的の考えでは容易でない。一案として短大を併置し、短大で一度卒業させて、成績により優秀な卒業者を進学させる方法も考えられたが、これも人情派が多くて仲々難しく実現しなかった。
- (c) 外国の大学では、入学後成績の悪い者は、きびしく退学させる方法をとっているところが多く、また、高校卒業の際或いは卒業してから、公的に共通的なテストを行ない、大学受験資格を与えているところが多い。

然し、日本では、直ちにこの方法をとることは種々問題がある。

- (d) 岡田案の如く入学試験方法を変えることは、相当抵抗が予想されるので、むしろ留年制度と単位制度を改め、同一の科目を2度失敗し、所定の単位を取らない者を退学せしめるようにしてはどうか。
- (e) 高校からの内申書の信ぴょう性の有無についても色々意見の相違があるが、内申と資格試験とを見合わせるの方がよいと思う。

## II. 大学院大学について

- (a) 大学院は全国画一的なものにせず、充分特色を生かした個性を持った大学があつてよいと思う、こうしたシャープなところが無くなったようだ。
- (b) 大学院大学をつくる場合は、他の大学はどういうふう運営するかこの点を充分考慮に入れてから考えるべきである。

各研究科により事情が違うから、その運営は大学の自主性にまかせることにする。

- (c) 大学は研究と教育の場であるべき筈だが、この案によると、他の一般大学は単に教育の

場として考えられる懸念があり、新設の大学側には相当の抵抗が生ずるおそれがある。

地方の大学も、優れた教官も育ち、特色が出初めて来たこの際、これを伸ばしてゆくことが必要だ。修士課程を置いたことによって学生の心構えが違って来ている。底辺を広くすることも大切だと思う。

- (d) 教育は長い目で見るべきで、制度等の改革も10年位の期間を経なければその効果もはっきり分からない。試験的に大学院大学をつかって、その成果を見ることも一つの考え方である。
- (e) 大学院大学もその置き方に問題がある。形式的に旧帝大に置くとかということはどうか。新らしい構想でゆくとしても、限られた大学生の選抜が難しくはならぬか。
- (f) 大学院大学の基準をつくるとすれば、あまり細かくせず、且つ画一的な基準ではまずい、弾力性を持たし、大学の自主性が尊重されることが必要である。
- (g) 現行の学部4年だけでは、自分で研究する考え方は教えられないので、研究者や後継者養成には無理で、大学院修士課程で初めて自分で考える。この課程を通らないと将来困ることになるので、修士課程を修めさせることの必要なことが現在通説になっている。また、一般社会の要求も年々修士修了者を望む傾向が強くなってきているが人文系では逆の考え方も出て来ている。
- その他種種意見の開陳があり以上でこの会議は終了し、今後本委員会としては、これらの意見を参考として更に検討することになった。
- なお、小塚委員より、中教審では来年早々から資料の検討に入り、その過程でも問題点が論ぜられると思うが、はっきり大学院大学説が出

ると問題と呼びはしないか。むしろ大学院の強化の方向にゆくことが考えられるのではないかと思う旨が述べられた。

## (9) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和42年10月23日(月)午後1時  
場所 東京大学大講堂第2会議室  
出席者 大河内会長, 小川委員長, 堀内, 平野,  
中村, 続, 佐藤, 藤本, 坂手, 川村,  
柳本各委員

小川委員長, 主宰の下に開会。

委員長より, 開会の挨拶があり, 大学入学試験期日について出来れば至急に案をまとめ, 11月の国大協総会で成案を報告し意見を問いたい旨述べられ議事に入った。

まず, 本日午前に開いた第2常置委員会小委員会において, 審議の結果, 配付資料のとおり, 「国立大学の入学試験期日決定方法について」の提出案を得たので, ご検討願いたい。なお二方委員より当時の事情を聞き, 当時は終戦後の社会事情や交通事情から地域的配慮がなされた新事実が判明した旨報告があり, 事務局長より小委員会における主な修正点について説明があって二宮主事改めて同資料の全文を朗読し, 委員長から意見を求められた。

それに対し, 二, 三の質疑応答があって一部字句の修正が行なわれ承認された。よって, この案は事務局長の下で整理の上来たる11月30日(木)の国立大学協会総会に報告し意見を求めることにした。

なお, 本案検討の際, この問題に関連して次のような意見があった。

(1) 資料「入学試験期日決定の基本方針」案の

3項の中に, 各大学からの入学試験期日希望提出先が第2常置委員会宛になっているが, これはむしろ別の委員会を設けて, これに当てたらどうかとの意見があったが, これは会の運営の面で, 例えば委員会に必要とあれば他委員会の委員も出席して貰うことも出来るから, このままにしておくことになった。

- (2) 国大協側と文部省側とが入学試験期日の分け方について意見がまとまらない時はどこできめるかとの質問があったが, このことについては, 該当大学に任せることにしてはとの意見と文部省の行政措置としてきめることにしたらとの意見があった。
  - (3) 入学試験の時の成績と入学後の成績との関連が分かるようになれば1期校・2期校の分け方は変わってくると思う。
  - (4) 入試期日を変更する場合の予告期間は原案通り2年が適当であろう。
  - (5) 能研テストの制度が完全に行なわれるようになれば, これを利用することによって入試は比較的簡単になりそうだと話題も出たが, これに対しては表現能力の判定が困難なので考えものだと意見もあった。
- 以上で, 会議を終了した。

## (10) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和42年10月19日(木)午後1時  
場所 東京大学大講堂第2会議室  
出席者 大河内会長, 三輪委員長  
横田(利), 横田(嘉), 五嶋, 井上,  
久保, 妻木, 山根各委員  
藤田お茶の水女子大学長  
三輪委員長, 主宰の下に開会。

本日は、突然お集まりを願ったが、学生問題についてご審議をお願いしたい。直接的には、過日（10月8日）羽田空港における学生の暴動事件に関連してであり、10月13日、私は、たまたま関西の学会に出張中にて参加出来なかったが、文部大臣が近隣の国立大学長と懇談の機会を持ち、大河内会長、奥田、藤田、増田各学長が出席されたので、先ずその模様についてお話を願うこととしたいと挨拶があって、会長から、大要次のような報告がなされた。

10月8日における羽田空港の騒ぎに関連し、国、公、私立大学の少数の学生と文部大臣、次官、局長等との間で話し合いをしたい旨の申越しがあった。

国立大学協会として正式に話し合ったわけではないが、さりとて全然個人的なものとも云えないと思うが、話し合いは、約2時間にわたり、主として、当日の事件の経過について文部省側の説明があった。

国立大学の関係としては、相当数の国立大学の学生が参加していたのであるが、中心は私学の学生が東京に結集し、私学の施設等に宿泊して翌日羽田へ向かったことであり、一応の調査はついているようである。文部大臣から、不側の問題が起こり、残念である。文部省としてもこれに対する成案は無いが大学としても同様と思う、率直な感想を伺いたい。文部省としては大学管理法の制定等は考えていない。党側からはいろいろの意見が出ているが、それで解決するとは考えていない。しかしこのまま、手をこまねていて放置してよいとはいえないと思う。その辺の考えを伺いたいとのことであった。

われわれとして、こうしたらよかろうとの対案を述べたわけではなく、遺憾なことで心痛している旨を述べた。

もう一つは、一部の学生の過激な運動であるが、これは今後も引き続いて同様のことが起こるものと考えられるが、大学としては今までの方針に検討を加えねばなるまい、国大協としては第3常置委員会で理念やその対策等を検討し、これを一般にも公表して来たが、今回のような事件ははじめてであるので、第三常置委員長とも相談して進めて行きたい旨の返事をした。

もう一つは、国立と私学が一緒であったこと、私学の宿泊所で運動の方法などを練った。こうなると国公私学が共通の場で検討する必要もあろうことを述べた。その他学生の騒ぎに対しては共通に考えねばならない、基本的には一般教育の在り方、学生と教官との人間的な接触が足りないのではないかなど話も出た。続いて文部省側からの希望でおよそ1時間位記者会見をしたが、別に新しい話題は出なかったが、大臣との話の内容、出席学長の感想、国大協としての今後の態度また社会に対しての意見の表示についてなどが質問の要点であった。われわれとしては、委員長とも相談し、今後の考えを検討したい、必要と考えれば対外的にこんどの事件をふまえての意見を発表することにもなる。われわれとしては多大な関心を持っている。大学が無力だとか、学生全体の自治活動が正常でないとかの社会の批判に対してもあるいは意見を表明することになるかも知れない。従来国立大学の場合は、大学内の学生団体の自治をかなり強く考えて来たが、大学外に起きたデモなどは大学自治の枠外と考えて来たきらいがある。今回のように大学の内と外が直結している場合、また単なる団体活動でなく計画的な暴力活動であると伝えられるような場合は、学外であっても無関心ではおられない、その点現実的に判断せねばならぬ問題に直面して来ていることなど

について話した旨が述べられた。

さらに、会長より、特に意見を表明するとは言っていないが、今回の出来事に関して何等か発表する必要があるかと思うと述べられた。

委員長より、国、大、協には従来、基本的な姿勢はあるが、抽象的で、あるべき姿を画くのみで、現実的にこうした問題が起こった場合すぐには役に立たない。フリートキングの形で如何にすべきかについて審議したいと発言、各委員から、

◎何等かの表明をしたらどうか。

◎出し方はむずかしい。

◎対象は誰か、等の発言があり、会長から、

問題は国際的な場面で起こったが、その根源は各大学内にある。大学に世間の質問が向けられているような感じを持つがだまっていたよいものかどうか。

対象は①は学生に知らせるとともに②には広い範囲で世間一般にも大学としての考え方を知らせることであると考える。

学生は、自分達意思表示としてあのような方法しかないと考えたのではないか。しかし、ああしたことに関心のない学生の方が数において遙かに多い。世間の評価が将来の学生運動のマイナスとなる面があるように思うので、このまま見送ることは心配である。事件が起こったからとて軽々に動かず、長い目できめ細かく対策を講ずべきである。今までと違う見解を述べることは好まない。これまでの原則に立ちながら、大学は責任を負うのか、負わないのか、学外のことは警察にまかせるのか、もう少し具体的に新しい事態に対して意見を統一しておく必要があるのではないかと考える。

続いて各委員から、

◎学生が革命的な考えによって行動するとすれ

ば、現在の法によって罰するより外はないと思う。

◎大学の態度は甘いといわれている。発表の対象は問わない。国、大、協の毅然たる前向きな姿勢を示す必要がある。美辞麗句のみでは駄目である。

◎あまり意気張ることをせず、将来の考え方の積重ねて行く方がよいのではないか等の意見が開陳され、この際簡潔明快な意見の表明をすることを了承し、手続上10月27日（金）11時よりの大学運営協議会を10時に繰り上げ、そのあと、午後1時より理事会を開催していただいて、本問題を提案することとした。

表明の文案については、委員会を暫時休憩し、その間において山根委員に執筆を依頼することとした。

（午後4時再開）

一応山根委員の案文を朗読し、これに対する意見が述べられたが、この意見にもとづき小委員を依頼して更に文案を練り、委員会案の作成を一任することとし、この案を10月27日の理事会に諮って承認を得られれば成るべく早い機会に国、大、協の意見として公表することとし、小委員には大河内会長、横田（利）、井上、三輪、各委員、長谷川専門委員をそれぞれ委嘱した。

なお、本日欠席された委員には「本委員会より、前記の小委員に理事会提案の作成について一任されたので、小委員において整理した案を理事会に諮ることとする」旨を報告することを了承した。

最後に、先に第3、第4常置委員会より各大学に送った「学生の経済問題に関するアンケート」については目下1/3程度の回答が寄せられているが、専門委員を中心としてこれを整理し、11月29日（総会の前日）に第3、第4合同委員

会を開いて審議したい。

また、第3常置委員会の小委員会を10月24日(火)午後5時より開催し、意見表明の文案について審議することを了承して閉会とした。

## (11) 第3及び第4常置委員会 合同会議議事要録

日時 昭和42年11月29日(水)10時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 奥田副会長、三輪委員長、遠城寺委員長、  
佐山、細谷、横田(利)、横田(嘉)、  
瀧川、三輪(代)、森川教育学部長)、五  
嶋、井上(吉)、久保、妻木、山根、村  
尾、佐藤、岡田(正)、松村、井上(剛)、  
野田(代)、荒井学生部長)、小田、水  
野各委員  
長谷川、浅川、小倉、宮田、池田各専  
門委員

議事に先だち、遠城寺委員長から退官に伴い本日をもって第4常置委員会委員長を辞任する旨の挨拶があり、続いて新任の第4常置委員会委員北海道大学の村尾誠教授の紹介があって審議に入った。

三輪委員長から、本日は①学生の経済問題と②学生問題について審議願うが、学生の経済問題に関する本日の配付資料は、先に国立大学52校から提出願った11月20日現在までのアンケートの回答を集計したもので、今後の貴重な参考資料となろう。なお、本資料はさらに本日午後開会される第4常置委員会で検討し、いずれ総会に報告するようになると思う。また、昨年、一昨年と計8校に実現をみた保健管理センターの設置は、機構は小さくとも数を増すとの方針

で今後5年間位で国立大学に設置されるよう、来年度は12校設置の要求が出され、すでに関係者が大蔵省主計局に向いて、その実現方を要請している。

さらに、最近の羽田事件等に見られる学生運動のあり方については、大学側も大いに反省する必要がある、10月19日の第3常置委員会では羽田事件を中心として学生問題全般に対する対策を討議した。その際、国大協としての態度を示すべきであろうとの結論に達し、10月24日に小委員会を開いて草案をまとめ、それを10月27日の理事会に諮ったうえで、会長談話の形で10月28日発表した。その後11月16日に再び第3常置委員会を開き、重ねて羽田事件を議題とし、学生問題に対する基本的な姿勢を討議した。第3常置委員会は、学生問題を討議する委員会であり、その意味で今回の羽田事件に関して何らかの表明をするのではないかと、その動静が一般から注目されているが、学生問題に対する基本的見解は先に発表された「学生問題に関する所見」につくされており、同様のものを再度発表するのめどうかと思われるので、今後は具体的な方策を検討し、問題の重点を明確にしておくことが必要と思われる、本日午後の第3常置委員会でこの問題を検討し、その結果を総会に報告したい旨を述べ、ついで各委員から大要次のような意見が述べられた。

○ 学生問題に対してすべての大学が果たして真剣に取り組んできたかどうか。大学における政治活動は禁止されているにもかかわらずそれが堂々に行なわれている点、学内規則の励行と遵守に対して反省の要があろう。大学のあり方に関する指導を強化すること及びそのためにはもっと教官と学生との接触の場を持つことが必要であり、それは主として一般

教育の中で行なわれようが、本腰を入れてやるには相当の経費を要し、予算措置が必要となろう。このことは文部省に対して善処方を要望する点でもある。

- 過去何回となく起きた学生の暴力事件に対して、大学はその都度、はっきりした処置をしてきたかどうか、暴力の実態が不明確な場合は別としても、暴力行為がはっきり判っている場合は毅然たる態度で処分すべきであろう。相手が学生であるということから問題が大きくなるのを懸念して適当に処理してきたところに問題がある。
- 大学にはそれぞれに学内事情があり、また、暴力をきたした原因に同情して学生を擁護する教官の態度にも問題があつて、いちはやく処分をするところとしないところがあり、大学間さらには各学部間の歩調を合やすことが出来ていない。
- 破廉恥罪の場合は相当嚴重に処分しているのに今度のような場合は処分していない。各人が持つ思想は自由であるが、その思想が暴力的なものとして現われ、大学の自治を著しくおびやかす場合は、大学は学生に対し政治活動の限界というものを示し毅然とした態度で臨んでいくべきであろう。そうしないと後に禍根を残すことになる。
- 学外における学生の不法行為に対して、外での処罰とは別に教育的見地から大学は独自に処分すべきであり、大学は社会に対しても暴力学生がいたという事実について責任を負うものである。しかし、誰がやったという明確に実証するものがない以上、それを個々に調査する力も人員も大学にはない。また、仮に実証するものがあつても、その処分が警察の手を離れてない以上、大学側が先走つて処

分を決められない場合もある。大学としては、当面いかにして暴力学生を少なくしていくかに最善の努力を払うべきであろう。

- 教職員の場合は公務員法により政治活動等を禁止されているが、学生の場合は学内はともかく、学外では一人の社会人として取り扱われ、法規に触れぬ限り、禁止することはできない。しかし、学外にあつても、学生の行動が一般の規律を犯すものであれば、大学はその事実を出来るだけ調査し、かつ学生が学生としての本分にもとるかどうかをよく見極めたうえで処置するのは当然のことである。
- 学生が学内の施設を学生連動の場を使用する際、学生は学校の規則に抵触しないことで使用願いを出す等、年年そのやり方が巧妙になってきており、形式上はチェックできても、その内容までチェックすることは難しい。しかし、大学の施設が政治活動の場を使用されることには今後充分注意していかなければならないし、このため学生部の定員の増加、施設の充実、組織権限の強化が望まれる。
- 学生と教官との接触の機会が薄いので教室以外での指導が充分行なわれていない。これについては、学生補導費として必要な予算を配付して貰うよう努力しなければならない。

## (12) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和42年11月16日(木)10時  
場所 東京大学大講堂第1会議室  
出席者 大河内会長  
三輪委員長  
細谷、横田(東京商船大)、横田(富山大)、瀧川、五嶋、井上、久保、山根各委員

浅川，長谷川（代，横山東京大学学生課長）各専門委員  
特別出席者 田中佐賀大学長，藤井佐賀大学学生部長  
説明者 白井文部省大学学術局学生課長補佐

三輪委員長主宰の下に開会。

議事に入る前に，文部省大学学術局白井学生課長補佐から，参考のため去る11月11日から12日にかけて発生した第2次羽田事件の状況と同事件を中心とした学生運動について，文部省側の資料による全般的な実状の報告を聞くことにした。

説明は，次の三つに大別して，行なわれた。

1. 第1次羽田事件より第2次羽田事件に至るまでの学生の動き。
2. 事件前日（11月11日）における各大学の状況
3. 事件前日および当日のデモの状況

文部省側の説明を終わり（白井課長補佐退席），ついで議事に入る。まず，委員長より，国大協としてはさきに会長談話を添えて「学生問題に関する所見」を発表して学生問題に対する基本的な見解を示したが，今回の場合，本委員会としてとるべき態度はどうすればよいかについて諮られ，種々意見の開陳があったが，国大協としての姿勢は既に前記のとおり明示してあるので，今回は姿勢ではなく，具体的にこれをどうすればよいか実行段階になると色々な問題があり，なかなか困難であると思うが，この点を明示することが基本問題であるという意見が多かった。

次いで，本日特にオブザーバーとして列席を得た田中佐賀大学長より，同大学で起きた学寮問題に端を発した学生事件の模様を説明され，

続いて東京大学学生課長より，今回の第2次羽田事件に関し，東京大学においての状況について説明があった。

以上で午前の会議は終了，午後1時30分再開。委員長より，重ねて国大協としてとるべき態度につき率直な具体的意見を求められ，各委員から種々意見の開陳や討議があったが，結局，小委員会を設けて，本日の意見をまとめ整理し総会前に委員会を開き審議のうえ，11月30日の総会に，委員会として中間的に報告することになった。

### (13) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和42年11月29日（水）午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 奥田副会長

三輪委員長

佐山，細谷，横田（利），横田（嘉），

瀧川，三輪（健）（代，森川），五嶋，

井上，久保，妻木，山根各委員

長谷川，浅川各専門委員

委員長から，最近の学生運動のあり方については，大学側はその責任上，もっと真剣に取り組んでいかねばならない。先般，文部大臣と羽田事件の関係大学学長との懇談会が開かれたが，その席上文部大臣から，学生側の全国的な組織だった行動に比して，大学側には全国的に何ら具体的な措置が講じられていなかったように思う。羽田事件に関係なく，大学間の横の連絡は平常から密にしておくことが望ましい旨の発言があった。

各大学の間には，これといった連絡協議機関がないことは確かであり，各大学に共通する問題

を討議する会合は必要であると考えているが、実際に、この種の会合は、文部省が主催でやるのは誤解を招く恐れがあり、また、国大協がやることにも問題がある。現在各大学間の連絡会議として年1回開催の国立大学の学生部長地区代表者会議があるが、それを大学側の自主的な会合として運用してはどうかとも思う。いずれにしても、学生問題全般について今後どのような態度で対処すべきかを検討願いたい旨を述べ、ついで各委員から大要次のような意見が述べられた。

○ 国立大学々生部長地区代表者会議は、全国を北海道、東北、東京、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の8地域に区分して昭和39年度から発足したのであるが、各地区で討議された問題は地区毎に要望書等の形にまとめ、直接文部省へ提出している。しかしこれでは要求を通すには線が弱く、全大学に共通する問題なら一本に絞って提出した方がよいのではないか。

○ 昭和39年2月、東大が中心で地区の代表者が集り懇談会を開催した。その際、今後は、この会合を正式なものとし、年1回各校持ち回りで開催していくことを申合わせ事項として決め、昭和40年度の会合は東京芸術大学が当番校で開催、次年度はお茶の水女子大学が当番校であったが、その時は各大学に差し当たって取り上げる議案もなく、その他種々問題もあって会合は中止されて、そのまま現在に至っている。年1回の開催では、当番校はどうしても東京近在の大学ということになるが、それはともかく、毎年、学生部の部、課長の半数が交代することで、各大学間の連絡に徹底が欠き、会議自体も、委員の交代等で論議の積み重ねができず、会合を継続していくに難しい面がある。しかし、この種の会合

は必要であり、中断している国立大学学生部長地区代表者会議をこの際発展させ得るなら、それが最も良いと思う。

○ 全大学の協力体制が確立されても、会議開催に伴う旅費や事務上の世話に関する予算措置がないので、その辺の事情を総会で説明し了承を得たうえで文部省等へ善処方を要望したい。文部省が主催してやるのではないから、文部省の予算に組み入れることはできず、結局、当番校が一さいの面倒をみるといった全学長間の申合わせをすることにしようか。

以上の討議の結果、今回の総会の席を借り、委員長より提案して、各大学長間で次のような申合わせをすることになった。

○ 学生問題に関する各大学間の連絡協議については、現在ある国立大学学生部長地区代表者会議および地区会議を発展活用する。なお、その際国立大学協会の第3常置委員、専門委員をオブザーバーとして参加を願うことにする。なお、会議開催に関する以上のことやその他の準備及びその経費等は、当番校が自主的に考えていくことで了承され、次回の当番校は過去の取決めもあることから、その関係大学と相談して決めることとする。

○ 委員長から、学生問題を取りあつかっている本会が今回の羽田事件に関して何らかの表明をするのではないかとその動静が世間から注目されているが、学生問題に対する所見はすでに国大協は出しており、同様のものを再度出すかどうか。本日の配付資料は国大協の所見の大筋についてさらに検討を加え、今後具体的にどう実行していくかを述べたものである。本資料の趣旨が適当であるかどうか、総会に提出すべきかどうか併せて検討願いたい旨が述べられ、種種検討の結果、総会には、

本資料の趣旨の項目だけをメモ書にして配布し、口頭でその経過を報告し説明することで了承された。

#### (14) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和42年11月29日(水)午後1時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 遠城寺委員長

佐藤、岡田、松村、井上、野田(代、  
荒井)、小田、水野各委員  
小倉、宮田、池田各委員

遠城寺委員長主宰の下に開会。

遠城寺委員長から、10月26日岡田(正)、佐藤両委員とともに大蔵省主計官に会い、保健管理センターが今後5年間位で全国立大学に設置されるよう要望した。保健管理センターの設置については内容充実の希望もあるが、まず先に数を増す方針でいきたいと思う。なお本日、新委員長を選任して後は新委員長に議事進行をお願いしたい旨述べ議事に入った。

##### 1. 委員長選任について

遠城寺委員長から、本日付で九州大学長を退任するに伴い委員長を退任するので、新委員長の選任をお願いしたい旨述べ、岡田東京医科歯科大学長が委員長に選任された。

委員長交替につき岡田新委員長主宰の下に議事継続

##### 2. 「学生の経済問題の対策」についての照会について

岡田新委員長から、標記照会について、11月20日現在、52の大学から回答が寄せられている

が、今後、これをどのように扱っていくべきかお諮りしたい。回答は大きく分けて①奨学金の問題、②学寮の問題、③アルバイトの問題の三つに分けられるが、意見があれば伺いたい旨述べ各委員から、次のような意見があった。

(イ) 高校在学中に大学での奨学金を予約保証する特別貸与奨学金は、一種のエリート意識を生じさせ、弊害を伴うように思われるので再検討が必要である。

(ロ) 奨学生の数が多過ぎるのでむしろ数を減らして1件当たりの金額を増すことを考えるべきである。

(ハ) 学寮のあるべき姿を検討することは勿論であるがとくに「学寮における負担区分について」の文部省の通達(昭和39.2.18文大生第162号)が、負担区分を詳細に分け過ぎていて、かえって了解しにくい点があり、この負担区分がきっかけで、学生問題が起きている場合もあるので、学寮が厚生施設か教育施設かの議論は別に検討するとしても、社会的常識にそって寮費は込みでいくらというように負担区分の通達を再検討する必要がある。

(ニ) 負担区分の通達をいまずぐ全面改正するのも、無理が伴うので、当面は問題のある点を個々に改善していくのが望ましい。特に負担区分のうち、寮生が負担している入浴のための燃料費については、保健衛生上の見地から必要なものなので、国費で負担するよう本年6月の学長会議で公式に要望したが何ら措置がなされていないので、さらに督促する必要がある。

以上ののち、各大学からの回答を専門委員で奨学金、学寮及びアルバイトの三つに分け、来年1月末までに整理し、そのうえで本委員会を開き検討し、何らかの形にまとめて来年の総会

へ報告するという事になった。

### 3. 理事会及び総会での報告事項について

岡田委員長から、本日3時からの理事会及び明日の総会では、第4常置委員会として、①委員長の新任報告と、②保健センターを差当たり内容より数を多く設置する方針でいくこと及び③学生の経済問題に対する照会の今後の取扱いについて報告したい旨述べ承された。

### 4. その他

最近の学生問題に関連し、学生と教官の接触が重要であり、そのための予算的措置（補導費の増額）が望まれること並びに学生部及び学部学生掛の組織、権限の強化重視及び学生部と学部学生掛の所掌範囲の明確化の必要性が議論された。

## (15) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和42年10月25日（水）午後1時

場所 国立大学協会々議室

出席者 篠原委員長

大坪（代、沢）、伊藤、和達、三村、藤

野、渡辺、後藤各委員

望月、白倉両専門委員

松本教授（東京外語大）

説明者 文部省吉川留学生課長

篠原委員長主宰の下に開会。

前回9月22日開催の際は、欠席された委員が多かった関係から、本日は前回と重複する嫌いもあるが、先のアンケートについても報告させて戴きたいと挨拶、配付資料「外国人留学生等受入れに関する調査について」の説明があり、

要するに、重要なことは5頁、6のⅡ項目別意見であり、9月22日の委員会でご審議願ったところであるが、その外、本日お諮りしたいことは、留学生制度の運営に変更がなされることになった点についてである。例えば、従来千葉大学、東京外国語大学には、留学生部或いは、留学生課程があったが、このたび日本語の1年間の集中講義を受け修了した留学生を、各大学の1年次から一般学生と同様に教育することになり、これまでの制度は、実情に沿わなくなったため変更され、各大学の実情にマッチするように改編されることになった次第であって、これ等の点について、文部省吉川留学生課長から説明を願いたいと述べられた。

次いで、吉川留学生課長より、

昭和43年度の予算要求として、留学生の日本語教育のための全体計画を立てたが、実現出来ればよいと願っている旨の挨拶があって、文部省大学学術局留学生課よりの配付資料「国費外国人留学生に対する日本語教育改善(案)説明資料」によって詳細な説明がなされた。続いて、各委員の間に、質疑応答や意見の開陳等が行なわれた。

- (1) 結構な措置である。むしろ遅きに失した感さえある。
  - (2) 留学生の国の分布はどうか。日本語学校入学者の選考とその数について十分な配慮が必要である。
  - (3) 先方の国費で留学させて来る者は私費扱いだが、わが国としては、これをもっと歓迎すべきでないか。
  - (4) 日本国際教育協会に設置を考えている日本語学校は44年から開設され、46年度から現在の留学生課程は廃止となる等。
- 委員長より、

この外、第5常置委員会の担当事項に関連して、先に要望書を提出してあるが、この要望についてご研究を願い、また、新しい提案等があれば今後検討して参りたいと思うので、ご意見を承りたい。11月総会の前日(29日)にもう一度本委員会を開催する予定となっているので、忌憚の無いご意見を伺いたい。また、昭和43年度予算に関する要望の中に、第5常置委員会の関係としては

- ① 教官研究旅費について
- ② 在外研究員派遣経費についての2点が挙げられているのでご研究を願いたい。なお、今までには話が出なかったが、学長としても新知識を学ぶ必要があるので、海外出張を考える必要がある。殊に低開発国からの留学生を真げんに引き受ける大学の学長などについては考える価値があるなどの意見があり、これに対しては考えておくこととしたいと述べ、閉会とした。

## (16) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和42年11月29日(水)10時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 玖村委員長、中川、金倉、垣下、鎌田、武居、稲荷山、池田各委員

玖村委員長主宰の下に開会。

まず、委員長から、新委員鎌田東京学芸大学長の紹介があった。

### 1. 教員養成に関する諸問題について

委員長より、本日は、特に具体的な議題もないが、これまで教員養成に関する諸問題については、主として日本教育大学協会において具体的に内部的な充実をはかることに努めてきたが、問題がここまでくれば、国立大学協会の中でこ

れについての協力と理解をもとに問題の検討を進めていきたい。その意味で、この際、角度を新たにしてこの問題を取り上げ、国立大学協会全体の問題として進めていきたいと思う。国立大学協会としては、大学全体の問題を論じるころであろうが、われわれは教員養成の観点から問題をしばって検討したい。そこで本日は、他の学部には定められていて、われわれの学部には定められていない設置基準の問題と課程制、学科制の問題についてご意見を伺いたい旨が述べられた。これに関連して、大要次の通り意見の交換並びに質疑応答が行なわれた。

- ① 教員養成のための設置基準の問題を国立大学協会として取り上げてもらってほしい。
- ② 学部の設置基準は、どのような経緯で作られたのか。
- ③ 教員養成系の大学に助手がいるが、体育とか音楽等の助手が多く、本来の学問研究の助手が殆どいないのが実情である。
- ④ 建築基準の問題も未解決になっているので、これももう少し深く掘り下げて考えていきたい。

つづいて委員長から、他学部の基準は、以前から出来ているので、ただその修正案のみを考えればよいのであるが、教員養成の場合は、新しく作らなければならない。とにかく、この設置基準の問題については、本日種種論じ合ったことだけを総会において報告し、次回の総会には、具体的な要望書を出して頂くことになるということを付け加えて報告する旨述べられた。

なお、その他フリートーキングの形で次の点が話題になった。

- ① 日教組の在り方一組合員の再教育
- ② 小学校教員の強化
- ③ 優秀な教員の確保

## (17) 科学技術行政特別委員会 議事要録

日 時 昭和42年10月25日（水）10時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 和達委員長

奥田，堀内，福田，三村，渡辺，篠原，

玖村各委員

西協専門委員

和達委員長主宰の下に開会。

先ず，委員長より開会の挨拶があり，次いで去る10月11日（水），自民党科学技術基本法に関する協議会の了解事項に基づく「科学技術基本法案要綱」に関して国立教育会館で行なわれた本委員会小委員会の模様を，その際議長として主宰された渡辺委員より法案の出来上がった経緯および前案と特に変わった点等の説明があり，結局国大協としては，科学技術行政特別委員会の専門委員会でのこの法案を更に検討し，本日（10月25日）の委員会に諮った上意見をきめることになった旨報告された。

引続いて，和達委員長より10月17日（火）開催された専門委員会の審議状況について議事録を朗読の上説明された。

次いで，鶴田事務局長から前記専門委員会の協議の結果に基づき同法案に対する国大協側の意見を文部省へ伝え，また文部省側の考え方を確かめるため文部省へ行き，大学学術局長，渋谷審議官，須田学術課長，官房長等との面接の結果を次のように報告された。文部省としては，従来のいきさつもあり，今更科学技術庁の案に待ったをかけることは困難だ。学術基本法を作る場合，内容に何を盛るかは難しい問題である。

とのことであった。

以上3件の報告があつてのち，各委員から次のような意見が述べられた。

- (1) 科学技術基本法が，国大協側の意見を織り込まず，このまま制定されるとすれば別に学術基本法（仮称）を制定し二本建てにするよう強く政府に要望すべきだ。
  - (2) 上記の場合，その前文の中に，さきに提示された自民党政務調査会科学技術基本法に関する協議会中間了解事項の(2)の主旨を含めるようにしてほしい。
  - (3) 法案要綱の前文は問題だ。名称も妥当でない。
  - (4) 学術基本法を作る場合，前の科学技術基本法案のなかから，今度の法案要綱の関係の分を除いたものを法文にすればよい。また，研究者の養成は当然それに入れるべきものだろう。
- 大体以上のような意見の開陳があつて，協議の結果，国大協としては次のようなことを織り込んで文部当局へ申し出ることにした。その文案は委員長に一任することとし，申し出での方法は今のところ正式の要望書とせず，口頭もしくは簡単な書面を持参して説明することにした。なお，この申し出での文書等については来たる10月27日の理事会に諮ることとした。
1. この法案は従前から要望している国大協側の意見と離れ，自然科学の一面のみに重点を置いてある。
  2. この法案の前文に自民党協議会了解事項の2項の主旨を含めるように改めてほしい。
  3. 現在の法案をそのまま制定する場合はそれと同時に制定を目途として，「学術基本法」（仮称）の制定を要望する。
  4. 法案要綱第20の表現については前項の関係

もあり慎重に考慮されたい。

5. 法案の名称も「基本法」は適当でない「振興法」としてはどうか。

## (18) 医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和42年10月26日(木)午後1時  
場所 東京大学図書館会議室  
出席者 福田委員長, 佐藤, 本川, 岡田, 中川, 赤木, 遠城寺, 後藤各委員, 松本, 古谷各専門委員  
春見東大付属病院上田内科医局長

福田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち, 次の通り新委員と本日の説明者の紹介があった。

- (1) 八木(神戸大)委員の後任として中川学長(金沢大)が委員に,
- (2) 伊藤委員(新潟大)は学長退官により解任となり理事会で, 後任の山内学長を委員として推薦された旨報告があり了承を求められた。
- (3) 説明者春見東大付属病院上田内科医局長

続いて, 委員長より, 過日の理事会に報告した「医学教育に関する特別委員会報告事項」を朗読, 本委員会発足当時から今日までの経過報告があり, 次いで議事に入った。

先ず, 春見医局長から付属病院の医局の実態につき, 次の如き説明があった。

医局とは, 定義としてはっきりしたものはなく, 自然発生的なものと思われるが, 一般的には科を構成している医師の集団と考えればよいので, 助手, 研究生, 大学院学生から成りたっており, その職務内容は学生, インターンの教育指導と医学の研究および患者の診療が主なもの

のである。医局員は教授が決めることになっている。学部を卒業してからインターン生として研修し, 関連病院で更に1年位研修して大学に帰り, 研究生になってテーマをもらって診療研究グループに入り, 学位を修得すると, インターン研修生の指導に当たる。外来専門になるとともに臨床グループの専門医となり無給医となる。そして部内の診療所にアルバイトし選挙で助手となったり, また外に就職する。ここに来るまでの経路は大学によっても医局によっても種々様々で一様ではない旨細かく説明された。

次いで, 医局の現在の問題点につき, 次のように述べられた。

- (1) 有給者の定員を増してほしいこと。東大の場合, 上田内科の常勤員は75名, 内, 有給者25名であるが医局の定員の増加は各科共通的に, 現在の3倍位の増加を希望している。
- (2) 医局員の大部分は定収がないので, 生活が不安である。
- (3) 外部病院からの医師の需要は多くあるけれども, 希望者が少なく応じきれない。その理由は内部に魅力があるのと外に出ると施設も不十分であり, 十分な研究が出来ないと言うのが大きな原因と思う。
- (4) 研究設備が不足で研究に支障を来たしている。

次にストライキのその後の問題について, その後医局の現状が分かって来たためか大分落ち着いてきた。

- (1) 学生は医局の真相をみずから知ろうとせず, ただ, 単に考え方が外部からの圧力等によって付和雷同的に動くような感がある。
- (2) 40年卒業者およびそれ以前の卒業者は, 不安定な制度というよりもはっきりしたコースを決めて研究したいのが原因である。行きた

い病院へ行けない、テーマを自分で決めないで教授が決めるものだと思っている。しかし勉強できるのは医局しかないこと、勉強して見て、研修生が多くては勉強が出来ないことなどが段々とわかって来たようである。立派な臨床家になりたい欲望はある。

(3) 助手の決定方法は科によって違いますが、医局員の選挙によってきめている。講座担当教授がきめるところもある。

以上のような説明があつて後、各委員から種々の質疑応答があつたがその主なるものは次の通りである。

(1) スト参加学生の内には、極めて熱心な運動家もいるが、医学部の学生は大体は中立的で話せば分かるような学生が多いようだ。また、医学部の学生は他学部と違って個別的に手をとって指導するような特段な教育であるから、そこに所謂封建的だと誤解され易い要素があるようだ。勉強をやめて運動する者はないし、学生運動等に関する指導者が無いのでその場の話を基にして行動する、大体情報を得ようとする努力が足りないようで、医局に入つて初めて実情を知るものが多い。

(2) 千葉大学では学部を修了してから、4年間は外部の診療には出さないことを原則としている。

大略上記のような意見があつて、結局今後本委員会で問題にすべきことは

- (1) 医局員処遇の問題（諸類型の明確化）
- (2) 医局の管理運営の問題（現状の分析、基準）
- (3) どこに無理があるか（把握）

の3つのことについて検討して行けばどうかとの提案があり、その方向で検討することになった。

なお、引続き各委員から、次のような意見が

あつた。

(1) 医学部は封建的とよく言われるが、これは就職を扱っているからと思われる。このことも適当に改善しなければならぬと思う。関連病院との人事関係は複雑で、開業医でもその地域の関連がないとどうにもならぬ。

(2) 千葉大では就職委員会の如きものがあつて、そこで統制している。

(3) 就職のことは、実際には教授が実権を握っているのだから、委員会の如きものが出来ても完全にはゆきかねると思う。

(4) 地方病院は医師不足が甚だしい。それは、俸給の引上げと病院施設の改善以外にその不足を解消させる方策は無い。

(5) 地方病院の医師不足の改善は設備の整つた大病院を要所要所に置き、小規模の病院は統合整理し、能率的にすることが最も有効的であろう。

(6) 国立、県立、私立を総合した医学センターを同一キャンパス内に置く構想はどうか。

(7) 制度論になると先ず保険制度からはじめて医療制度へと入る必要がある。

次にインターン制度の問題について

(1) 現在のインターン制度は厚生省としても廃止の方向に進んでいる。

(2) 医師登録は科名をつけないのが現在の統一の見解であり、若しつけるとすれば範囲の広い科名をつけるほかない。

(3) インターンに対しては、目下手当と奨学金を支給する案が考慮されている。このことは、国立大学医学部長・病院長会議でも厚生省に要求を出してあるので、この委員会においても、大いに問題にすべきだ。

○ 医学教育施設としての付属病院の予算について大学病院は教育機関であり、また、研究

機関でもあるが、予算面から見ると、全く診療病院に重点を置かれているようだ。その一例を挙げれば予算の77%以上の収入をあげることを要求されている。このような考え方でよいだろうか。

以上で議事終了。

○次回の委員会 12月11日(月)午後1時  
(場所は未定)

議題は次の通り。

1. 病院のあり方について
  2. 研修生問題について
- その他

## (19) 医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和42年12月11日(月)午後1時  
場所 国立大学協会々議室  
出席者 福田委員長  
佐藤, 本川, 谷川, 岡田(正), 山内,  
中川, 赤木, 岡田(実), 後藤各委員  
堀口, 古谷両専門委員  
説明者 豊川東京大学医学部長

福田委員長主宰の下に開会。

先ず、新委員の紹介があって議事に入る。

旧 新

(新潟大学)伊藤委員 (新潟大学)山内委員  
(九州大学)遠城寺委員 (大阪大学)岡田委員  
委員長より、本日の審議予定は、

- (1) 医師法一部改正の問題の進捗に連れ、本特別委員会として急ぎ採らねばならない手段等が有るか無いかについて検討すること。
- (2) 大学附属病院の運営について前回に続いて伺う。

こととし、なお時間に余裕があれば、前回東大病院上田内科の春見医局長が説明された医局のあり方、研修生の問題等についてご意見を承りたい旨を述べられた後、前回(10月26日)の議事要録の朗読があって、これを了承した。

次いで、医師法一部改正の問題のその後の経過について、堀口専門委員より、法案の提出については、大幅に修正して出す案と前回廃案となったものをそのまま出す案とがあるが、43年4月実施のためにはなるべく修正無しで臨時国会に上程することが良策であるとして、一応前回の線で提出される見通しであり、学界においても登録医、専門医の登録科名等色々問題もあるが、関係者に会って説明して科名撤廃で説明することの了解を得た。目下のところ、聞く範囲では一部改正の問題は科名撤廃がうまくゆけばスムーズに進められることと思われる。

続いて、各委員の間に問題点について質疑応答並びに種々意見の交換が行なわれた。

- ◎ 登録医と専門医に対する認識上に誤解のあること。
- ◎ 学生が登録制度に反対するのは、学生は、学部を卒業して国家試験に合格したあとは、青天井にせよと主張するのであって、登録制は義務制ではないとしても、学生を束縛することになり、インターンの延長になるというにある。
- ◎ 2年の研修を義務づけようとする点とこれに反対する点、これに関連する給与支給の問題等が明確でないこと。
- ◎ 研修期間が7年(WHO)であるのに、日本だけ6年に短縮する根拠が明確でないこと。  
次に古谷専門委員より、事務的な立場から病院の運営面における現状について次のような発言があった。

大学附属病院は、教育研究施設としては、文部省の、また、診療施設としては厚生省との規制を受けている。そして医療はもうかるものであるという一般の通念から、病院の運営はその収入をもって賄うよう強えられる。ノルマの収入が上がらなければ、到底運営が出来ない状態であって、附属病院の診療収入を上げるよう厳しい線を出され、必然的に、研究生、無給医局員が、診療にあたらざるを得なくなるのが実情であり、正に、大学病院は診療病院にされようとしている。

医師法の一部改正によって、2年間の研修期間を病院で引受けるようになったら大学病院の有り方はどうなるか、財政的裏付がなされなければ責任はもてないことにもなり、甚だ心配である。と病院運営経費、教官研究費、医療費、学用医療費等の予算の基準構成等について、数字的な詳細の説明がなされた。

そして、各委員から

- (1) 所要の予算がつけられなければ大学病院の運営が不可能であることに対する措置を講ずる必要のあることは明らかであり、病院長会議等で繰り返し要求しているが、なかなか実現しない。
- (2) 大学病院は教育、研究、診療の3つの目的を持つ複合体でありながら、診療だけの病院のような管理面が多分にある。このような大学病院の組織機構を解明し、複合体としての大学病院論を打ち出すまでにはゆかないにしても、何か審議会などで恒久的に取りあげるような方向を示唆する必要があるのではないか。
- (3) このような問題は、取りあげるべき良き問題であり、結論が出るまで検討すべき問題と思う。

(4) 以上のような問題については、かつて国立大学病院法などの論議もあり、病院長会議でも検討されたが、病院長の任期が2年で交替されるためもあって、論議が中断され進行しないのが実情である。熱心な病院長に、院長をやめたあとも頼んで問題の検討に当たって貰うようにすることもよくないか。

等の意見が述べられた。

次に、委員長から、本特別委員会の今後のスケジュールとして、明春6月の総会に本委員会としての大筋の意見を出すことにするか、或いは、もう少し検討を続けた上にするかについて諮られ本特別委員会の進め方については、3月頃から大綱についてまとめにかかり、6月総会には中間報告をすることとした。また問題は広範だが、あまり抽象的であってはよくないし、また、具体的なことは直接担当する人たちが居て検討するので、本委員会としてはそれを批判する立場でよい。文部省の大学設置審議会の中に医学教育に関する基準委員会があるので、本委員会としては、時々当該委員会での審議の模様を聴取して大綱を決め、これを支持、プッシュするようにしてはどうかとの意見が述べられた。

ここで、東大豊川医学部長の出席を得て、医師法一部改正(案)の国会審議についての関係筋の動きについて詳細にわたり説明がなされ、今、臨時国会に上程解決の運びとなるよう大蔵、文部、厚生 of 各省及び自民党、社会党への働きかけが必要であるとの結論に達し、国会方面の情勢など急を要する関係もあり、会長、両副会長の了承を得て、本委員会名をもって「医師法一部改正(案)国会審議について」のメモを大蔵、文部、厚生 of 各省の外、国会の関係方面に、福田委員長の外本川、岡田、後藤の各委員が明

12日10時持参の上依頼することとした。なお、当日持参のメモ案文作成については委員長に一任された。(本委員会散会后委員長と事務局で別記の「医師法一部改正(案)国会審議について」(60頁参照)を立案した。)

次回の本委員会は、明年1月19日頃午後1時(後日18日(木)10時に決定)より開催することを了承し閉会した。

## (20) 図書館特別委員会議 事要録

日 時 昭和42年10月20日 10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 川村委員長、実方、藤田、藤野、長谷川各委員

伊藤専門委員

説明者 文部省、情報図書館課 田保橋係長

川村委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつて二宮主事前回の議事要録を朗読、これを承認し、議事に入る。

最初に前回の委員会の時、要望のあつた国立大学附属図書館の大学別蔵書冊数および職員数の概況について、文部省情報図書館課の田保橋事務官から、別紙資料によって詳細な説明があつた。続いてこの資料を中心として、各委員から種々質問および意見があつたが、その主なものは次の通りであつた。

(1) 何れの大学図書館でも同じことと思うが、本表に載っているような職員数では、到底整理が追い付かないのが現状である。図書館においては、蔵書の整理の重要なことは勿論で

あるが、この外に Reference work が大切なことで、この問題をどうすべきか、図書館としては懸案となっている。

- (2) 表にあるA、B、Cのランクは或る程度学科内容とか単科大学、総合大学等の区別によって割当基準を変更してもよいではないか。
- (3) 図書館予算は年々多少の増加はしてきているが、最近図書館固有の経費の外に、臨時費的なものが非常に増加してきたので運営が難しくなつてきている。
- (4) 職員数をきめる場合、蔵書数に重点をおいてきめるか学生数・利用者数に重点をおいてきめるかという問題もある。業務量を基礎として算出することについて目下研究中(東北大)である。
- (5) 文部省では、職員数は、単に蔵書数だけとか学生数とかでなく、色々その他の細かい Factor も入れて決めるようにしている。
- (6) この表の数字によって、文部省としては、どうこれを利用しようとするのか割合を比較して蔵書の少ない大学には人を増さないのか多い大学には増す積りなのか知りたい。大学によって色々な事情があるので慎重に考えてほしい。
- (7) 文部省としては、必ずしも蔵書の多いところに増し、少ないところに増さないと言うわけではなく、未だ検討中の段階で、きまっていない。全国平均を下回っている大学は増加を図るべきだということは云える。
- (8) 業務処理の合理化を図って、人員を少なくしようすることを文部省としては考えているのか。
- (9) (伊藤専門委員) 図書館業務は年々増加の一方であるので、東大としては、今後は仕事の合理化を図り、例えば Computer 等もと

入れることも目下検討している。

以上で文部省の資料による検討を終わり、続いて、議案の「大学図書館の任務について」に移り、大略次のような意見があった。

先ず、委員長から、大学図書館の任務はいうまでもなく研究と教育の両面があると思うが、これについて伊藤専門委員のご意見を伺うことにしたいと述べられ、同委員より次の通りの意見が述べられた。

大学図書館は比較的研究面については充実しているが、教育の面についてはかなり等閑に付せられているようだ。特に総合大学では現在のような運営方法では教育面での効果の向上は無理な様な気がする。

これを改めるには、現制度では困難と思われるので、何か適切な制度は無いものかと目下考慮中である。

今その二、三の案を挙げれば

- (a) 各学部の教官は図書館を通じて積極的に教育の面で図書館を有効に使ってほしい。
- (b) 指定図書を購入予算を大幅に増加して貰うこと。
- (c) 学生には出来るだけ便利をはかり、図書館に気持ちを引きつけ、親しみ易くするように何か施設を設けるなどして、有効な方法を考えたい。

ついで各委員の間で、次のような意見の交換があった。

- ◎ 書籍を消耗的な扱いにすることは出来ないか。

これに対しては伊藤専門委員より、現制度では無理である。今後はもっと弾力性のある予算制度にして貰いたいと思うとのことであった。

- ◎ 新しい大学には特に力を入れて予算を考えてほしい。

- ◎ 館長の任務も大体2年程度で交代にしてしまいうから、図書館の事情がよく分からないままに交代するので理解が足らなくて改善策も打ち出せない事情にある。

- ◎ 図書館の設置基準は昨年度に一応案が出来たが未だ検討中で発表されてはいない。

- ◎ 日本でも、今後事務処理には、Computerを使用する方向に改める必要があると思う。

- ◎ 国大協として要望書を出すとするれば、11月末となると来年度の予算には組入れ不能と思われるがとの質問があったが、今の段階ではそれ程急ぐ要はないとのことであった。

- ◎ 差当たっては教育図書館としての利用度を増すことの検討に重点をおきたい。

大体以上のような意見があった後、協議の結果図書館問題の重要性について委員長報告として総会に提出することになり、その原案を伊藤専門委員と外にこの際日高東大教授を専門委員に委嘱し、協議して作成することになった。なお、出来上がった原案は、一応この委員会委員で検討した上、11月25日10時に更に委員長、伊藤専門委員および在京委員で、案を再検討し、審議の経過報告として中間報告の形で11月の国大協総会に報告することになった。

## (21) 図書館特別委員会 議事要録

日 時 昭和42年11月29日(水)午後5時

場 所 国立大学協会々議室

出席者 川村委員長

細谷、実吉、岡田(実)、長谷川、実方、

金倉、斎藤、田中各委員

伊藤専門委員

同日開催の理事会時間延長のため、午後6時

5分より川村委員長主宰の下に開会。

伊藤専門委員作案の「大学附属図書館に関する審議報告」を丁子主事朗読、委員長より、これを本特別委員会として、第40回総会に報告したいと思うがご意見を承りたいと諮られ、伊藤専門委員から、(1)草案を作成したが、本特別委員会としては第1回目なので、出来るだけ漠然とした表現にした方がよいと考えて作案した。(2)昨年度、初めて指定図書費として3,000万円をつけて貰ったが、本年度は5,000万円となった、大蔵省に更に理解して貰う必要がある。(3)図書館長会議は、6月に開催され7月に文部省に対し要望書を提出している。(4)先ず、一般教育関係について、74の全国立大学に行きわたるよう予算を要求し、更に、専門課程に拡充して行きたい旨の説明があり、各委員の間に質疑応答が行なわれ、「大学附属図書館に関する審議報告」を了承して閉会とした。

## (22) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日時 昭和42年11月15日(水)午後1時  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 小塚委員長  
細谷、藤田、佐藤、前川各委員

小塚委員長主宰の下に開会。

前回の議事要録を朗読し、ついで、丁子主事より本日の議題に関する資料の説明があって、議事に入った。

初めに、委員長より、去る7月17日の本委員会の方針に基づいて行なった各国立大学への「一般教育に関するアンケート」に対する回答

の結果を、別紙配付資料「一般教育に関するアンケート集録」により、各項目別に説明された。続いて、この委員会として今後検討すべき問題点は、アンケートの結果から見て、主として次のような点ではないかと考えるが、このことについて、ご意見をうかがい検討してゆくこととしたい。

- (1) 一般教育実施の期間
- (2) 授業科目(総合科目・基礎教育科目の取扱い方、その他一般教育科目と専門教育科目の関係)の開設について
- (3) 留年制度について
- (4) 一般教育の実施方法について
- (5) 教員組織の問題

が考えられるがその他の点については本委員会として結論を出すことは無理であろう。

以上の問題点について各委員の間に次のような意見や質疑応答があった。

- (1) 留年期間が長すぎて、勉強に励まなくなり、また多数の学生が残ると施設、設備等が足りなくなる。
- (2) 単位制度は、留年して、ゆっくり単位を取得することもできるので、勉強しない学生が多くなり、その間の指導が難しい。
- (3) 横割り、縦割りの問題、一般教育の年限問題、留年制度の問題などは各大学の考えに一応任せることにしてはどうか。
- (4) 教養部の教官は専門の教官のみとすることはできないか。また、一般教育に専任教員を置かない方法はできないか。
- (5) 一般教育の教官は若手教官では無理であり、むしろ専門教育の教官のベテランを当てるようにすればよい。
- (6) 一般教育の教官定員が少なすぎる。
- (7) 外国の大学は概して日本の大学より大型で

あるが、大型化の利点、弱点はどうか。

- (8) 学生が、あまり多くなることは、管理運営の面から賛同しかねる。
- (9) 大学によっては、多人数教育のやり方で授業を行なっているところもあるが、方法によっては多人数教育もできないことも無い。
- (10) 大型大学にするには、一般教育の効果の問題や多人数教育と小人数教育の問題その他実際面においても教員数の増員の問題等も生ずるので簡単に優劣を決めるわけには行かない。
- (11) 大学の種類によっても、また学問の性質によっても大型化の適不適はあると思うが大体において小グループの方が教育によいと思う。
- 以上でアンケートについての討議を終わり、来たる11月30日の総会に、本日までの本委員会の進行状況を報告することになった。なお、中教審の審議の状況から見て、本会としては緊急にとりあげなければならない問題もないので、おおいと議題を選び、進めて行くこととした。
- その他

- (1) 委員長より一般教育と専門教育との関係の問題に関心の深い方を適当な時機に委員会に招きお話を伺うことにしたいとの発言があり、岡山大学の坂手教授を招いて話をきくことになった。なお、専門教育担当教官にアンケートして、違った意見を聞くことも必要ではないかと思う。
- (2) 専門委員は必要ある場合にその都度依頼することとした。
- (3) 本日の配付資料「一般教育に関するアンケート集録」は未記入大学の分を追加記入の上、総会当日に配付できるよう準備しておくことになった。

以上で本日の会議を閉じ、次回開催日は明年2月中旬とすることにした。(場所、時間未定)

## (23) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和42年10月26日(木)10時  
場所 国立大学協会々議室  
出席者 本川委員長  
堀内、和達、藤田、渡辺、奥田、八木、赤木、遠城寺各委員  
三宅専門委員

本川委員長主宰の下に開会。

委員長より、国大協で午後1時に次の会議が予定されているので、本日は短い時間であるが、集中的に審議を進めて行きたいと挨拶、広島大学川村委員に代わって、新たに委員となられた岡山大学赤木委員並びに、専門委員を委嘱された三宅東大物性研究所長の紹介があり、本委員会としての審議を進める上に、研究所長会議の審議の模様について伺って置くことが大事だと思われるので、早速三宅専門委員からご説明を承ることとしたい。なお本日の資料として、

- (1) 国大協庶第123号設問に対する回答(北海道大学)  
(2) 研究所特別委員会審議題目(各大学よりの回答のまとめ)  
(3) 研究所長会議の現状

等をお手下に配付した旨説明があつて、三宅専門委員から、前記資料(3)「研究所長会議の現状」について、

I. 文部省所轄ならびに国立大学附置研究所長会議

II. 共同利用研究所長懇談会

等についての説明が行なわれ、研究所長会議としては、共通的で現実的な問題が多く論議され、

理念的な問題はあまり論議されていない。

また、外に、共同利用研の所長懇談会が毎年1回開催され、共通の問題について話し合いが行なわれている。共同利用研は、最近数が増えて来たので、本年度から、特別委員会を設けて問題の検討をすることを考えている旨が述べられた。

ついで、次のような意見の交換が行なわれた。

◎ 現在の研究所の制度については、改編の機に到達していると考えられるので、もっと検討して結論を出すようにしてはどうか。

◎ 共同利用研の考え方については、

- (1) 共同利用研は、集中的に中央に設置することなく、全国各地に設けるべきである。
- (2) 本委員会では、共同利用研の巨大の施設・設備を有効に利用することを考えるべきではないか。
- (3) 将来は、大学付置ではなく、大学とは教育の面においてのみ連携を持つが、その他については別個のもの、即ち、併置の形としてはどうか。
- (4) 学術会議の勧告によって設置されるものが多いために、大学による全体的見通しの上に乗っての主体性がない弊がある。

◎ また、共同利用研の長所としては、

- (1) 予算獲得のために有利であること
- (2) 他所から来る研究者には都合がよいこと
- (3) 学界に対し一つの中心になり、有力なよい結果を生み、よい役割りを果たして来たと考えられること等、

その短所としては、

- (1) 共同利用研の設置は同種の他の研究をストップさせる恐れがあること、
- (2) 付置された大学はサービスのため、忙しく、本来の研究が阻害されること、

(3) 管理の面では都合の悪いことのみが起こること、

(4) 大学の自治と抵触する面が多く、付置するために、双方の妥協の線での運営となり、すっきりしない点があること。

等が挙げられた。

委員長より、本特別委員会としては、発足後、日も浅いことであって、目下フリーデスカツション中であり、11月の総会には報告事項が無いこととしてよいかと諮られ、問題の柱は研究所と大学院との関係及び共同利用研の二つであると思われるが、次回までに、事務局で「研究所特別委員会審議題目」について問題点を項目毎に整理して置くこととし、次回の開催については、総会の際に相談することを了承して閉会した。

## (24) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和42年12月12日(火)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 本川委員長

堀内、和達、渡辺、奥田(代、秦教授)、  
赤木、水野(代、具島教授)各委員  
三宅専門委員

本川委員長主宰の下に開会。

初めに、代理出席の京都大学学長代理秦教授並びに九州大学学長代理具島教授の紹介があった後、委員長より、前回までは、各大学から申出のあった意見をまとめて整理する段階であったが、今回は、その問題点を別紙資料「研究所特別委員会において審議すべき主なる問題点」の通りまとめたので、これについてご意見を伺

いた旨述べられ、鶴田事務局長よりその資料取りまとめの経緯について説明があり、続いて二宮主事資料朗読、2、3の質問や一部字句の修正があったのち、この問題点を中心に審議をすすめてゆくことになった。

ついで、委員長より、まずⅠの研究所本来の問題から話し合って、順次Ⅱの学内における附属研究所の問題、Ⅲ共同利用研究所の問題等について検討していきたいと述べられ審議に入った。

その主なる意見は次の通りである。

◎ 附置研究所の在り方について

- (1) 大学は研究し教育するところであり、研究と教育はもともと不可分のものである故、附置研究所も当然研究だけでなく教育面にもたずさわるべきであり、特に大学院には積極的に力を入れるべきである。
- (2) 学部は基礎的な教育に重点をおき、大学院の教育は研究所に weight をおくべきである。
- (3) 本来、大学院学生の教育の主体は学部にあるのであって、研究所は補助的な教育をするという考えであったが、研究所にも大学院学生（人文社会系を除く）の予算が配当されるようになったこともあって、その考え方も変わって来ている。
- (4) 専門的な研究や境界領域の研究など研究所で教育する方が適当な部門もあるが、大学院の教育を研究所にあまり weight をおくような考え方は問題である。教育面については研究所にあまり weight をおくような考え方はよくない。
- (5) 学部はバランスのとれた教育を要求されているが、研究所はバランスよりも特色をもたしてよい。
- (6) 附置研究所の大学院教育に対する考え方は、大学によってかなり区々の現状である。例え

ば、京都大学、九州大学、岡山大学などにおいては、教育面はあくまで学部が主体で、研究所は従という方針をとっている。この点については、その大学の実情によって決めたらよい。

- (7) 附置研究所の研究組織の増強と部門の定員も増加を特に図ってほしい。
- (8) 人事交流の問題について学部の教官と研究所の教官は、所属が定着して交流があまり無い状態に置かれているようだが、或る程度の人事交流は必要ではないかとの意見が出たが、これについては次のような意見があった。
  - ① 教官が学部から研究所へ移るのは多くの大学において嫌がる傾向があるようだ。
  - ② 北海道大学、東北大学などにおいては嫌がるような傾向を見られない。
  - ③ (委員長) これは人事の問題であるから必要と思えば出来得ることであるから、各大学で適当に行なったらよいと思う。
- (9) 研究機器 center について  
巨大設備を要しない共同研究のため、各地域に研究機器 center を置くことは是非必要である。共同利用も出来るようにすれば一層よい。
- (10) 研究所の scale について
  - ① 研究所の設置基準は別に定めはないが、数年前研究所長会議で、一応5部門以上の基準を申し合わせているが、特色ある研究所の場合は、例外として5部門以下を認めてもよいことにしてほしい。
  - ② 研究所の scale は、部門の少ない方の制限はあるが、多い方の制限も必要である。その程度は20部門を限度とする意見と10部門程度を限度とする意見があったが、あまり多くなることは運営上よくないという意

見が多かった。

- ③ 5部門以下の小規模の施設ならば、人事の交流の点からも研究の便利さから言っても、研究施設として学部にも所属させる方がよいと思う。研究所にすると学部から遊離して却って研究に差支える。
- ④ 同じ大学内の学部と研究所の両方に、競合するような部門があることは、教育のためには、さげられないではないか、到達する目的が違っておったりまた到達する目的は同じでもその道程が違う場合は必ずしも不可とは言えないとの意見があった。

次に、堀内委員より北海道大学より提出の別紙「審議すべき主なる問題点についてに対する北大附置四研究所（低温，応電，触媒，結核）の意見」について説明があり，以上で本日の会議を閉じ，次回は，北海道大学提出の資料について検討することとなり，1月19日（金）午後1時から国立大学協会会議室において開催することになった。

## (25) 第18回大学運営協議会 議事要録

日時 昭和42年10月27日（金）10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長，奥田，藤田，小川，遠城寺，篠原，増田，玖村，中川，近藤，中村，横田（代，養田），武貞（代，武貞），熊谷（代，郡）各委員  
大塚，団藤，田上各臨時委員

大河内委員長主宰の下に開会。

委員長から，開会の挨拶があったのち，本日代理出席の富山大学の養田学生部長，京都教育

大学の武貞学生部長，愛媛大学の郡教授および新たに臨時委員を委嘱した団藤東大教授が，それぞれ紹介された。ついで，自衛官の大学院入学の問題，富山大学経済学部教授会に関する人事院の判定書の問題等当面の管理運営の諸問題について各方面にわたり種々懇談が行なわれた。

## 2. 諸 会 合

(昭和42年10月19日~42年12月)

月日	曜	時刻	会 議 名
10. 19	(木)	(13)	第3常置委員会
	20	(金) (10)	図書館特別委員会
	20	(金) (13)	第1常置委員会
	23	(月) (10)	第2常置委員会小委員会
	23	(月) (13)	第2常置委員会
	24	(火) (17)	第3常置委員会小委員会
	25	(水) (10)	科学技術行政特別委員会
	25	(水) (13)	第5常置委員会
	26	(木) (10)	研究所特別委員会
	26	(木) (13)	医学教育に関する特別委員会
	27	(金) (10)	第18回大学運営協議会
	27	(金) (13)	理事会
11. 1	(水)	(14)	私大各団体との事務連絡会
	7	(火) (16)	私学連盟との懇談会
	15	(水) (13)	教養課程に関する特別委員会
	16	(木) (10)	第3常置委員会

17 (金) (17)	第2次羽田事件関係学 長懇談会	30 (木) (10)	第40回総会 (第1日)
25 (土) (10)	図書館特別委員会小委 員会	12. 1 (金) (10)	第40回総会 (第2日)
28 (火) (13.30)	第3常置委員会小委員 会	1 (金) (13)	第1回学長懇談会
28 (火) (18)	第6回木曜会	2 (土) (10)	第8回事務連絡会議
29 (水) (10)	第3, 第4合同常置委 員会	8 (金) (11)	在京幹事等懇談会
29 (水) (13)	第7常置委員会	11 (月) (10)	第1常置委員有志懇談 会
29 (水) (13)	第1常置委員会	11 (月) (13)	医学教育に関する特別 委員会
29 (水) (13)	第3常置委員会	12 (火) (13)	研究所特別委員会
29 (水) (13)	第4常置委員会	12 (火) (17.30)	第3常置小委員会
29 (水) (15)	理事会	20 (水) (14)	特別会計制度協議会小 委員会
29 (水) (17)	図書館特別委員会	25 (月) (10)	特別会計制度協議会専 門委員会

## 窓

### 文理学部の改組拡充について

多年の懸案であった14大学文理学部の改組拡充は、大学生急増対策の一環として去る昭和40年度から毎年度行なわれてきたが、昭和43年度予算内示によりここに4か年度をもって完了することとなった。このことは新学制が敷かれて以来大学教育改善における特筆すべき事業であり、文部省当局の積極的な予算措置と大蔵省当局の理解協力の賜である。

その改善においてなお、将来に問題を残すものとして、文理学部のまま拡充整備したもの、また人文、法文、理工等の複合学部改組拡充したもの等が多いが、今後の改善の時期をまって解決されることとなろう。

改組拡充の結果は別表のとおりである。学部において11、また学科、入学定員において、文科系9学科860人が、理科系32学科1,025人が増加し、合計41学科1,875人と旧のほぼ倍増であって理科系の学生増が著しい。

なお、この改善を機会に教養部を設置した大学は12である。(別表66頁)

(一橋大学事務局長 上山 定治)

## B 意見書・要望書等

国立大学協会第40回総会（昭和42年11月30日，12月1日開催）で決議した意見書およびその以後，当協会において提出した要望書等は次のとおりである。

### 記

1. 科学技術基本法案要綱に対する当協会の意見について
2. 医師法一部改正（案）国会審議について（メモ）
3. 昭和43年度国立大学予算の緊要事項について
4. 奨学金の停止・廃止等について

提 出 先	意見書等種別
内閣総理大臣	佐藤 栄 作 1
文 部 大 臣	灘 尾 弘 吉 1.2
事 務 次 官	斎 藤 正 1.2.3.4
大学學術局長	宮 地 茂 1.2.3
官 房 長	岩 間 英太郎 1.2.3
大 蔵 大 臣	水 田 三喜男 2.3
事 務 次 官	谷 村 裕 2.3
主 計 局 長	村 上 孝太郎 2.3
主 計 局 次 長	船 後 正道 2.3
主 計 官	小 幡 琢 也 2.3
厚 生 大 臣	園 田 直 2
科学技術庁長官	鍋 島 直 1
自民党政務調査会長	大 平 正 芳 3
同 副会長	坂 田 道 太 3
同 上	原 田 憲 3
同文教部会長	高 見 三 郎 3
衆議院社労委委員長	小 沢 辰 男 2
同上 委員	竹 内 黎 一 2
〃 〃	河 野 正 2
〃 〃	田 辺 誠 2
参議院	大 橋 和 孝 2

日本育英会理事長

緒 方 信 一 4

### 1. 科学技術基本法案要綱に対する 当協会の意見について

国立大学協会は，自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会了解事項に基づく科学技術基本法案要綱につき，去る11月30日，12月1日開催の当協会第40回総会において審議の結果別紙のとおり意見が決定されましたので，ここにこれを提出いたしますので，右の意見実現方につき格別のご配慮をお願いいたします。

昭和42年12月5日

国立大学協会会長 大河内一男

「科学技術基本法案要綱」に対する意見

国立大学協会  
(昭和42.12.1)

1. 今回示された科学技術基本法に関する協議会の了解事項に基づく科学技術基本法案要綱によりこれを法制化する場合は，本協会が従来主張してきた自然科学および人文社会科学

の両分野が真に調和のとれた発展を遂げられるようにすべきであるとの意見に基づき、上記協議会了解事項の2の実施方策として、必ず学術基本法（仮称）を制定されるよう要望する。

すなわちこのことは、従来の科学技術基本法案要綱の母体である科学技術会議の答申の趣旨とこれに基づき過去2か年にわたり審議を続けてきた同法案要綱の経緯から見て、今単に科学技術の面のみを抽出して法制化することは、当協会の予て主張する見解にも悖ることとなるので、この際協議会了解事項の2に基づき、学術の面についても法制化することを必要と認めたからである。

2. この意味において、今回の科学技術基本法案要綱の審議にあたっては、学術基本法制定を前提として、慎重に審議されるよう特に配慮されたい。
3. なお、法案の名称についても、いわゆる科学技術の基礎をなす学術の面が除かれるため、科学技術「基本法」のごとき総称的名称は適当とは思われないので、これを科学技術「振興法」に改めることが望ましい。

（附 記）

今回の法案要綱に対するさしあたりの意見は、次のとおりである。

- a) 同要綱中「人文科学」を「人文社会科学」に改められたい。
- b) 前文において、学術および科学技術の全般にわたるような表現は、前項1による学術基本法制定との関係もあり、これを修正する等作案について慎重に考慮されたい。
- c) 同要綱20の大学参加の条項については学術の面との関係もあり、その表現については慎重に考慮されたい。

## 2. 医師法一部改正（案）国会審議について（メモ）

昭和42年12月12日

国立大学協会

医学教育特別委員会

予てより懸案の大学医学部学生の卒業後研修に関する医師法一部改正は、医学制度上もっとも緊急を要しますので、是非とも明年4月より実施することを目途とし、今回の臨時国会において審議ご決定を願いたく、万一これが次期国会に付議されるような場合は、手続その他の面で明年4月からの実施は不可能となりますので、この点特にご諒察の上格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

なお、同法改正後における学部教育ならびに卒業後の研修を完遂するため、これに必要な財政的裏付についても是非とも御考慮下さるよう併せてお願い申し上げます。

## 3. 昭和43年度国立大学予算の緊要事項について

さきに、本協会は昭和43年度予算に関し別紙のとおり要望しましたが、巷間に伝えられる予算編成の現状から見て、その実現については相当困難を伴うものと思われませんが、この際少なくとも緊急を要する下記事項の予算について、格段のご配慮をお願いいたします。

記

### 1. 学生の増募

学生増募については、41・42両年度に引続き既定計画による増員数約3,000名を、従前と同様な内容、方法（学部、学科等の増設）

により実現すること。

2. 教養課程および大学院の整備充実
3. 教官研究費（併せて科学研究費）の増額
4. 学生厚生補導経費および在外研究員経費の増額

昭和42年12月23日

国立大学協会会長 大河内一男

#### 4. 奨学金の停止・廃止等について

昭和43年1月19日

日本育英会理事長

緒方信一殿

国立大学協会

第3常置委員会

委員長 三輪知雄

第4常置委員会

委員長 岡田正弘

当協会は、去る1月17日第3常置委員会および第4常置委員会の合同委員会を開催し、標記に関連する手続その他の諸問題について協議した結果、次のとおり、要望することを決議しま

した。

については、本委員会要望の趣旨をご賢察の上、奨学金の取扱いにつき格段のご配意をお願いいたします。

(要望)

このたび羽田事件に関連し、貴会において関係学生に対する奨学金の停止もしくは廃止について早急な措置を講ずることを考慮されましたが、本来、奨学金制度は大学教育特に学生の厚生補導と密接な関係があり、貴会と大学との合意と協力によって初めて、その目的が達成されるものであります。

このことはまた、日本育英会奨学規程に明示されているところであり、従来、これらのことが大学と合意のもとに取扱われてきたのも以上の趣旨にほかなりません。

したがって、奨学金の停止・廃止等の措置が万一貴会限りの判断のみによって行なわれるようなことがあれば、教育上種々困難な問題を招くことともなるので、これらの措置を講ずる場合は、必ず関係大学の意見を徴し、十分にこれを尊重して措置されるよう、この機会にあらためて強く要望します。

## 窓

### 「グヒエーシヴァリー寺院の模型」の展示

東京大学総合図書館3階ホールには、ネパール国王王子が同大学に留学のお礼として寄贈された「グヒエーシヴァリー寺院の模型」が飾られている。

ネパールの首都カトマンドウの郊外にあるグヒエーシヴァリーは最大の神シヴァの妃で、活力の源泉として創造を行なう。黄金を以て装飾され、上部には4頭の蛇がこの寺院を守り天蓋を頂き、下方では獅子が守護し、内部の中央にこの女神の像が安置されている。約200年前の建造。

(東京大学「図書館の窓」Vol.6. No.12 より)

## C 国立大学協会年表

[注] 昭和40年(1965年)9月以前は、会報第30号に登載

- 昭和40年(1965年)
- 10月25日 常務理事会を開催し、常置委員会審議担当事項を審議決定する。  
常務理事会への監事の出席を認む。
- 10月27日 昭和41年度国立大学予算に関し、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 11月5日 学生急増対策につき再度、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 11月8日 第13回大学運営協議会を開き、小委員会作成の大学の組織運営に関する意見(案)を検討する。
- 11月24日 国立大学協会に専任の事務局長をおくこととする。(理事会)
- 11月25日 第35回総会を開催する。科学技術基本法案、大学設置基準の改訂要綱等論議される。
- 11月26日 総会第2日、新設大学拡充特別委員会報告まとまる。  
大学間の協力並びに国際交流の強化について、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 11月27日 国立大学協会事務所竣工式を行なう。本協会15周年記念式及び同祝宴を挙行する。  
記念式に引き続き、各学長の出席のもとに緊急協議会を開き、科学技術基本法案に対する当協会の態度および意見について協議する。  
第14回大学運営協議会を開き、前年に引き続き小委員会作成の大学の管
- 理運営に関する意見(案)を検討する。
- 11月29日 第3回事務連絡会議を開催する。
- 11月30日 科学技術基本法案(未定稿)に対する意見書を文部大臣、科学技術会議議長宛に提出する。
- 12月7日 欠員不補充の対象よりの除外についての要望書を、内閣官房長官、文部大臣、行政管理庁長官、人事院総裁に提出する。
- 12月20日 新事務所に移転する。
- 昭和41年(1966年)
- 1月1日 前東京大学事務局長鶴田酒造雄氏国立大学協会専任事務局長に就任する。
- 1月19日 第15回大学運営協議会開催。  
1月8日より13日まで連日を費やし取纏委員会で作成した大学管理運営に関する意見(案)を審議する。
- 1月20日 事務連絡会議に各地区の事務局長により互選された幹事を置くことにする。
- 1月25日 科学技術基本法案要綱に関する意見書を総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官、科学技術会議議長、行政管理庁長官に提出する。
- 1月31日 国立教育会館内国立大学協会分室を廃止する。
- 2月4日 第36回総会を開催する。  
「大学設置基準の改善等について」

- に対する意見書を審議し、文部大臣に提出する。
- 2月5日 第36回総会第2日、大学の管理運営に関する意見(案)について審議し、各大学で検討することとする。  
「大学設置基準の改善等について」に関連して基礎教育科目の単位について申し合わせる。
- 2月7日 第4回事務連絡会議を開催する。
- 2月21日 「科学技術基本法案(第4次検討用試案)等に対する意見」を文部省、科学技術庁に申し入れる。
- 3月12日 「科学技術基本法に基づき設置される科学技術会議の専属の事務局設置について」につき大河内会長総理大臣に面接し要望する。
- 3月16日 科学技術基本法案その他当面する大学問題について文教関係国会議員と懇談する。
- 3月31日 第4回特別会計制度協議会を開き、昭和41年度予算の説明と、これに関連する会計制度上の問題点について協議する。
- 4月14日 学生問題特別委員会設置される。
- 4月28日 第5回特別会計制度協議会を開催し、昭和42年度国立大学新規概算要求の基本方針につき協議する。  
大学の管理運営問題について文教関係国会議員と懇談する。
- 5月7日 ILOに関する管理職員等(国家公務員法)の範囲、その他について常務理事会を開催する。
- 5月11日 第1回幹事会を開く。
- 5月19日 科学技術基本法案、留学生問題について文教関係国会議員と懇談する。
- 5月25日 国立大学教官等の待遇改善について、文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁に要望する。
- 6月16日 学生急増対策教官給与改善等について文教関係国会議員と懇談する。
- 6月22日及び23日 第37回総会を開催する。  
北見工業大学本会に加入する。  
大学運営協議会規程。理事及び監事総会互選要領、並びに国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正を行なう。  
大学の管理運営に関する意見を審議決定し、会長談話を添えて6月23日これを公表する。
- 6月24日 第5回事務連絡会議を開催する。
- 7月21日 国立大学教官等の待遇改善について、人事院総裁に再度要望する。
- 8月27日 欠員不補充について、内閣官房長官、文部大臣、大蔵大臣、行政管理庁長官に要望する。
- 8月30日 大学保健管理の改善整備について、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 9月21日 昭和42年度予算に関し、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 9月22日 ILOに関する管理職員等の範囲その他について、学長懇談会を開き、本問題について地区別懇談会を開くこととする。  
来年度予算、科学技術基本法案等につき文部大臣と懇談する。
- 10月21日 教育系の大学・学部 of 整備充実及び学生定員について、文部大臣、大蔵大臣に要望する。
- 11月5日 杉野目副会長退任に伴い鹿児島大学長福田得志氏副会長に就任される。

- 11月9日 人事院規則17—0「管理職員等の範囲」にいう管理職員等の意義について参考資料を各大学に送付する。
- 11月14日 「科学技術基本法（仮称）に対する意見の要旨」を持参し，文部大臣に要望する。
- 11月25日 入試問題に関し文部省と懇談する。
- 11月28日 「人事院規則17—0別表の国立大学管理職員等について」国立大学協会の意見を理事会の了解事項として決定する。
- 11月29日及び30日 第38回総会を開催する。  
学生問題特別委員会の「学生問題に関する所見」を委員長談話を付し，同委員会名をもって公表することに決定する。
- 11月30日 大学間の協力並びに国際交流の強化について文部大臣，大蔵大臣に要望する。
- 12月1日 第6回事務連絡会議を開催する。
- 昭和42年（1967年）**
- 1月11日 第6回特別会計制度協議会開催。  
小委員を文部省側，国立大学協会側各3名に増員し，「昭和42年度暫定予算」その他これに関連する問題について意見交換を行なう。  
大学の当面する諸問題につき文部大臣と懇談する。
- 2月3日 科学技術会議運営委員会委員と科学技術基本法問題その他について懇談する。
- 2月22日 学生増募その他昭和42年度予算に関し，会長その他委員が大蔵次官，同主計局長に面談申入れを行なう。
- 3月15日 理事会において，今夏開催の「ユニバーシアード東京大会」につき国立大学協会が協力することを認める。
- 3月16日 教養部，大学院教育の改善等について文教関係国会議員と懇談する。
- 4月21日 欠員不補充につき，内閣官房長官，行政管理庁長官，文部，大蔵各大臣に要望する。
- 4月22日 理事会において，6月より交替の各常置委員会の教員委員を選任する。各常置委員会の組織及び担当事項の改編について検討する。
- 5月11日 第7回特別会計制度協議会開催。  
昭和42年度予算並びに昭和43年度国立大学新規概算要求基本方針（案）について協議する。
- 5月25日 国立大学教官の給与改善について，文部，大蔵各大臣，人事院総裁に要望する。
- 6月24日 第8回特別会計制度協議会開催。  
国立大学における外国その他より受ける研究資金援助の問題と関連して国立大学が外部から受ける奨学寄附金及び受託研究費等の会計上の取扱について協議する。
- 6月25日 理事会において，学生急増対策特別委員会，大学設置基準特別委員会の廃止を決め，また，図書館特別委員会，医学教育に関する特別委員会，研究所特別委員会，教養課程に関する特別委員会が設置される。
- 6月26日 第39回総会を開催する。  
「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」。「大学運営協議会規程」及び「理事及び監事総会互選要領」の一部を，それぞれ

- 改正する。
- 理事及び監事の任期満了に伴い互選を行ない、新理事及び監事を選出する。
- 会長、副会長の任期満了に伴い理事互選の結果、会長に東京大学長大河内一男氏、副会長に京都大学長奥田東氏、及び鹿児島大学長福田得志氏がそれぞれ再選される。
- 各常置委員会の委員を決定する。
- 6月27日 第39回総会2日目、「大学院設置基準をめぐる所見」について、会長談話を添えて公表する。
- 各常置委員会委員長を決定する。
- 大学運営協議会地区委員を選出し、同臨時委員の再任を決定する。
- 外国の軍からの資金の受入れに関連して会長所見を公表する。
- 6月29日 第7回事務連絡会議を開催する。
- 8月19日 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書を文部、大蔵各大臣に提出する。
- 9月1日 学生問題特別委員会編纂の「学生問題に関する資料」を刊行し、各国立大学のみ頒布する。なお、この日をもって学生問題特別委員会を廃止する。
- 9月14日 第17回大学運営協議会同懇談会を開き、小委員の選任、臨時委員の補充を行なう。
- 9月19日 入試期日1、2期校問題について、第2常置委員会委員と文部省及び同省の入試改善委員会委員と懇談する。
- 9月22日 昭和43年度予算に関する要望書を文部大臣、大蔵大臣に提出し要望する。
- 9月27日 第18回大学運営協議会同懇談会を開催する。
- 自衛官の大学院入学その他当面の管理運営の問題について懇談する。
- 10月28日 第1次羽田事件にも関連し、学生問題についての会長談話を公表する。
- 11月1日 事務局組織規程、職員服務規程、処務規程、会計規程、給与規程、旅費規程を10月27日の理事会に諮り制定実施する。
- 11月7日 日本私立大学連盟常務理事校の学長と羽田事件に関連する学生問題に関し懇談会を行なう。
- 11月17日 第2次羽田事件に関連し、文部省の関係学長会議のあと出席学長懇談会を開く。
- 11月28日 昭和43年度予算、学生問題、科学技術基本法案要綱等について、文教関係国会議員と懇談する。
- 11月30日及び12月1日 第40回総会を開催する。
- 学生問題、1、2期校問題等論議される。
- 自民党政調会科学技術基本法に関する協議会了解事項に基づく「科学技術基本法案要綱」に対する意見を決定し、総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官に要望する。
- 外国人留学生等受入れに関する各大学アンケート結果、及び一般教育に関するアンケート集録をまとめる。
- 総会（引き続いて学長会議のないとき）開催の際、総会閉会后文部省関係官を交えて学長懇談会を開催することを決める。
- 12月1日 第1回学長懇談会を開催する。



## D 資 料

### 1. 「国立大学の入学試験期日に関する第2アンケート」の回答整理結果

このアンケートに対する回答は74大学全部から到着した。この結果は表①～③にまとめて示したが、これを要約すれば、次のようなことになる。

- 1) A案（一定期間において各大学ごとに入試期日を定める）を採るとする大学は24大学あるが、このうち、一期校は2大学（東京芸術大学、宮崎大学）であって、二期校のうち47.8%（22/46）がこの案を支持していることになる。
- 2) B案（国立大学の入試期日を前期後期の2回とし、各大学はそのいずれかを選ぶ）を採る大学は40大学あるが、このうち、一期校は24大学、二期校は16大学であって、一期校のうち85.7%（24/28）、二期校のうち34.8%（16/46）がこの案を支持していることになる。
- 3) A案、B案のいずれとも決めない大学は10大学（一期校2大学、二期校8大学）であるが、このうち5大学は、A・Bいずれの案でもよいとするものであり、2大学はA・Bいずれに対しても「問題あり」「不賛成」とするものである。残りの3大学は、学部によって意見が異なり、大学としての態度をまとめなかったものである。（表③）
- 4) 全体として、一期校は現状に問題を感じておらず、現状の変更を積極的には支持しない。

「入試期日を2回に分け、そのうち前期にしたい」という現状維持の線は、「A・Bどちらでもよい」とする2大学を含めれば、実に92.9%（26/28）を占める。これに対し、二期校では、現行制度に不満であったり、問題を感じていたりするものが多く、現状維持の線「入試期日を2回に分け、そのうち後期にしたい」とするものは10大学、21.7%（10/46）にすぎない（表②）。要するに、現状維持の線は一期校・二期校合わせて多くとも36大学48.6%であって、わずかに過半数に達しない。

- 5) 現状維持という意味ではなしに、入試期日を2期に分けるという現行案に近い線を探る大学は、二期校6大学（13.0%）にすぎない。「A・Bどちらでもよい」としながら「B案なら前期とする」という大学、「仮にB案なら前期とする」が、「A・Bいずれとも決定しがたい」という大学を合わせても（表③）、2期制を支持しつつ現状を改善しようとする大学は二期校11大学（23.9%）である。
- 6) 以上を一表にまとめて示せば、

現状維持	現状変更
一期校 (B案で前期)	$24 + 2$ 大学 [A案…2] 2大学
二期校 (B案で後期)	10大学 [A案…22, B案…6, その他…8] 36大学
(計)	36大学 38大学

のようになり、明瞭に一期校は現状維持を、二期校は現状変更を望んでいることがわかる。また、現状を変更する場合には、これもあきらかに、A案を支持する大学が多い（24/38、63.2%）。A・Bどちらでもよいとする3大

学（表③）を加えれば、71.1%がA案を支持していることになる。

7) 「仮にA案を実施した場合、入試期日をいつにするか」に対する解答を整理して、期日別、地域別に大学の分布を示したものが表④である。また、この場合、学部別、期日別に分けたものが表④—2である。これによると、大多数の大学が上旬に集中することとなるが、中旬、下旬に期日を定めようとする大学も若干あり、地域によっては、現在よりも受験生が多くのおもつことになる。また、同一学部について二度以上の受験のおもつことは少なく、わずかに教育学部、経済学部、工学系学部においておもつ機会が残されるにすぎない。

8) 「仮にB案を実施した場合、入試期日を前期・後期のいずれにするか」に対する回答をA案と同様に整理したのが表⑥および表⑥—2である。これによると、現在の一期校はすべて前期を採り、これに現在の二期校の22大学が加わって、50大学が前期に入試を行なうことになる。しかし、各地域とも僅かに2回受験のおもつ機会は残されている。学部別の期別の集中程度は、A案程度であり、また、現行二期制の場合と比べても若干、集中化が激しくなる程度である。

9) 同一学部または同一系列において、2回以上の受験のおもつ機会を与えることは、現行制度においても必ずしも実現していないが、A案・B案のいずれを実施しても、この問題の解決に近づかないことは明らかである。現行制度で一期校・二期校の学部数を比較してみると下表のようである。

これによってみても、多くの学部をもつ大学にしか設置されていない学部、例えば、文

期別	学部数										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
一期校	1	3	5	3	1	5	1	2	5	1	1
二期校	19	10	4	7	3	1	2	—	—	—	—

学部、教育学部、法学部などについては、同一学部につき2回の受験のおもつ機会を与えることは困難である。

## 2. 外国人留学生等受入れに関する調査について

(42. 10. 25)

第5常置委員会

### A 調査事項

#### 1. 留学生制度全般について

現在におけるわが国の留学生制度に関する問題点とその改善策（意見及び希望等）

#### 2. 各大学における学部及び大学院研究科留学生について

(1) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れに伴う問題点とその改善策（意見及び希望等）

(2) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れ可能数

(3) 現状での学部及び大学院研究科留学生受入れ可能数（(2)の数）をさらに増加しうる場合

(イ) 現状での受入れ可能数をさらに増加しうる数

(ロ) 現状での受入れ可能数をさらに(イ)のように増加するためには、どのような措置が必要か（教官、事務職員、教育補導経費、宿舎、施設・設備等）

なお、照会先は各国立大学、調査の対象

学生は文部省奨学金留学生（国費留学生）、私費留学生、沖縄学生等である。

B 調査時期 昭和41年12月1日現在

C 回答数 68大学

D 整理の方法

調査事項2の(2)以下の受入れ可能数については、若干名等の記載が多く、全体としての集計が不可能であり、また、2の(3)の(ロ)については、それぞれの事情に応じての個別的記載が多いので、ここでは1および2の(1)について簡単に整理することとした。なお、この1および2の(1)の記載については、それぞれ共通し、また重複するものがあるので、一括して整理することとした。また、これらは、自由記入の方式をとったため、いろいろな問題点について各種の意見が寄せられている。いま、この中に現われたおもな意見を整理してみると次のようになる。なお、冒頭に全体のまとめとして、各大学の回答に示されている総括的な意見を集約して掲げた。

(注) 「調査による各大学の意見の要旨」のうち右端の数字は、意見を寄せられた大学数である。なお、大学数については、回答が大学によって1大学としまとまっているものもあり、また、1大学内の各部署別個の形で寄せられているものもある。どちらの場合でも1大学として数えた。

## 調査による各大学の意見の要旨

### I 総括的意見

現在、わが国において行なわれている外国人留学生制度については、あらゆる面において改

善されなければならない多くの問題点がある。それは、留学生の募集、選考の問題をはじめとして、日本語教育の問題、宿舍・教育・補導・施設整備等受入体制の問題、奨学金・旅費その他給費の問題、出入国の問題、留学生卒業後の処遇の問題にいたるまで、数多くの問題を含んでいる。殊に日本語教育の問題は、わが国独自に課せられた、最も努力を必要とする宿命的な問題点であろう。もちろん、これらの問題については、早急に最善の改善策を講ぜられねばならないことはいうまでもない。しかし、これにもまして大切なことは、留学生制度について、国全体としてのまとまった施策を確立する必要のあること、これを受け入れる一般社会殊に大学側に対して、わが国における留学生制度の目的と使命について、理解と協力を得るための方策を検討し、これが趣旨の徹底をはかることである。前に述べた諸問題とともに、この二つの点を反省し、改善することなしには、わが国における外国人留学生制度の健全な発展と効果を期待し得ないばかりでなく、国際的な面からみても却って、国として将来マイナスとなるおそれさえある。さいわい、留学生側からすれば、わが国においては、欧米諸国に比し、より親近感のある環境のもとで教育が受けられることでもあり、研究教育の面からいっても決して欧米諸国に優るとも劣るものではない。

よって、以上の諸問題について早急に検討し、万全の施策を講ずることによって、わが国の国際的地位、殊にアジアにおける立場から考え、果たさなければならない責務に対し、関係諸外国から、十分な信頼と尊敬とを勝ち得ることのできるような、留学生制度の確立を望んでやまない。

## II 項目別意見

1. 予算, 施設・設備等の充実	74
(1) 学生経費・厚生補導費・特別指導費等	(42)
(2) 施設・設備等	(32)
2. 日本語教育の改善・充実	59
(1) 日本語教育の強化	(50)
(2) 現地における日本語教育の充実	(9)
3. 大学への人員の措置	55
(1) 留学生担当教官の設置	(26)
(2) 留学生担当官の設置	(27)
(3) 女子留学生のための担当官(女性)の設置	(2)
4. 宿舍の設備	42
(1) 宿舍の整備・充実	(38)
(2) 留学生会館	(4)
5. 選考の厳正・優秀学生の採用	28
6. 日本語の学力と基礎学力の充実	20
7. 給与等の増額	16
8. 私費留学生対策の強化	16
9. 大学での自主的選考	9
10. 日本の教育制度, 内容のPR	8
11. 指定大学制度, 留学生大学の設置	8
12. 国費留学生の増員	6
13. tutor その他助言制度	6
14. 留学期間の延長(修士課程, 博士課程)	5
15. 研究留学生に重点	4
16. 大学では専門課程のみ	3
17. その他(のちに例示する)	21
(別記) 沖縄留学生	23

以上17項目のうち, 回答数の多い上位13項目について略記することとするが, 同じような意見については, 代表的な意見を一つ掲げ, そのあとに大学数をあげるにとどめた。整理のつご

う上, 表記については若干手を入れてあることをおことわりしておく。

1. 予算, 施設・設備等の充実	74
(1) 学生経費・厚生補導費・特別指導費等	(42)
(注) この項目中には厚生補導費, 日本語の補講費等文部省において一部既に実施中のものあり。	
○ 教育(厚生)補導費の増額。	(10)
○ 留学生教育に対する予算・経費の計上・増額。	(8)
○ 研究旅費, 見学旅費の増額。	(5)
○ 学生経費の増額。	(2)
○ 研究指導費の充実。	(1)
○ 指導費を計上し, 特殊な教育を行なう必要がある。	(1)
○ 定員外研究費・教育費の配分が必要。	(1)
○ 教材費, 講師手当, 教官の指導旅費等の増額。	(1)
○ 非常勤講師手当は, 謝金として組み替えが適当。	(1)
○ 謝金の増額。	(1)
○ 指導教官に対する予算的裏付け。	(1)
○ 補講の経費の予算化。	(1)
○ 日本語教育のための講師手当の予算的裏付け。	(1)
○ 大学院学生の教育に必要な経費は年間30万円を要する。留学生についてもこれに相当する経費の予算化が必要。	(1)
○ 受入れ講座に対して学生経費として月額1万円程度の予算を配分されたい。	(1)
○ 財政的措置を伴う外国人学生の	

- 特別わくを設ける。 (1)
- 一般学生と同様の予算的裏付けを希望する。 (1)
- 教官、事務職員の定員等を十分に、日本人に劣らぬ学力をつけるよう努力すべきである。 (1)
- 一般学生とは別に大幅の留学生教育費を大学予算に計上すること。(1)
- 定員外で留学生を入学せしめる場合は予算的措置を考慮されたい。(1)
- 定員化する場合、その数に見合う教官数、経費等の基本的なものを考慮したい。 (1)
- (2) 施設・設備等 (32)
- 施設・設備等の改善・充実を望む。 (19)
- 教育施設・厚生施設・補導関係諸施設の充実。 (2)
- 施設・設備の基準を明確化し、充実策をたてる。 (1)
- 増募に見合う設備費（特に実験関係）の予算化。 (1)
- 研究施設の充実。 (1)
- 留学生に関する初年度設備費の予算の増額。 (1)
- 留学生談話室の予算的裏付けが必要。 (1)
- 語学教育施設が必要。 (1)
- 定員外となるので、機械の不足に困る。 (1)
- 図書の実充。 (1)
- 地方の大学に対し、宿舍、施設設備および人的要素を含めた一定基準を設け、これに基づいて受入れ体制を整備すること。 (1)
- 生活費以外に教科書、参考書等の購入能力があること。 (1)
- 特に理数系学生には、書籍購入費および実験費等を設けてほしい。(1)
2. 日本語教育の改善・充実 59
- (1) 日本語教育の強化 (50)
- 日本語教育の改善・充実・強化を希望する。 (24)
- 日本語の理解力・会話を十分につけてほしい。 (10)
- 日本語教育期間を延長する。 (6)
- 日本語についてテストを行ない、一定のレベルに達したものに専門教育を受けさせる。 (3)
- 日本語の学術文献が読解できる語学力の養成が必要。 (2)
- 講義がノートできるような学生を入学させたい。 (2)
- 日本語の能力として一般に読解力が不足している。 (1)
- 講義内容を理解するためには、日常生活用語以上の高い水準の国語力が必要である。適時専門課程の講義などを聴講させるなどして、日本語習得に対する自発的意欲を高揚させる。 (1)
- 文科系学生の場合、日本語による講義を理解しうることが必要であるが、日本語の習熟には困難な条件が多いので、日本語教育の方法と施設に十分に力を入れるべきである。 (1)
- (2) 現地における日本語教育の充実 (9)
- 留学前ないしは日本到着後短期集中教育を行ない、効果をあげる。(2)

- 日本語の語学力を統一した基準にしたがって認定することが望ましい。可能なら各国1か所ずつセンターを設け、日本語の統一試験を行なうべきであろう。(1)
  - 外国に日本語センターを設ける。(1)
  - 現地で日本語について試験し、適格者のみを選抜する。(1)
  - 来日してから直ちに専門の課程に進みうるような体制を確立する。(1)
  - 母国で日本語を予備学習させ、留学生部で仕上げ、その専門課程の講義を聴講する機会を与え、日本語学習の意欲を高める。(1)
  - 現地における日本語教育の充実の積極的推進。(1)
  - 日本の政府は、日本語の教育機関を特に東南アジア主要都市に設置しそこに日本語教師を大量に派遣して、日本語講習会等の開催を促進するなどの具体策を講じ、1～2年間マスターさせて、留学生を選考、さらに留学生課程で1年間の日本語と2年間の基礎教育を行ない、各大学の2年次へ入学させる。(1)
3. 大学への人員の措置 55
- (1) 留学生担当教官の設置 (26)
- 指導教官を置くこと、および増員。(15)
  - 留学生担当教官の設置。(2)
  - 専任の補導担当教官の増員。(2)
  - 留学生5～10名について1名の専任教官を置く。(1)
  - 教官(講師)の定員を認めるべきである。(1)
  - 学力補充のための教官の必要。(1)
  - 現行学生募集における際の一般教育担当教官(増募20名につき1名)の増員を上回る増員(学生10名につき1.5名)を要望。(1)
  - 補導教官制度の確立。(1)
  - 留学生の補導、特に生活の補導にあたる専任教官(各大学1名程度)の配置。(1)
- (注) 前頁の1の(1)の最後のものもこれに加える。(1)
- (2) 留学生担当官の設置 (27)
- 事務職員を置くこと、およびその増員。(12)
  - 留学生を世話する職員を特別に置く必要があり、その組織の確立。(6)
  - 教職員の増員。(3)
  - 学生に見合った教職員に対する予算措置。(2)
  - 生活に対するカウンセリングのための教職員の必要。(1)
  - 事務部および研究補助者の充実。(1)
  - 生活上の指導と学習のための専任者を置くか、現在それを担当している職員に対する物的補助の必要。(1)
  - 補導・指導を兼ねた教官、および事務職員(専任者)を要し、これらの語学教育についての専任が必要。(1)
- (3) 女子留学生のための担当官(女性)の設置 (2)
- 女子学生に対しては、女子カウンセラーが必要。(1)

- 女子留学生の場合には、女性アドバイザーが望ましい。(1)
4. 宿舎の設備 42
- (1) 宿舎の整備・充実 (38)
- 宿舎の整備・充実。(32)
- 日本人学生と生活する寮。(4)
- 特に芸術に関する分野について、自宅研修可能な宿舎が必要である。(1)
- 留学生一般に対する厚生補導施設として、女子寮等を設けるよう望む。(1)
- (2) 留学生会館 (4)
- 留学生会館の建設が必要。(3)
- 日本国際教育協会を拡充強化し、留学生会館を地方の主要都市にも設置する。(1)
5. 選考の厳正・優秀学生の採用 28
- 選考を適切厳重にして、学習にたえる質のよい者を選ぶこと。(14)
- 学力検定を厳重にすべきである。(7)
- 選考または採用基準をきびしくして、優秀な留学生を採用すべきである。(5)
- 国家機関で統一した、しかも厳格な試験を行なう。  
(方法としては、各国の日本大使館と各国の文部省的機関で試験を行ない、合格者だけを入国させる。)  
(そして、合格した者を日本において一定期間日本語の読解力及び専門基礎知識を教育した後、受入れ側に推薦して選考せしめることが望ましい。)(1)
- アジア地域の学生については、その修了した母国の大学の教育程度に問題がある。できる限り教育程度の高い大学を卒業した者を受け入れるべきである。(1)
6. 日本語の学力と基礎学力の充実 20
- 日本語の学習を十分行なったり、数学・物理・化学等の自然科学の学力を充実すべきである。(7)
- 基礎学力の充実・向上が必要。(6)
- 一般に学力が劣る。(3)
- 日本語以外にも英語および専門科目の基礎知識を身につけてくること。(2)
- 現在の外国人学生は日本語の能力が不十分であり、また基礎学力の不足している者が多い。したがって、各大学で受け入れる前に、日本語教育と基礎学力を養成する機関を強化整備する必要がある。(現在、一、二の大学に留学生部(課程)が設けられているが、さらにこれを拡充することが望ましい。)(1)
- 日本人学生との学力の差異。  
日本の学校と歩調が合わないから、万一学力不足があれば、その科目だけ勉強させる学校を作る。(1)
7. 給与等の増額 16
- 国費留学生の奨学金(給与)を増額すべきである。(9)
- 国費留学生に対して、図書購入費を支給する。(2)
- 国費留学生の給費は、月額3万6,000円(1,000ドル)程度に増額することが必要。(1)

- 文部省奨学金留学生の給与は約20%増を必要とする。 (1)
- 来日、帰国の際、羽田一大学間の国内旅費、引越料(旅費を含む)を支給されたい。 (1)
- 在学中の書籍費、一時帰国旅費(学部留学生の場合)および帰国の際の荷物運搬費などの配慮を望む。 (1)
- 文部省奨学金留学生に対する寝具貸与の費用は、寒冷地である東北以北については増額が必要。 (1)
- 8. 私費留学生対策の強化。 16
  - 私費留学生の予算化。 (8)
  - 私費留学生の医療保障。 (4)
  - 私費留学生の奨学金。 (2)
  - 文部省から推薦される私費外国人留学生(定員外)の学生経費の計上。 (1)
  - 私費留学生が多く、しかも経済的困窮者が多いので、国費奨学金の増加、増額を希望する。 (1)
- 9. 大学での自主的選考 9
  - 大学での自主的選考。 (6)
  - 正規の入学試験実施。 (3)
- 10. 日本の教育制度・内容のPR 9
- 11. 指定大学制・留学生大学の設置 8
  - 指定大学制。 (4)
  - 留学生大学の設置。 (4)
- 12. 国費留学生の増員 6
  - 国費留学生の増員。 (4)
  - 日本語教育機関の設置・拡充。 (2)
- 13. tutor その他助言制度 6
  - tutor 制の制度的経費面の措置を望む。 (4)

- アドバイザーの確立。 (1)
- 世話助言制度の確立。 (1)
- 14. 留学期間の延長(修士・博士課程) 5
- 15. 研究留学生に重点 4
- 16. 大学では専門課程のみ 3
- 17. その他 21
  - (例示) 留学生世話機関の設置。交換研究員制度の設置。入学時期の調整。言語問題の障害除去。留学生の健康管理。勉学期間中打切るな。医療費の引下げ。大学院生採用見合わせ。外国大学との単位相互認定。等

(別記)

- 沖繩学生 23
  - 学力が低い。 (9)
  - 選抜方法等検討を要する。 (5)
  - その他奨学金の増額等。 (5)
  - 他の外国人留学生とは別個に取扱ってよい。 (4)

### 3. 一般教育に関するアンケート集録(抄)

教養課程に関する特別委員会  
(昭和42年11月29日)

1. いわゆる横割り縦割りの別について [(イ)~(ニ)]
2. 一般教育実施の期間について [(イ)~(ロ)]
3. 留年について [(イ)~(ロ)] 提出校数 74校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
1. いわゆる横割り、縦割りの別について	(イ)横割り	33
	(ロ)縦割り	8
	(ハ)くさび型	27
	(ニ)その他	12

2. 一般教育実施の期間について	(イ) 2年	36
	(ロ) 1.5年	18
	(ハ) その他	21
3. 留年について	(イ) 一般教育の留年制がある。	51
	(ロ) 一般教育の留年制がない。	23

4. 授業科目の開設について [(ロ)~(ハ)]

提出校数 70校

問題点および意見等		件数
区分	事 項	
4. 授業科目の開設について	(ロ)総合科目を開設している。	7
	(ハ)総合科目を開設していない。	61
	(ニ)基礎教育科目を開設している。	31
	(ホ)基礎教育科目を開設していない。	37
	(ヘ)その他 (ニ)その他の内容	5
	1) 基礎教育科目につづく専門課程に属する「基礎学科」を開設している。	1
	2) 一部で、相当基礎教育を加味した講義を行なっている。	1
	3) 基礎教育科目の名称で区別していないが、基礎的科目を専門教育科目に含めている。	2

5. 管理・運営について [(イ)~(ハ)] 6. 教員組織について [(イ)~(ハ)]

提出校数 73校

問題点および意見等		件数
区分	事 項	
5. 管理・運営について	(イ)教養部(教養学部)方式	31
	(ロ)委員会方式	20
	(ハ)その他	22
	1) 全学管理	
	2) 教授会	
	3) カリキュラム委員会	
	4) 教養課程	
	5) 学部(学科)代表制	
	6) 特定の学部(文理学部)	

6. 教員組織について	7) 各学部ごと	
	(イ)基準を上まわっている。	9
	(ロ)基準に達している。	17
	(ハ)基準に達しない。	43
	回答なし	4

1. いわゆる横割り縦割りの別について (ホ) このことについての問題点・意見等 提出校数 41校

問題点および意見等		件数
区分	事 項	
問題点	(横割り型)	
	1) 大学への魅力を失い、学習意欲を低下させる。	2
	2) 専門教育の履修期間が短くなる。	1
	3) 専門への進路競争が激しく、また専門の準備教育としての性格を高め本来の目的を果せない。	4
	4) 学生の質にムラがあるため教育水準を低下せざるを得ない。	1
	5) 留年する学生が増加し、教育効果に悪影響を与える。	1
	6) 利点としては、教育・指導の責任体制が確立される。	4
	(縦割り型)	
	1) 教養部を置く大学では教育・指導の責任体制があいまいになる。(教養部を置く大学では縦割り型をとりにくい)	3
	2) 一般教育軽視の傾向が強くなる。	2
	(くさび型)	
	一般教育のみの期間(1年次)では学習意欲を低下させる。	2
	意見	1) 外国語科目、保健体育科目は縦割り型が良い。
2) 教育・指導の責任体制の面からは横割り型が望ましい。		7
3) 教育効果の面からはくさび型が望ましい。		10
4) 縦・横併用(カギ型)が望ましい。		1
5) くさび型または縦割りが望ましい。		1

6) 縦割りが望ましい。	3
7) 入学当初より学部別の場合学生の指導、身分上の取扱い等に問題がある。	1

2. 一般教育実施の期間について (ニ) これについての問題点・意見等 (ある場合) 提出校数 36校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
問題点	1) 教養部方式をとる場合1・5年とする大学が多いが留年者の扱いと進学時期が年次中途となり、これの扱いに困難を伴う。	3
	2) 教養部または教養課程の実施期間の2年間は教育・指導の責任体制をもつ上の最低年限であり、この中に基礎教育科目や専門科目を併修させることは問題がある。	8
	3) 一般教育を4年次にわたって実施したが低学年で取りそなった単位を高学年で取る結果のみとなり教育効果がない。	1
	4) 1年次に一般教育科目が多すぎて消化不充分となる。	1
意見	1) 実施期間を1～2年次に限定しないで、3年次または4年次いわゆるくさび型とし、専門教育と併行して実施すべきである。	9
	2) 実施期間2年間で一般教育の単位を完全取得させる制度的確立ができないか。	4
	3) 実施期間2年間のうち2年次に専門の基礎科目を併修させたい。	5
	4) 学科課程における単位数・予算・教員数等の実情から、実施期間は1.5年が適当である。	2
	5) 教養部の修業年限の確立と制度的措置はできないか。	1
	6) 一般教育の2年間は適当であるが、大学4年間では専門教育上短い。従って一般教育の制度を確立する上でも4年制度の延長を行なうべきである。	1
	7) 3年まで延ばしたい。	1

3. 留年について (ハ) これについての問題点・意見等 (ある場合) 提出校数 42校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
問題点および意見	1) 留年する学生数の増加のため、留年後の学生の学習指導、学生補導の面で困難がある。(再教育の施設・特別な教育指導の人員確保が必要となる。)	13
	2) 入学後の気持ちを引きしめるためにも、留年制は必要である。	11
	3) 留年制は好ましくない(学生数の増加、施設・設備・人員の不足を一層増大する。)	8
	4) 留年制について、今後研究検討を続けることが必要である。	11
	5) 留年制を考えることに問題(抵抗)がある。	5
	6) 留年し得る期間を2年～4年に定めることが必要である。	3
	7) 一般教育の終結点が明確でない。	1
	8) 教養課程は学年制が望ましい。	3

4. 授業科目の開設について (ト) これについての問題点・意見等 提出校数 38校

問題点および意見		件数
区分	事項	
問題点および意見	(総合科目について)	
	1) 総合科目を設けることが望ましい。	11
	2) 総合科目を設けることは望ましいが、充分研究のうえ実施すべきである。	4
	3) 現行設置基準を速かに改正し、総合科目が合理的に設置される体制を望む。	1
	4) 理工系では人文・社会系列の総合科目を開設することが望ましい。	2
	(基礎教育科目について)	
	1) 基礎教育科目を設けることが望ましい。	6
	2) 一般教育科目と基礎教育科目の内容・性格を明確に区分する必要がある。	3
	3) 基礎教育科目設定の必要は認めるが、一般教育の趣旨を否定する恐れがある。	2

4) 一般教育科目の単位を削って基礎教育科目を設けることは問題がある。	1
5) 教養課程に基礎教育を組入れるのではなく、専門教育の段階で設けるべきである。(教養課程は人間形成の場である。)	2
6) 一般教育科目と基礎教育科目とを無理に区分することには不賛成(または問題あり)。ベーシック・サブジェクトと考えるべきである。	2
7) 基礎教育科目という名称をなくしたほうがよい。	1
8) 基礎教育科目を理工系と文科系コースに分けて設けることが望ましい。	1
9) 教養期間が1.5年の場合、基礎教育科目を設けることが無理である。	1
10) 基礎教育担当の教官定員を配置する必要がある。	2
(その他)	
1) 小人数教育による効果をあげるために教官定員を増加する必要がある。	2
2) 開設科目を増加したいが、担当教官が不足している。	1
3) 現行設置基準の系列区分は不適當である。専攻別に選択の余地がない。	1
4) 一般教育科目、基礎教育科目共小人数教育は望ましくない。	1
5) 実験、実習、演習等の授業は教育上ばかりでなく、教官と学生との接触を深めて有意義である。	2
6) 学生の取得すべき単位数・単位基準は現行のままでもよい。	1
7) 専門科目を1年から適宜始めたほうがよい。	1

5. 管理・運営について (≡) これについての問題点・意見等 (ある場合) 提出校数 32校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
問題点	1) 教養部の管理・運営体制が確立していないため、教育上の責任体制や学部との調整等に混乱を生ずる。	4

	2) 教養部の多人数学生の補導上・マスプロ化に問題あり。	1
	3) 単一学部が教養部を担当したり、兼担教員の場合教育が無責任となったり、他学部意見に左右される等の独自性がなくなる。	2
	4) 講座制をとる大学で、学科目制による一般教育を行なっている教養部方式に問題がある。	3
意見	1) 教養部の大学における位置づけを明確にする。学部と同様に完全独立・自主性を尊重すべきである。	11
	2) 委員会方式または教養課程方式をとっているが、教養部方式をしたい。	8
	3) 一般教育を教養部・委員会方式等によらず全学的に担当(1・2年次の授業を担当する全教官の協議会による)して成果をあげている(専門教官も一般を担当している)。	1
	4) 委員会・教授会等と一般教育担当教官または学部との連絡・調整を密接にすべきである。	5
	5) 現状の教養部方式でよいが将来設置基準改訂により学部と教養部の間を密接にすべきである。	1
	6) 教員の定員や教育内容、予算面、職員組織等の現状からみて全学的委員会方式によるのがよい。	2
	7) 教養部は教官組織・施設・設備・予算その他学部に比して格差があるので是正が必要である。	2

6. 教員組織について (≡) これについての問題点・意見等 (ある場合) 提出校数 47校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
問題点および意見	1) 現行大学設置基準では不十分である(教育学部専門と全学の一般教育の両者を教育学部および独立する部として、受け持っている現状では不十分であり、基準の引き上げが必要である)。(専門教育の教官が一般教育も兼担しているため定員増がぜひ必要である)。	20
	2) 現行基準まで教官配置を早急に充足させることが大切である(基準に充たない大学が多すぎる)。	10
	3) 現行では助手の配当がない(一般教育の授業にも助手がぜひ必要である。この点が増大の隘路である)。助手の要求をかかざるべきだ。	12

4) 1クラス編成を小さく(小人数教育)し、教官1人当りの担当時間を定め、教育内容に応じた組織構成が望まれる。	6
5) 一般教育の開設科目の担当は一般教育専任教官が望ましい。	2
6) 現行基準では開設科目に限度があり望ましくない。	2
7) 第2外国語について専門科目扱いは不都合である。	1
8) 学生の増募に対する教員増加が少なすぎる。	1
9) 理工系大学には文科系の担当教官の定員増が必要である。	1
10) 一般教育を兼任で授業をしていることから一般教育に対する研究意欲が低調になるきらいがある。	1
11) 自然科学の組織不足を充実したい。	1
12) 基準定員に対する当教養教官数の不足を充足すると共に基準定員算定そのものの再考を望む。	1

11) サークル活動の時間をもつと与えること。	1
12) 一般教育に関する研究のために内外地留学を拡充してほしい。	1
13) 独立した教養部の設置に異議がある。	1
14) 一般教育は専門の科目に習熟した教官の中から担当すべきである。	1
15) 実験・実習関係の教員の不足から学力低下が目立つ。	1
16) 一般教育期間を2年、専門教育期間を3年とする。	1
17) 一般教育科目の履修方法を文科系、理科系、芸能科系に分け、そのうち学生の専攻以外のコースを履修せしめるよう授業を行なうことにしたい。	1
18) 単位制度は授業時間割編成がむづかしい。	1

3. 留年について：昭和42年3月末現在の留年者数  
およびその進学予定者に対する比率一覧

提出校数 49校

7. 一般教育の現行制度、教育効果その他の問題点

・意見

提出校数 36校

問題点および意見等		件数
区分	事項	
問題点 および 意見	1) 教員・施設設備の充実強化並びに予算増額を主張するもの。	19
	2) 小人数教育による人間形成を主張するもの。	8
	3) 教育方法の再検討、専門教育との調和(併行して教育を考える)。	6
	4) 高校教育の改善と入試制度の再検討が必要である。	4
	5) 現行制度は画一的にすぎる。多面的な工夫創意をする必要がある。	4
	6) 助手の定員を設けること。事務系職員の増員。	4
	7) 専門教員との格差をなくする。専門の準備教育ではない。	2
	8) 総合科目開設の必要。	2
	9) 教員定数基準に幅をもたせること。	2
	10) 教養部の設置とその充実が必要である。	2

学部別 または類別	進学予 定者数	留年 者数	比率 (%)	備 考
文 類		20	4.25	北 海 道
理 類		58	4.62	
医 進		2	1.64	
水 産 類		21	9.24	
工学部第一部	380	29	7.6	室蘭工業
畜産学部	330	14	2.36	帯広畜産
		7	4.43	北見工業
人文学部		17	12	弘 前
教育学部		39	15	
理学部		27	23	
医学部		4	5	
農学部		32	43	
文学部	176	21	12	東 北
教育学部	94	19	20	
法学部	160	14	9	
経済学部	157	7	4	
理学部	328	54	16	
医学部	155	9	6	
歯学部	35	6	17	
工学部	800	121	15	
農学部	165	21	13	

学部別 または類別	進学予 定者数	留年 者数	比率 (%)	備 考
教育学部 鉱山学部		16	6 2.98	秋 田
文理学部 教育学部 工学部 農学部		18 21 22 21	5.57 4 3.52 9.58	山 形
教育学部 医学部 工学部	250 67 342	0 5 17	7.5 4.97	群 馬
文 文 文 理 理 理			7.7 7.6 12.5 11.4 12 2.8	東 京
医学部 歯学部	65 82	4 5	6.15 6.09	東京医歯
		41	7.75	東京外語
農学部 工学部	260 232	33 21	12.7 9	東京農工
美術学部	200	5	2.5	東京芸術
	782	61	7.8	東京工業
			5.5	東京商船
水産学部	235	27	11.5	東京水産
商学部 経済学部 法学部 社会学部	196 229 132 127	9 10 13 9	4.6 4.3 9.8 6.9	一 橋
工学部	375	26	6	横浜国立
人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部 医学進 歯学進		27 7 14 28 34 16 4	10.8 10.1 14.1 10.1 23.7 15.1 0.95	新 潟
文理学部 教育学部 経済学部 薬学部		17 3 13 8	16.7 2 8.5 9.8	富 山

学部別 または類別	進学予 定者数	留年 者数	比率 (%)	備 考
工学部		32	12.1	
工学部		33	10.6	福 井
人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部 繊維学部		5 15 14 10 1 15	5.1 5.3 12.7 3.8 0.7 7.8	信 州
教育学部 医学部 工学部 農学部	265 68 229 186	9 3 17 15	3.0 4.0 7.0 8.0	岐 阜
人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	150 351 136 366 90	7 22 30 57 8	4.67 6.27 22.06 15.57 8.89	静 岡
文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部	124 51 90 210 212 103 584 116	15 6 14 18 57 17 120 28	12 12 16 9 27 16 21 24	名古屋
	515	45	8.7	名古屋工
農学部		15	8.2	三 重
経済学部		13	6.5	滋 賀
文学部 法学部 理学部 薬学部 農学部 教育学部 経済学部 医学部 工学部		49 24 43 14 58 4 14 12 94	19.0 8.0 15.0 16.0 21.0 6.0 5.0 10.0 10.0	京 都
文学部 法学部 経済学部 理学部 医学部	81 126 199 210 123	14 26 36 51 16	17.3 20.6 18.1 24.3 13.0	大 阪 41年10月 現 在

学部別 または類別	進学予 定者数	留年 者数	比率 (%)	備 考
歯 学 部	56	13	23.2	
薬 学 部	90	17	18.9	
基 礎 工 学 部	414	95	22.9	
工 学 部	810	188	23.2	
教 育 学 部		20	11.0	大阪教育
文 学 部	96	7	7.3	
教 育 学 部	311	30	9.6	
法 学 部	94	8	8.5	
法 学 部 第 二	83	37	44.6	
経 済 学 部	213	17	8	
経 済 学 部 第 二	69	37	53.6	
経 営 学 部	209	15	7.2	
経 営 学 部 第 二	77	44	57.1	
理 学 部	58	11	19	
医 学 部	88	13	14.9	
工 学 部	348	45	12.9	
航 海 学 科	326	11	3.4	神戸商船
機 関 学 科	325	27	8.3	
農 学 部	210	43	20.0	
工 学 部	75	27	36.0	
医 学 課 程	74	8	10.8	鳥 取
法 文 学 部	355	42	12	
教 育 学 部	256	19	7	
理 学 部	106	14	13	
医 学 部	119	13	11	
工 学 部	172	40	23	
農 学 部	112	24	21	
経 済 学 部		3	1.4	
農 学 部		9	2	香 川
文 学 部	94	7	7.44	
教 育 学 部	147	0		
東 雲 分 校	237	14	5.9	
政 経 学 部	132	22	16.66	
理 学 部	124	27	21.77	
医 学 部	56	7	12.5	
歯 学 部	32	8	25	
工 学 部	295	64	21.69	
福 山 分 校	101	6	5.94	
水 畜 産 学 部	45	4	8.88	
経 済 二 部	48	27	56.25	
文 理 学 部			7.6	
教 育 学 部			2.8	
経 済 学 部			2.6	山 口

学部別 または類別	進学予 定者数	留年 者数	比率 (%)	備 考
工 学 部			11.2	
農 学 部			9.3	
医 学 進 学 課 程			3	
教 育 学 部	179	1	0.5	
医 学 部	92	17	18.4	
栄 養 学 部	57	1	1.8	
薬 学 部	85	9	1.05	徳 島
工 学 部	258	59	2.28	
文 理 学 部		13	6	
教 育 学 部		8	4	
工 学 部		36	15	
農 学 部		39	28	愛 媛
理 工 学 部		2	0.2	
法 文 学 部	197	11	5.6	佐 賀
教 育 学 部		4	1.4	
経 済 学 部		1	0.6	
工 学 部		2	2.6	
水 産 学 部		1	1.2	
医 学 課 程 (1 年)		7	7.0	
(2 年)		12	11.9	長 崎
教 育 学 部	286	14	4.9	
理 学 部	80	3	3.8	
医 学 部 (1 年)	112	6	5.4	
(2 年)	93	5	5.4	
薬 学 部	90	1	1.1	
工 学 部	385	21	5.5	熊 本
経 済 学 部		16	10	大 分
法 文 学 部	216	44	19.9	
教 育 学 部	297	85	28	
理 学 部	120	17	13.3	
工 学 部	274	57	20.8	
農 学 部	193	34	17.6	
水 産 学 部	134	39	29.1	
医 学 部	79	7	9.9	
留年制があるが留年該当者なし。				金 沢 京 都 工 芸
	1,912	258	13.5	九 州
医 学 部		8	7.33	
教 育 学 部		8	1.98	
園 芸 学 部		9	6.66	千 葉

別表 4. 授業科目の開設について (イ) 開設している一般教育科目 (系列別)

提出校数 74校

系列区分	科目名	件数	科目名	件数	科目名	件数	科目名	件数	科目名	件数	科目名	件数
人文 科学系	哲学	70	仏文学	3	日本史	14	美学	9	人文学	5	ラテン語	1
	倫理学	64	中国文学	6	東洋史	12	教育学	10	地理学	2	ギリシア	1
	論理学	8	日本文学	5	西洋史	12	考古学	1	人類学	2	中国語	1
	文学	44	英文学	2	外国史	3	心理学	52	文化史	4	古典語	2
	国文学	17	独文学	2	世界史	2	芸(美術)	38	技術史	1	ロシア語	1
	外国文学	6	露文学	1	国語	13	音楽	31	美術史	3	社会学	1
	東洋文学	2	文学論	1	漢文	9	言語学	4	芸術学	6		
	西洋文学	8	歴史学	39	宗教学	19	科学概論	2	自然科学	1		
社会 科学系	政治学	54	心理学	13	人類学	3	歴史学	14	文化史	1	家政学	5
	社会学	64	心社心理学	4	人文類学	3	日本史	2	美術史	1	社会科学論	6
	経済学	65	心社心理学	69	人類学	2	東洋史	1	外国史	1	概生活科学	1
	地理学	41	心社心理学	20	人経社思想	10	西洋史	1	考古学	1	商業通論	1
	人地学	11	憲法統計学	26	自然学	15	経済史	1	音楽史	1	経済通論	1
自然 科学系	数学	67	動物学	3	自科人類学	8	天文学	7	技術概論	1	音響学	1
	物理学	67	地質学	60	心理学	3	気象学	2	産業技術概論	1		
	化学	64	生物学	1	心統計学	2	農学	6	現代科学概論	1		
	生物学	61	自然科学論	12	図学	14	家政学	4	生活科学	3		
	植物学	2					生理学	3	工学	2		

別表 4. 授業科目の開設について (ロ) 総合科目を開設している

提出校数 7校

問題点および意見等		件数	該当大学
区分	事項		
1) 人文系列	文学(4単位)…単一科目内の総合コース「漱石と魯迅」	1	高知大学
2) 社会系列	政治学(総合)……「現代日本の法と政治」	1	広島大学
3) 自然系列	自然科学(総合)…「生物体としての人類を解明するとともに、自然との関連を考究する」 Ⅰ ホモ・サピエンス Ⅱ 生活圏 Ⅲ 生物資源 を主な講義テーマとする。	2	徳島大学
	天文学(総合)……「自然科学概論(科学史)」		広島大学
4) 人文 社会} 系列	歴史学(総合)……「アジアの近代化とヨーロッパの近代化」	3	広島大学
	農村問題……「文学は日本思想史を含み、哲学は西洋思想史を踏まえ、社会学は考古学から文化人類学に亘る」		帯広畜産大学
	総合講義……1) 人間と文化(文化論・技術者論・文学・芸術論) 2) 現代の社会 3) 心理(人間の総合的理解) 4) 現代の思想(科学思想・技術思想・社会思想) 5) 科学と社会		東京工業大学
5) 人文 社会 自然} 系列	ものをみる眼……「人文・社会・自然の系列から12名の教官が担当」(一般教育の各分野から共通な一つの主題について学ぶ)	2	お茶の水女子大学
	アメリカの文化と社会…「アメリカ史・アメリカ哲学・アメリカの国民性・アメリカの文学・アメリカの地理・アメリカの憲法・アメリカの社会・アメリカの生活等について」		九州大学

4. 授業科目の開設について (二) 基礎教育科目名  
提出校数 34校

科 目 名	件数	科 目 名	件数
基礎数学	25	文 学	2
図 学	6	英 文 学	1
基礎物理学	22	色 彩 学	1
力 学	3	音 楽 史	2
基礎化学	23	音 楽 美 学	2
遺 伝 学	1	美 術 鑑 賞	1
基礎生物学	11	近 代 史	1
自然科学概論	2	教 育 社 会 学	1
生 命 論	1	特殊教育概説	1
理科数学	2	芸 術 学	2
製 図	4	書 学	1
統 計 学	7	社 会 思 想 史	1
医用電子工学	1	自 然 環 境	1
生 物 化 学	3	家 族 と 社 会	1
地 学	9	産 業 経 済 史	1
放射線物理学	1	産 業 政 策	1
生物有機化学	2	植 物 整 理 学 概 論	1
生物物理学	2	天 文 学 通 論	1
異常児心理学	1	人 体 解 剖 生 理 学	1
特殊教育概説	1	栄 養 学	1
ドイツ語	2	生 理 的 心 理 学	1
医用ドイツ語	1	小 児 医 学	1
医用ラテン語	1	生 物 測 定 学	1
経済学概論	2	第 一 外 国 語 (英・独・仏の内1)	1
管理科学概論	2	教 育 学	1
商業概論	2	心 理 学	1
社会科学概論	2	幾 何 学	1
経済英語	1	代 数 学	1
経済数学	1	工 業 経 営	1
ラテン語	1	無 機 化 学	1
心理学実験	1	分 析 化 学	1
物 理 学	8		

員会における審議方針および大学附属図書館の問題点について協議した結果、近年大学における研究および教育上大学附属図書館の占める役割の重要性が叫ばれ、特に学生の課程修学上欠くことのできない教育機関としての機能を果たしつつある点を重視し、従来ややもすれば大学行政より遊離し、軽視されがちであった図書行政を、大学行政の重要な一要素としてこれを採り上げ、その観点に立って大学附属図書館の使命および在り方等その基本的問題について審議することになった。

また、これと関連して学内において最もちかおけている図書館の施設・設備・蔵書等の早急な整備・充実とともに、相次ぐ大学の規模の拡大にもかかわらず十数年にわたり据えおかれている図書館職員の定員を緊急に増員することにより麻痺状態にある図書館機能を回復するとともに、図書館機能発揮の妨げとなっている諸制度の改善等緊急解決を必要とする具体的な諸問題についてもあわせて検討することになった。

なお、審議の過程として、現在新制度における大学教育の基底をなしている図書館を通じての教育方法については、遺憾ながら今日までほとんど考慮が払われず、特にその欠陥が一般教育に如実に反映している事実を鑑み、まず①学部学生特に一般教育課程の前期学生の教育における図書館の有効利用方策について審議し、ついで②専門課程の後期学生の教育と図書館の在り方および③研究図書館としての在り方について審議し、最後に④保存図書館の問題について審議する予定である。

さらに、上記の審議の過程において、現在論議の焦点となっている高校よりの新入生を始めとする前期学生の教育および指導の効果をたか

#### 4. 大学附属図書館に関する審議報告

国立大学協会図書館特別委員会  
(第40回総会報告)

本特別委員会は、去る7月18日、9月1日および10月28日の3回にわたり会合を重ね、本委

属図書館の問題点について協議した結果、近年大学における研究および教育上大学附属図書館の占める役割の重要性、特に学生の課程修学上欠くことのできない教育機関としての機能を果たすべき点を重視し、従来ややもすれば大学行政において軽視されがちであった図書館行政を、大学行政の重要な要素としてこれを採り上げ、その観点に立って大学附属図書館の使命および在り方等、その基本的問題について審議することになった。

即ち、審議の過程として、本委員会は、現在新制度における大学教育が図書館を通じて行なうことを前提としているにも拘らず、これに対する考慮がほとんど払われていない事実に鑑み、(1)一般教育における図書館の有効的な利用方策について審議し、併せて(2)専門教育と図書館の在り方および(3)研究図書館としての在り方について審議し、(4)保存図書館の問題についても審議する予定である。

さらに、上記の審議の過程において、学生の課程外の教育の効果を一層高めるために、従来伝統的に狭義に解されていた図書館の役割をさらに拡張し積極的に図書館を学生の課程外教育の文化的機関たらしめるべくその方策についても慎重に検討することを考慮している。

なお、以上と関連して、学内において最もたちおくれている図書館の施設・設備・蔵書等の早急な整備・充実とともに、相次ぐ大学の規模の拡大にもかかわらず十数年にわたり据えおかれている図書館職員の定員を緊急に増員することにより、麻痺状態に近い図書館機能を回復するとともに、図書館機能発揮の妨げとなっている諸制度の改善等緊急解決を必要とする具体的な諸問題についてをもあわせて検討することになった。

## 訂 正 お 願 い

前回発行の「会報第39号82頁 4. 大学附属図書館に関する審議報告」の記事訂正について。「下記」の通り、掲載すべき筈のところ、原稿を取り違えましたので、「下記」をお切り取りの上ご貼付下さるようお願いいたします。

記

## 4. 大学附属図書館に関する審議報告

国立大学協会図書館特別委員会  
(第40回総会報告)

本特別委員会は、去る7月18日、9月1日、10月20日および11月29日の4回にわたり会合を重ね、本委員会における審議方針および大学附

めるために、大学として従来の伝統的な狭義の図書館の役割をさらに拡張して積極的に図書館という文化的機関を有効に活用することの緊要性を認め、これを実現すべくその方策についても慎重に検討したいと考えている。

なお、本委員会においては、以上の観点から「教育面における大学附属図書館の重要性について」その考え方について検討したが、一応別紙のような意見を得たので、ここにこれを報告する。

## 5. 研究所特別委員会において審議すべき主なる問題点

(昭42.11.10事務局)

### I 附置研究所本来の問題

1. 附置研究所の制度上における「附置」の①意義および②根拠とその③目的および④性格(Ⅱの1の(1)と関連)(東大)
2. 附置研究所は、大学院大学のみには設けるという意見(中教審答申)に対し、大学の特色を生かしその他の大学にも設けるべきであるとする意見の当否(静岡大)
3. 附置研究所における①研究組織と②部門定員増加の当否(東北大・神戸大)
4. 研究の進展に応じて附置研究所における部門および設備等を機動的に改変し得るよう制度的および財政的の措置を講ずることの当否(京大)
5. 附置研究所に講師配置の当否(東北大・神戸大)
6. 附置研究所における①国外研究者の招致および研究留学生受入の態勢と②これら制度の確立の当否(東北大)

### 7. 予算に関する問題(東北大)

- (1) 附置研究所設備の近代化と整備
- (2) 研究費の増額
- (3) 実験工場の人員・設備の整備とその制度化
- (4) 大学教官等の待遇改善
- (5) 欠員不補充の解除
- (6) 臨時職員の定員化

### 8. その他

附置研究所の研究と科学技術基本法案に対する意見(東北大)

## Ⅱ 学内における附置研究所の問題

### 1. 学部と附置研究所の問題

- (1) 学部と附置研究所の①研究・教育上および制度上における同異点と学内における②それぞれの分担と③責任の在り方(Ⅰの1.およびⅡの3.の(1)と関連)(東大・九大)
- (2) 附置研究所における研究の特色(学部との相違)(北大・神戸大・九大)
- (3) 学部と附置研究所の教官の職務上における負担の相違とこれに伴う給与の不均衡是正の当否(東大)
- (4) 学部と附置研究所の教官当積算校費の較差是正の当否(東大)
- (5) 学部と附置研究所との教官人事の交流を行ない、研究・教育面における全学的な協調を図る具体的方策(お茶の水大・静岡大・京大)

### 2. 附置研究所と附属研究施設の問題

附置研究所と附属研究施設の①研究・教育面における同異点と②両者それぞれと学部との関係および③研究・教育面における実効上の得失(東大)

### 3. 附置研究所と大学院の問題

(1) 大学院の教育に対する附置研究所の在り方(Ⅱの1.の(1)と関連)(北大・東大・お茶の水大・京大・九大)

A) 大学院の教育の責任は学部に残し、附置研究所は適任者(個人)がこれに協力するものとしている設置基準の当否

B) 大学院の教育の責任は学部に残し、附置研究所はこれに協力するものであるという考え方の当否

C) 大学院の教育の責任は学部・附置研究所同等の立場に立っているものであるという考え方の当否

D) 大学院の教育の責任は、むしろ附置研究所に重点をおくべきものであるという考え方の当否

(2) 附置研究所の整備拡充の目的は、①単に研究の面のみでなく、②人材育成(大学院教育等)のための整備拡充をもその目的とすることの当否(北大)

(3) 附置研究所に対しては、①大学院学生経費を配当するものであって、②学生定員を配当するものでないとする考え方の当否(東大)および③人文社会系に対しても自然科学系同様学生経費配当の当否(東北)

### 4. 附置研究所と評議員の問題

附置研究所選出の評議員増員の当否(東北大)

### Ⅲ 共同利用研究所の問題

1. 共同利用研究所の運営と大学自治の問題およびこれが具体的措置(東北大・東大・お茶の水大・京大・九大)

2. 共同利用研究所を大学附置とすることの当否(東大・九大)

3. 特定大学に附置しない新しい型の国立共同利用研究所の制度(大学研究所協議会共同利用研究所小委員会報告)の当否(静岡大)

4. 共同利用研究所を大学院をおく研究所とすることの当否(神戸大・九大)

5. 共同利用研究所は、①巨大設備を要する場合および共同研究のために設けるべきか、或いは②巨大設備を要する場合のみに限定すべきか、その当否(北大・京大)

6. 共同研究を目的とする共同利用研究所の得失(北大)

7. 共同利用研究所を利用する共同研究とこれを利用しない共同研究との較差とその対策(北大)

8. 共同利用研究所と一般の附置研究所との部門競合の当否とこれに対する措置(北大)

9. 巨大設備を要しない共同研究のため各地域に研究機器センターを設けることの当否(北大)

10. 共同利用センターと共同利用研究所との①目的および性格の相違と②センター設置の当否(京大)

# E そ の 他

## 1. 学長・役員等の異動について

会報第38号報告以降、学長・役員等の異動は次の通りである。

### (1) 学長交替

大学名	旧	新
室蘭工業大学	大坪喜久太郎	沢 茂夫 (事務取扱)
九州大学	遠城寺宗徳	水野 高明
大分大学	草場 勇	後藤 正夫
弘前大学	佐藤 照	柳川 昇

### (2) 役員の変替

役職名	旧	新
理事(九州大学長)	遠城寺宗徳	水野高明
理事(弘前大学長)	佐藤 照	柳川 昇
第4常置委員会委員長	遠城寺宗徳 (九州大)	岡田正弘 (東京医歯大)

### (3) 委員更迭

- 1) 新設大学拡充特別委員会  
(解嘱) 高坂 東京学芸  
(後任) 鎌田 東京学芸
- 2) 医学教育に関する特別委員会  
(解嘱) 遠城寺 九州  
(後任) 岡田 大阪
- 3) 研究所特別委員会  
(解嘱) 遠城寺 九州  
(後任) 水野 九州
- 4) 教養課程に関する特別委員会  
(解嘱) 岡田 大阪  
(後任) 小林 大阪教育
- 5) 第1常置委員会  
臨時委員委嘱 中川 北海道教育  
各大学長(11月29日理事会)

専門委員委嘱 中川敬一郎, 植村泰忠,  
市原昌三郎各教授

### 6) 第3常置委員会

専門委員委嘱 福田平教授

## 2. 大坪室蘭工業大学長の弔慰について

昭和42年12月15日大坪室蘭工業大学長の大学葬に際し、国立大学協会より会長弔辞および花輪を献じ弔慰を表した。

## 3. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和42年11月26日大阪教育大学平野分校の火災につき、会長から同大学長宛見舞電報を送った。

## 4. 寄贈図書

「教員の地位に関する勧告」(正訳) 文部省  
学校基本調査報告書(昭和41年度) 文部省  
明治百年記念関係事務概要(A)(B) 内閣総理  
大臣官房  
能研テスト報告書第3集(昭和41年度) }  
研究紀要 1 }  
財団法人能力開発研究所  
創基90周年記念祝典報告 北海道大  
参議院文教委員会審議要録(第52—56国会)  
参議院文教委員会  
大学概要(東京)(鹿児島)(東北)以上英  
文(山梨)(神戸商船)(滋賀)(群馬)  
(琉球)学生便覧(島根)  
職員録(名古屋工)(大阪教育)(山梨)(岐  
阜)(東京教育)(新潟)(大阪)(お茶  
の水)(千葉)

日本育英会奨学生生活状況調査書（40年度）

Scholarly Books in America July 1967.

弘前大

Universitas 1967 No. 4

学生生活状況調査（41年度）

徳島大

Annual Report of Tokyo University of Agri-

図書館の窓 Vol. 6 No. 10

東京大

culture and Technology.

東京農工大

窓

### 東京工業大学におけるユネスコ国際大学院研修講座について

日本に留学する外国人学生の中でも、特に開発途上にあるアジア、アフリカ、中南米地域の諸国からの留学生の数が年々増加しているようであるが、東京工業大学にも80~90名ぐらいの同地域からの学生が入学している。食堂などでこれら文字どおり色とりどりの男女学生が日本人の教官や学生と食事をしながら流暢な日本語で談笑しているのをよく見かけるが、ちょっとした国際交歓風景である。

ところが彼等とは別に、仕切りをへだてた一角で13~14名のこれまた色とりどりの男女外国人学生が、指導教官や担当事務職員と会食しているのを時々見受けることがある。喋っている言葉は誰もが英語である。

「あの学生達はやはり文部省の国費留学生ですか」

「いや、ユネスコ化学・化学工学研修講座の研修生ですよ」

「例の54,000円給費の口ですね」

「そうです。一般の国費留学生より24,000円優遇されていますよ」

「日本語は喋れないんですか」

「え、講義も実験指導も英語を使用することになっているんですが、指導教官もいろいろ世話が大変でしょうね。今日は研修講座の行事の一つの monthly meetingですよ、きっと」

以上は食堂に居合わせた担当外の教官のヒソヒソ話であるが、話題になっている研修講座は、東京工業大学が日本ユネスコ国内委員会と共催で、ユネスコ国際大学院研修講座の一環として1965年10月開設したものである。研修の期間は10月より翌年の9月まで一か年間で、昨年10月には第3回の研修生を受け入れている。研修講座の経費は日本政府が負担し、そのほかにユネスコ本部から年1万ドルの援助金がくる。

この研修講座を日本に開設する最初の構想は、東京工業大学に化学・化学工学のコースを3~5年間置く予定で、日本では初めての試みであったが、見通しとしては、どうやら長期間になりそうなので、これまで3年間何となく経験的に運営されてきたような状態から脱却して、制度的にももっと明確な線を打ち出し、施設や設備等の充実を計りたいということが運営スタッフの意向のようである。

第3回目の研修生は29か国94名の応募者の中から、中国、韓国、ベトナム、インド、チエコ、イスラエル、パキスタン、ケニヤ、インドネシア、コロンビア、ウルガイ、の11か国から14名（女2名）が選ばれた。毎年、選考は東京工業大学と日本ユネスコ国内委員会のメンバーに、ユネスコ本部の主任担当官1名を交えて慎重に行なわれる。

なお、全世界での研修講座の開設状況は、上記の東京工業大学のほかに、Karlsruhe（化学工学、物理化学）、Uppsala（物理学）をはじめ、現在22の大学、研究機関がこのプログラムに参加している。

（東京工業大学事務局長・真明 俱雄）